

一般廃棄物処理基本計画

平成29年度

安平・厚真行政事務組合

〔 安 平 町
厚 真 町 〕

目 次

第1章 計画策定の主旨	1
1-1 はじめに	1
1-2 本計画の位置づけ	2
1-3 計画策定期間	3
1-4 組合による処理の経緯	4
第2章 地域の概況	5
2-1 自然環境	5
2-2 社会環境	7
2-3 町の総合計画	13
第3章 ごみ処理の現状	14
3-1 ごみ処理の流れ	14
3-2 ごみ排出実績	16
3-3 収集・運搬	26
3-4 中間処理	30
3-5 最終処分	38
3-6 ごみの減量施策	40
3-7 ごみ処理システムの評価	43
3-8 ごみ処理における動向	51
3-9 ごみ処理における課題	63
第4章 ごみ処理の基本方針	66
4-1 ごみ処理の基本方針	66
4-2 計画の目標	67
4-3 数値目標の設定	67
第5章 ごみ排出量の推計	70
5-1 将来人口の推計	70
5-2 ごみ排出量の現状推計	71
5-3 減量後のごみ排出量の推計	75
第6章 ごみ処理基本計画	83
6-1 基本方針に基づく住民・事業者・構成町・組合の行動指針	83
6-2 ごみ減量化・再生利用計画	86
6-3 収集運搬計画	88
6-4 中間処理・最終処分計画	90
6-5 その他の計画	92

資料編

- 1 温室効果ガス排出量の推計
- 2 ごみ排出量・処理量の推計

第1章 計画策定の主旨

1-1 はじめに

安平・厚真行政事務組合(以下、「組合」と言います。)は、平成24年度に「一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、ごみの減量、資源物の分別推進、苫小牧市との広域処理など循環型社会形成に向けた施策を講じてきました。

一方、国は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行い、平成25年5月に「第三次循環型社会推進基本計画」を策定し、「低炭素社会・自然共生社会との統合的取組」、「地域循環圏の構築」、「国際的な循環型社会の構築」へ向けた取り組みを進めています。最終処分量の削減等、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取組強化」、「3R国際協力の推進」等の新たな政策を示しています。

また、北海道においても、循環型社会の形成を加速させるための新たな制度的な枠組みとして「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成27年3月に改訂し、この基本計画の廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」を平成27年3月に改訂しました。

組合では、平成25年7月から「家庭ごみの有料化」と「紙類・剪定枝の分別収集」の取組を開始していることから、これら施策を踏まえた将来ごみ量の見直しが必要と判断し、今回一般廃棄物処理基本計画の見直しを行うものであります。

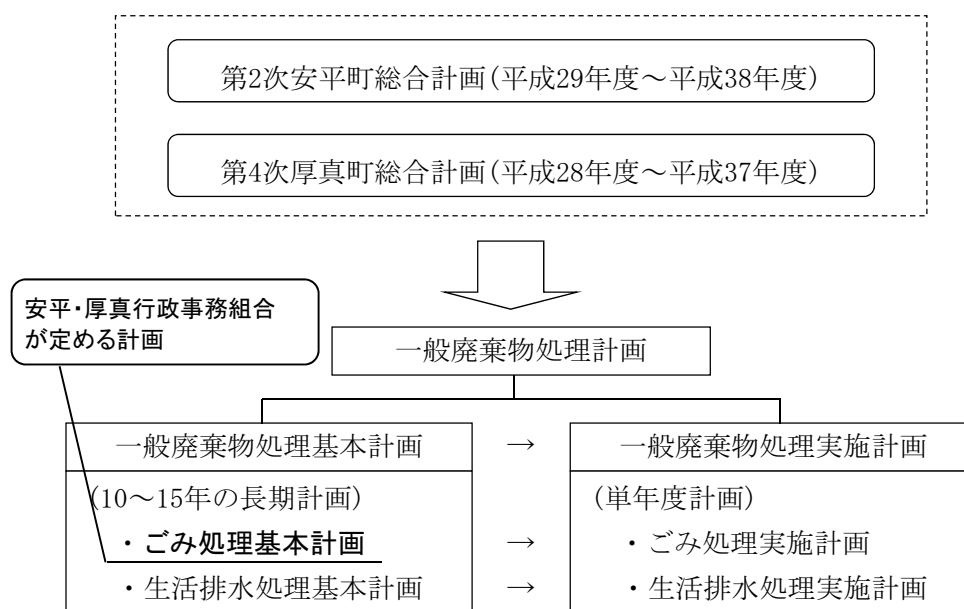
本計画は、国や道の動向を踏まえつつ、新たな視点でごみ処理を見直し、ごみ処理関連法令の主旨に則り、「循環型社会」の構築を大きな目標として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくため、今後のごみ処理の展望・方針等を明らかにするためのものであります。

1-2 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」と言います。)」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、10～15年の長期的視点に立った組合(安平町・厚真町)のごみ処理基本方針を定め、事業実施にあたっては、本計画に基づき年度毎に「実施計画」を策定し、推進するものとしてします。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は安平町・厚真町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画を踏まえて策定します。



基本方針	ごみ処理の基本方針
目標年次	計画策定時より10～15年程度
一般廃棄物の排出状況	一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体	目標年次における一般廃棄物の種類別・処理の区別に明らかにする
処理計画	ごみ処理基本計画 ①排出抑制・再資源化計画 ②収集・運搬計画 ③中間処理計画 ④最終処分計画 ⑤その他

図 1-1 本計画の位置づけ

1-3 計画策定期間

本計画は、策定年次を平成29年度、計画期間を平成30年度から平成39年度までの10年間とします。また、計画の見直し等を行うため、平成34年度を中間目標年次として設定します。

(参 考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号 平成4年8月13日
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項
1 一般廃棄物処理計画
(1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。
なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
本計画	計画策定年次										
							中間目標年次				

1-4 組合による処理の経緯

1. 設立経緯

昭和44年4月に旧早来町と厚真町の二町で「早来厚真衛生組合」を設立、さらに昭和58年3月に旧追分町が加入して「早来厚真追分衛生組合」に名称を変更、同年5月に「東胆振三町広域行政事務組合」に名称を変更し、三町のごみの収集運搬、処理の業務の運営を行ってきました。平成18年3月に、構成町の旧早来町と旧追分町が合併により安平町となったことから、名称を「安平・厚真行政事務組合」に変更し、現在に至っています。

2. 広域処理の経緯

昭和59年に高速堆肥化施設である有機物供給センター(処理量10t/日)が竣工、その後昭和61年に焼却施設(処理量15t/日)、破砕施設(処理量10t/日)で構成される塵芥処理場が竣工し、「生ごみ」、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の3種分別によるごみ処理が行われてきました。

平成7年6月に有機物供給センターを休止し、平成9年8月から生ごみ堆肥化処理の民間委託を行っています。

さらに、平成9年1月の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(旧厚生省)」の策定、同年6月の「廃棄物処理法」の改正、同年12月の「ごみ処理の広域化計画(北海道)」の策定、平成11年7月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布に伴い、焼却施設の構造基準・維持管理基準が強化され、複数自治体の連携による広域処理の実施が求められました。このような背景のもと、組合は、老朽化が進んだ焼却設備に対して構造基準を遵守するための改造は経済的に困難かつ適切ではないと判断し、苫小牧市との広域処理を決定しました。

平成13年1月に苫小牧市との間で一般廃棄物広域処理協定調印が行われ、同年3月からごみ分別を「生ごみ」、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「ペットボトル」、「紙パック」、「缶」、「びん」の7種に変更、同年7月から、苫小牧市の施設へごみを搬送し、資源化处理、破砕処理、焼却処理、埋立処分を行っています。平成22年4月からは「プラスチック」、平成25年7月からは「紙類」及び「剪定枝」を新たな分別区分として追加しています。また、平成29年4月からは「ペットボトル」、「紙パック」、「びん」の資源化处理を民間業者に委託しました。

塵芥処理場では、自己搬入ごみを集約し、燃やせないごみの破砕、資源物の回収を行ってから苫小牧市に搬送しています。平成13年6月に廃止した旧焼却施設は、平成21年7月に解体工事を実施し、平成22年11月にストックヤード施設として整備しました。

また、昭和44年から供用開始していた組合の最終処分場は、平成17年3月に適正閉鎖工事(土木工事、浸出水処理施設(現在は、保管庫へ用途変更済)建設)完了後、平成21年4月に廃止されています。

第2章 地域の概況

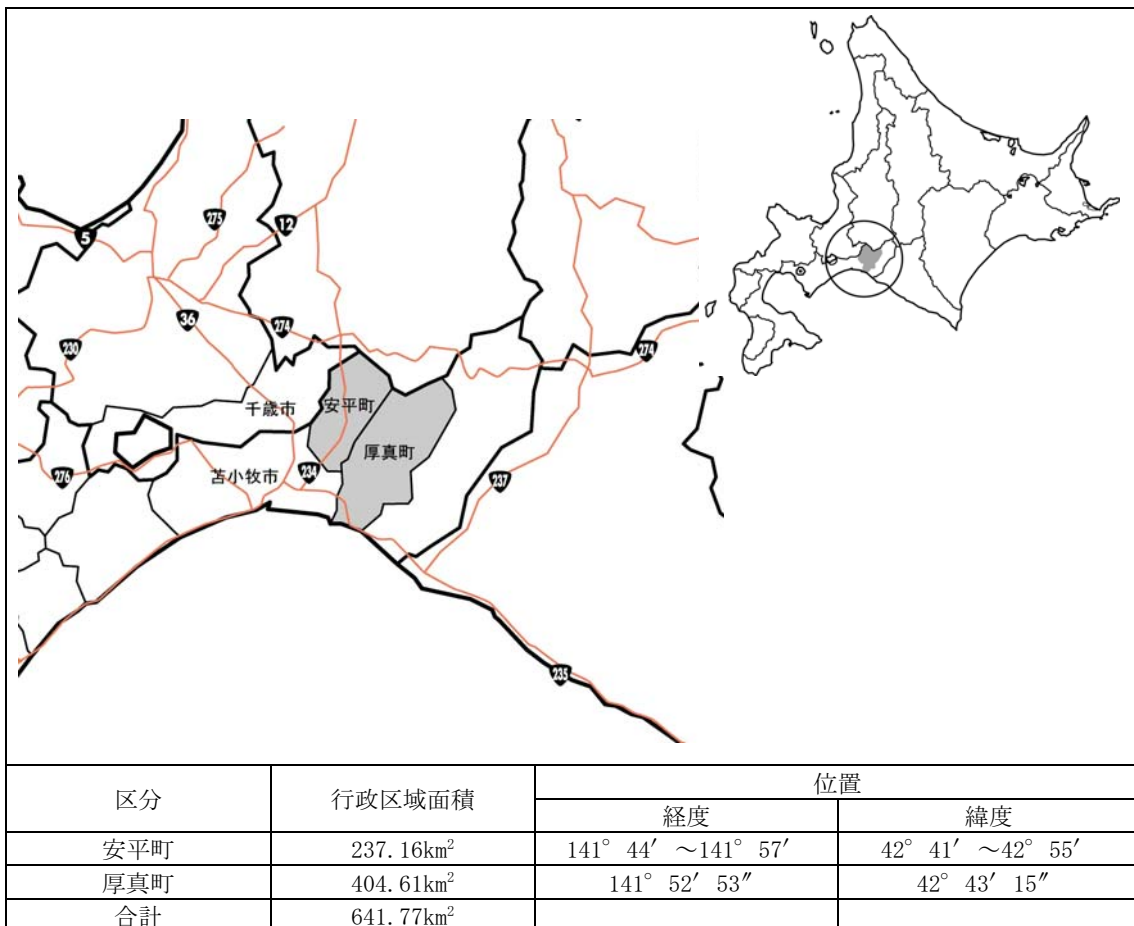
2-1 自然環境

1. 位置と面積

構成町は北海道の南西部に位置しており、構成町区域の北には夕張市、東にはむかわ町、西には千歳市・苫小牧市が隣接しています。新千歳空港から約15km、苫小牧港から約20kmという交通の利便性に恵まれています。構成町区域の総面積は、約642km²となっています。

2. 地勢

構成町区域の北部には夕張山系、北西部には馬追丘陵が南北に連なっており、これらに囲まれる形で丘陵地帯が形成されています。また、東部の山間地を水源とする安平川、厚真川が太平洋まで貫流しています。



資料：面積は国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」より

図 2-1 構成町の位置図

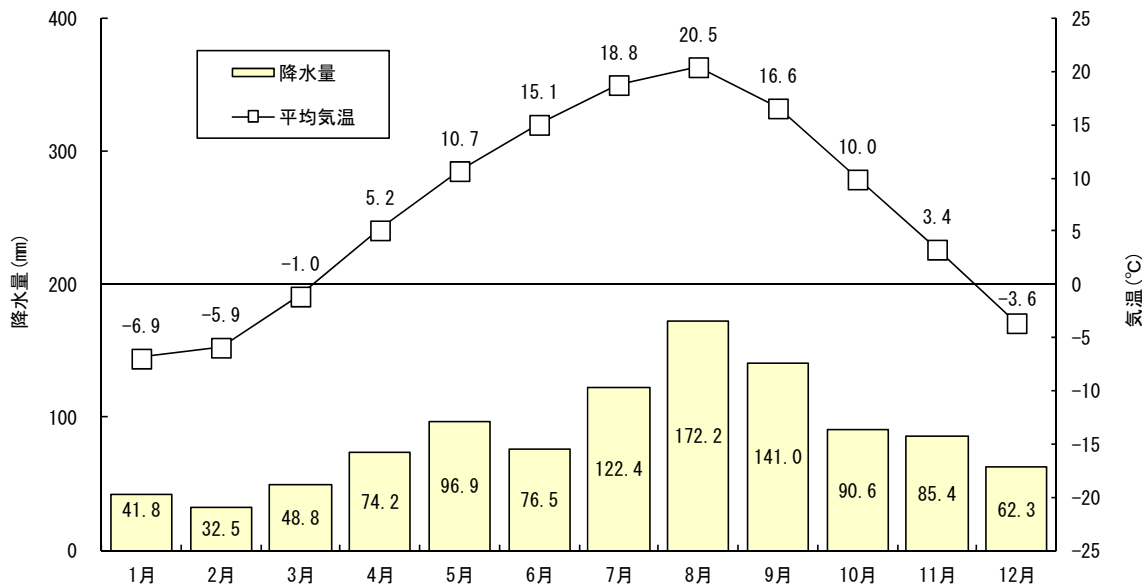
3. 気象

過去30年間(昭和62年～平成28年)の気象データの平年値を表 2-1に、降水量及び気温の月ごとの推移を示したグラフを図 2-2に示します。構成町区域は主に内陸性気候です。降水量は年間1,000mm前後であり、7月～9月にかけて多い傾向があります。気温は寒暑の差が非常に大きく、8月で最も高く、1月で最も低くなります。

表 2-1 気象データ(平成19年～平成28年平年値)

区分	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	41.8	-6.9	4.7	-21.6	1.9	136.9
2月	32.5	-5.9	5.4	-21.5	2.1	147.7
3月	48.8	-1.0	10.3	-15.9	2.6	171.4
4月	74.2	5.2	18.5	-6.1	3.0	165.2
5月	96.9	10.7	23.0	-1.1	3.0	162.9
6月	76.5	15.1	26.0	5.6	2.5	134.6
7月	122.4	18.8	28.2	10.6	2.2	107.6
8月	172.2	20.5	29.7	11.5	2.1	131.2
9月	141.0	16.6	26.8	4.5	2.1	153.0
10月	90.6	10.0	21.0	-1.6	2.2	157.0
11月	85.4	3.4	15.6	-8.7	2.3	118.4
12月	62.3	-3.6	9.3	-18.2	2.0	113.5
年	1,044.7	6.9	18.2	-5.2	27.8	141.6

資料：厚真観測所(アメダス)より



資料：厚真観測所(アメダス)より

図 2-2 月ごとの降水量、気温の推移(昭和62年～平成28年平年値)

2-2 社会環境

1. 人口及び世帯数

平成12年～平成27年までの過去15年間の構成町の人口及び世帯数の推移を表 2-2に示します。

過去15年間で人口は、安平町で約14%減少、厚真町で約11%減少となっています。世帯数は、安平町で平成17年から減少、厚真町では増減を繰り返しており、一世帯当たりの人数は二町とも減少傾向にあります。

表 2-2 過去15年間の人口及び世帯数の推移

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安平町	人口(人)	9,438	9,131	8,726	8,148
	世帯数(世帯)	3,829	3,788	3,753	3,651
	一世帯当たりの人数	2.5	2.4	2.3	2.2
厚真町	人口(人)	5,438	5,240	4,890	4,838
	世帯数(世帯)	1,980	2,002	1,972	2,126
	一世帯当たりの人数	2.7	2.6	2.5	2.3
二町合計	人口(人)	14,876	14,371	13,616	12,986
	世帯数(世帯)	5,809	5,790	5,725	5,777
	一世帯当たりの人数	2.6	2.5	2.4	2.2

※平成12年及び平成17年の安平町の数値は、旧早来町・旧迫分町の合計です。

資料：国勢調査より

次に、平成27年の年齢区分別人口の内訳を表 2-3に示します。二町合計について世代別で見ると、65～69歳代が最も多くなっています。

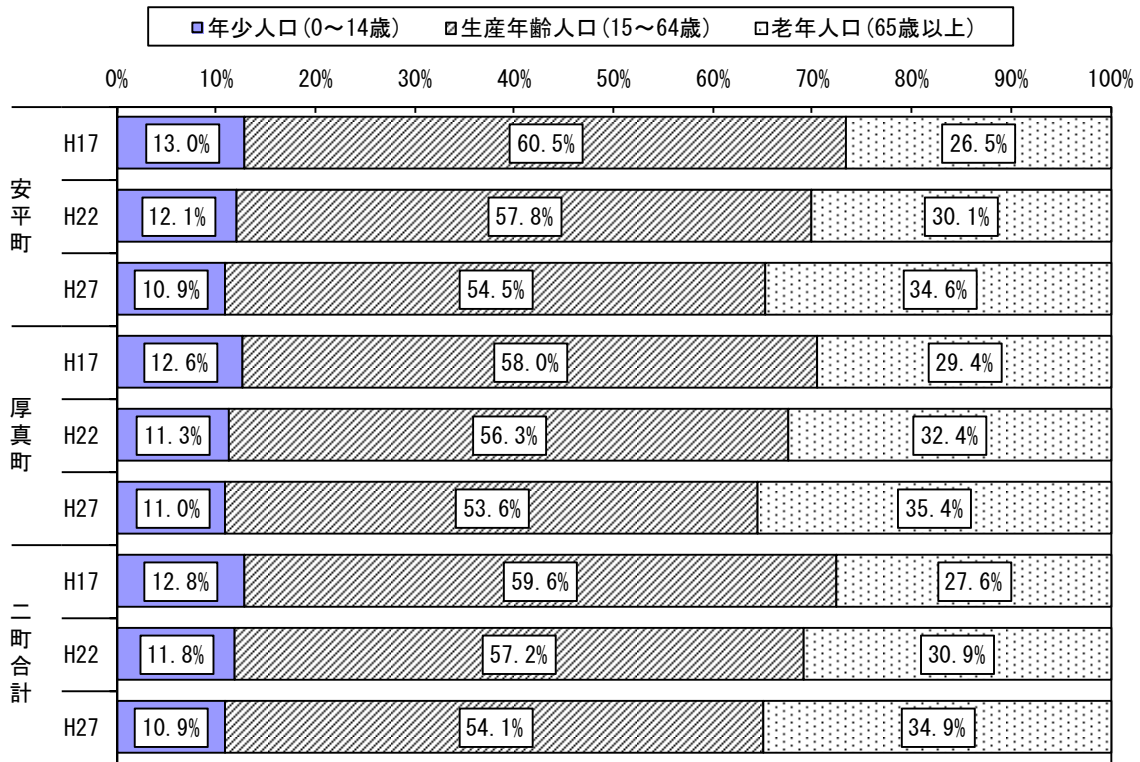
また、平成17年から平成27年までの3区分別人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)の割合を図 2-3 に示します。二町ともに、少子高齢化等の影響により、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています。

表 2-3 構成町の年齢階級別人口

(単位：人)

年齢	安平町	厚真町	二町合計	年齢	安平町	厚真町	二町合計
0～4歳	247	161	408	55～59歳	533	349	882
5～9歳	324	185	509	60～64歳	592	401	993
10～14歳	316	186	502	65～69歳	740	437	1,177
15～19歳	353	174	527	70～74歳	627	349	976
20～24歳	303	198	501	75～79歳	512	314	826
25～29歳	279	193	472	80～84歳	477	293	770
30～34歳	362	194	556	85～89歳	293	199	492
35～39歳	440	258	698	90～94歳	117	97	214
40～44歳	548	292	840	95～99歳	38	22	60
45～49歳	529	236	765	100歳以上	10	3	13
50～54歳	490	297	787	不詳	18	0	18
				計	8,148	4,838	12,986

資料：平成27年 国勢調査より



資料：国勢調査より

図 2-3 3区分別人口割合の推移

2. 産業

(1) 産業別就業者人口構成

構成町の産業別就業者人口を表 2-4に示します。二町とも、基幹産業である農業の比率が最も高くなっています。その他比率の高い産業として、安平町では卸売業・小売業、製造業、医療・福祉、公務が、厚真町では建設業、医療・福祉、卸売業・小売業がそれぞれ挙げられます。

表 2-4 産業別就業者人口の内訳

(単位：人)

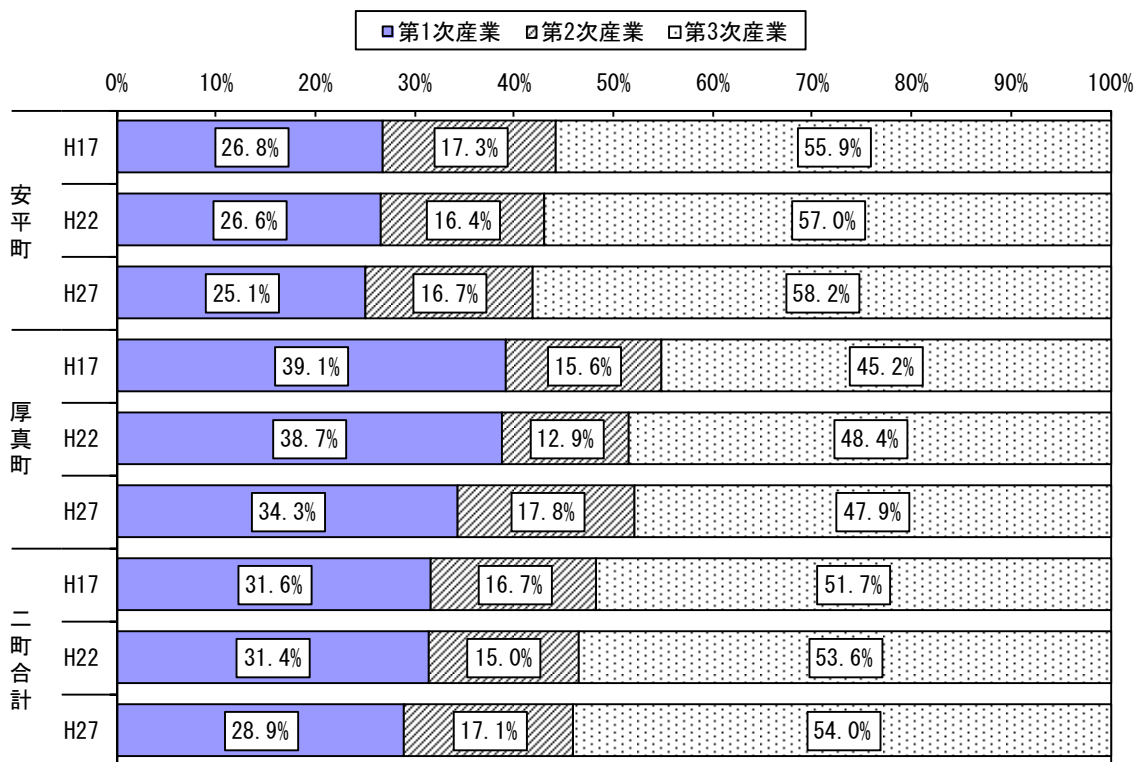
区分	安平町		厚真町		合計	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
農業	975	24.3%	891	32.0%	1,866	27.5%
林業	24	0.6%	29	1.0%	53	0.8%
漁業	-	-	25	0.9%	25	0.4%
第1次産業計	999	24.9%	945	33.9%	1,944	28.6%
鉱業・採石業・砂利採取業	6	0.1%	3	0.1%	9	0.1%
建設業	259	6.5%	329	11.8%	588	8.7%
製造業	399	10.0%	157	5.6%	556	8.2%
第2次産業計	664	16.6%	489	17.5%	1,153	17.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	27	0.7%	89	3.2%	116	1.7%
情報通信業	9	0.2%	11	0.4%	20	0.3%
運輸業・郵便業	195	4.9%	87	3.1%	282	4.2%
卸売業・小売業	400	10.0%	200	7.2%	600	8.8%
金融業・保険業	32	0.8%	21	0.8%	53	0.8%
不動産業・物品賃貸業	29	0.7%	13	0.5%	42	0.6%
学術研究・専門・技術サービス業	65	1.6%	51	1.8%	116	1.7%
宿泊業・飲食サービス業	204	5.1%	84	3.0%	288	4.2%
生活関連サービス業・娯楽業	202	5.0%	62	2.2%	264	3.9%
教育・学習支援業	127	3.2%	65	2.3%	192	2.8%
医療・福祉	344	8.6%	250	9.0%	594	8.7%
複合サービス業	78	1.9%	79	2.8%	157	2.3%
サービス業(他に分類されないもの)	256	6.4%	129	4.6%	385	5.7%
公務(他に分類されないもの)	345	8.6%	177	6.4%	522	7.7%
第3次産業計	2,313	57.7%	1,318	47.3%	3,631	53.5%
分類不能	30	0.7%	35	1.3%	65	1.0%
総数	4,006	100.0%	2,787	100.0%	6,793	100.0%

資料：平成27年 国勢調査より

また、過去10年間に於ける従業者数の産業構成比の推移を整理した結果を、図2-4に示します。安平町では、第3次産業が最も高く、増加傾向にあり、第1次産業が減少傾向にあります。

厚真町では、第3次産業が最も高く、第1次産業が減少傾向にあります。

二町合計でみると、平成27年で第3次産業が約54%、第1次産業が約29%、第2次産業が約17%の順になっています。



資料：国勢調査より

図 2-4 構成町の産業別構成比の推移

(2) 農業

安平町では、稲作・畑作・酪農・畜産、馬産と幅広く行われており、酪農は全国でもトップレベルにあります。厚真町では、水稻栽培が中心に行われており、厚真南部では酪農・肉牛・養豚などの畜産が行われています。

表 2-5 農業経営耕地面積

(単位：ha)

区分	田			畑					樹園地	総面積	
	稲	稲以外の作物	無し	普通作物	飼料用作物	牧草専用地	無し				
安平町	1,050	299	732	19	4,608	2,486	511	1,551	60	3	5,661
厚真町	3,247	1,643	1,505	100	1,450	820	191	306	133	15	4,713

資料：平成27年 農林業センサスより

表 2-6 家畜飼養頭羽数

区分	乳用牛(頭)	肉用牛(頭)	豚(頭)	採卵鶏(100羽)	ブロイラー(100羽)
安平町	2,284	X	10,590	12,298	-
厚真町	757	X	X	X	X

資料：平成27年 農林業センサスより

(3) 製造業

二町の製造業は食料品製造業が中心となっており、食肉加工やチーズ等の乳製品加工等が行われています。安平町には、追分地区に工場適地29haを指定しているほか、「早来臨空工業団地」、「安平工業団地」、「北町軽工業団地」、厚真町には「豊沢工業団地」、「上厚真5区工業団地」それぞれ工業団地があり、企業や研究機関を誘致しています。

表 2-7 製造業の事業所数、従業員数、出荷額の内訳

区分	安平町			厚真町		
	事業所数	従業員数(人)	出荷額等(万円)	事業所数	従業員数(人)	出荷額等(万円)
総数	14	793	1,650,173	4	289	925,851
食料品製造業	6	631	880,290	1	239	χ
飲料・たばこ・飼料製造業	-	-	-	1	15	χ
木材・木製品製造業(家具を除く)	1	9	χ	-	-	-
家具・装備品製造業	1	27	χ	-	-	-
化学工業	-	-	-	1	6	χ
プラスチック製品製造業	2	48	χ	-	-	-
窯業・土石製品製造業	1	14	χ	1	29	χ
非鉄金属製造業	1	26	χ	-	-	-
金属製品製造業	1	14	χ	-	-	-
生産用機械器具製造業	1	24	χ	-	-	-

資料：平成26年 工業統計調査より

3. 土地利用

地目別土地利用状況を表 2-8に示します。

安平町では、山林の面積が全体の約39%と最も大きくなっています。次に畑が約25%で大きく、宅地部分は全体の約2.7%です。

厚真町では、その他が全体の約45%と最も大きくなっています。次に山林が約33%で大きく、宅地部分は全体の約1.5%です。

表 2-8 地目別土地面積

(単位：km²)

地目	安平町		厚真町		二町合計	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
田	12.92	5.5%	34.33	8.8%	47.25	7.6%
畑	57.42	24.5%	26.38	6.8%	83.80	13.4%
宅地	6.32	2.7%	5.67	1.5%	11.99	1.9%
池沼	0.11	0.0%	0.35	0.1%	0.46	0.1%
山林	92.11	39.3%	128.76	33.1%	220.87	35.4%
牧場	7.90	3.4%	2.96	0.8%	10.86	1.7%
原野	16.94	7.2%	9.57	2.5%	26.51	4.3%
雑種地	14.57	6.2%	6.56	1.7%	21.13	3.4%
その他	25.83	11.0%	174.85	44.9%	200.68	32.2%
合計	234.13	100.0%	389.44	100.0%	623.57	100.0%

資料：平成29年 北海道統計書より

4. 道路・交通

構成町区域内の主要道路では、国道234号、国道235号、高速道路では道東自動車道及び日高自動車道があります。また、陸の交通手段として、JR室蘭本線、JR石勝線、JR日高本線が構成町区域を通っています。

新千歳空港まで約15km、苫小牧港まで約20kmの距離にあり、港湾・空港の利便性は非常に高いです。

2-3 町の総合計画

町の行政運営の基本方針を示す計画である「総合計画」について、ごみの処理に関する内容を抜粋し、構成町ごとに示します。

1. 第2次安平町総合計画(基本計画)(平成29年3月)

(1) 計画期間 平成29年度～平成30年度の2年間(前期計画)

(2) 施策(抜粋)

ごみの減量とリサイクル運動の推進

- ▶ 家庭ごみの有料化を導入していますが、ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「ごみ分別マスター」や「さわやか環境マスター」の継続、乳幼児などの子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取組みます。
- ▶ 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域のごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

2. 第4次厚真町総合計画(平成28年6月)

(1) 計画期間 平成28年度～平成37年度の10年間

(2) 施策(抜粋)

①適切なごみ処理の推進

- ▶ 生活用品の長期使用、買い物袋の持参など、ごみを出さない減量化(リデュース)の取り組みを啓発するとともに、分別収集の徹底、生ごみの堆肥化、家電や廃プラスチックの適正処理の促進など、再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の取り組みを町民と協働で進めます。
- ▶ 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めます。

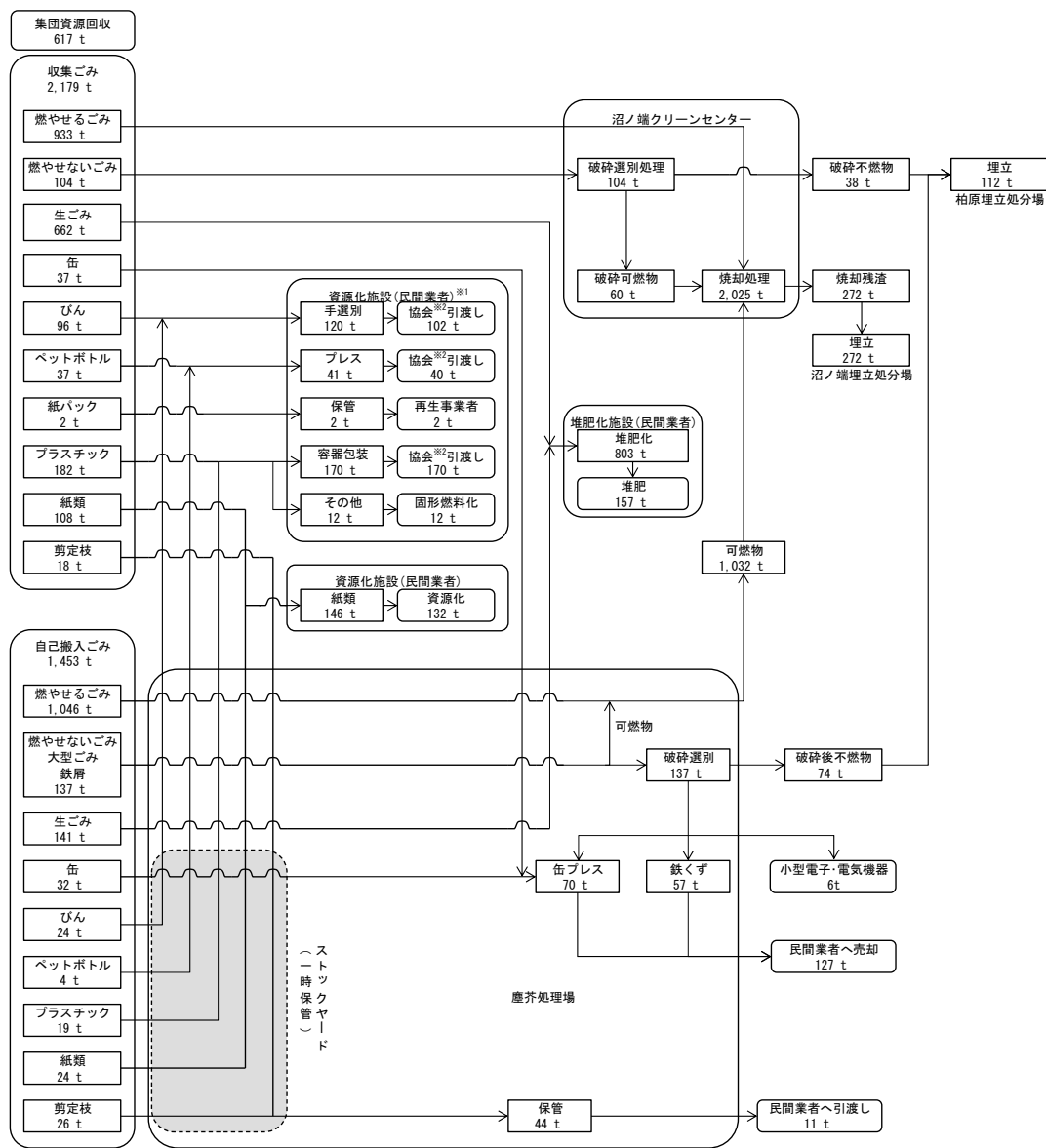
②環境衛生の推進

- ▶ 魅力的な景観づくりに向けて、環境対策町民会議や自治会など各種団体と協働し、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。

第3章 ごみ処理の現状

3-1 ごみ処理の流れ

組合では、廃棄物処理法に基づき、各家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を処理しています。家庭系ごみについては、組合が収集ごみとして収集運搬するか、排出者が自己搬入によって組合の塵芥処理場へ直接搬入します。事業系ごみについては、事業者が許可業者に委託又は自己搬入によって組合の塵芥処理場へ直接搬入します。図 3-1に現在のごみ処理のフローを示します。



※1：びん・ペットボトル・紙パックの処理について、平成28年度までは、苫小牧資源化センターで処理を行っていましたが、平成29年度から民間業者に委託しています。

※2：協会は、公共財団法人日本容器包装リサイクル協会の略です。

図 3-1 現状のごみ処理のフロー(平成28年度)

現在のごみ処理区分は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「生ごみ」、「大型ごみ」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」、「紙パック」、「プラスチック」、「紙類」及び「剪定枝」です。

生ごみと缶を除く収集ごみは、苫小牧市の施設に搬送します。自己搬入ごみと大型ごみは、塵芥処理場で一時保管もしくは破碎選別後、苫小牧市の施設等に搬送します。

(1)燃やせるごみ

苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターで焼却処理を行っています。処理で発生する焼却残渣は、同市の沼ノ端埋立処分場で埋立処分されます。

(2)燃やせないごみ

収集分は苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターで破碎し、可燃物、不燃物、鉄・アルミに選別します。破碎後、可燃物は同施設で焼却処理、不燃物は同市の柏原理立処分場で埋立処分されます。自己搬入分は塵芥処理場の破碎選別設備で破碎及び金属回収後、柏原理立処分場で埋立処分されます。

(3)生ごみ

塵芥処理場で計量後、安平町内にある民間業者の処理施設で堆肥化処理を行っています。

(4)大型ごみ

大型ごみは、塵芥処理場で作業員の手で可燃物及び不燃物金属類に分け、不燃物は塵芥処理場の破碎処理施設で破碎及び金属回収します。可燃物は苫小牧市沼ノ端クリーンセンターで焼却処理、不燃物は同市の柏原理立処分場で埋立処分、金属は民間の回収事業者へ売却しています。

(5)資源物

缶(スチール・アルミ)は、回収事業者へ売却しています。

びん・ペットボトル・紙パックは、平成28年度まで苫小牧市の資源化センターで資源化していましたが、平成29年4月から苫小牧市内にある民間業者処理施設で資源化しています。

プラスチックは、苫小牧市内にある民間業者の中間処理施設に搬送し、容器包装とその他プラスチックに選別後、圧縮梱包します。容器包装は指定法人ルートへ搬出、その他プラスチックは固形燃料化し、苫小牧市内の工場で利用します。

紙類は、苫小牧市内にある民間業者の処理施設で資源化しています。

剪定枝は、苫小牧市内にある民間業者の処理施設で資源化しています。

3-2 ごみ排出実績

1. 行政区域内人口の推移

平成19年度から平成28年度までの過去10年間の行政区域内人口の推移を示します。前年度人口に対する人口について、安平町は毎年1%前後減少しており、厚真町は微増の都市があるものの減少傾向にあります。過去10年間では、安平町は約10%、厚真町で約7%それぞれ減少しています。

表 3-1 構成町の人口

(単位：人)

区分	安平町			厚真町			二町合計		
	人口	前年度からの増減		人口	前年度からの増減		人口	前年度からの増減	
平成19年度	9,270	-	-	5,028	-	-	14,298	-	-
平成20年度	9,186	-84	-0.9%	4,941	-87	-1.7%	14,127	-171	-1.2%
平成21年度	9,115	-71	-0.8%	4,900	-41	-0.8%	14,015	-112	-0.8%
平成22年度	9,023	-92	-1.0%	4,912	12	0.2%	13,935	-80	-0.6%
平成23年度	8,878	-145	-1.6%	4,858	-54	-1.1%	13,736	-199	-1.4%
平成24年度	8,810	-68	-0.8%	4,819	-39	-0.8%	13,629	-107	-0.8%
平成25年度	8,679	-131	-1.5%	4,741	-78	-1.6%	13,420	-209	-1.5%
平成26年度	8,581	-98	-1.1%	4,708	-33	-0.7%	13,289	-131	-1.0%
平成27年度	8,510	-71	-0.8%	4,720	12	0.3%	13,230	-59	-0.4%
平成28年度	8,322	-188	-2.2%	4,681	-39	-0.8%	13,003	-227	-1.7%

資料：住民基本台帳9月末値より

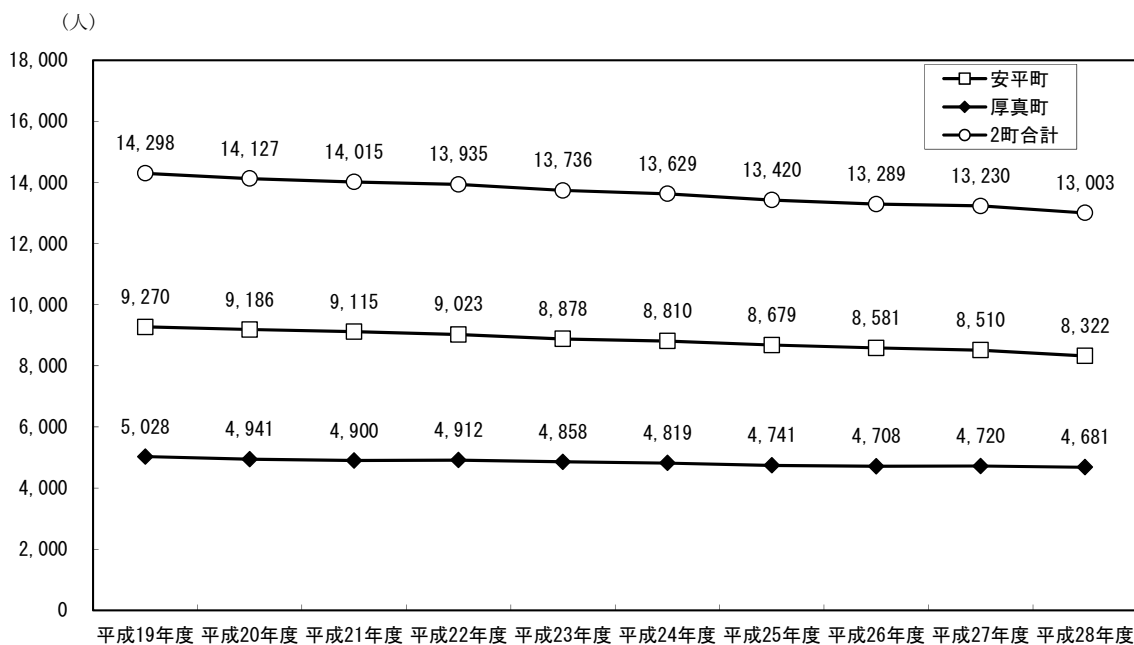


図 3-2 行政区域内人口の推移

2. ごみ排出量の推移

平成24年度から平成28年度までの過去5年間におけるごみの排出実績を示します。

(1) 安平町の排出状況

家庭系ごみは、平成24年度から平成25年度までの間、総量は約1,900tで推移していましたが、平成25年7月の家庭系ごみの有料化開始に伴い、平成26年度以降は燃やせるごみと燃やせないごみが大きく減少し、総量は約1,600tで推移しています。

一方、事業系ごみは、燃やせるごみの減少に伴い、総量が減少しています。

ごみ排出量合計では、5年間で約480t減量されており、平成28年度時点で家庭系ごみは全体の約64%を占めている状況です。

表 3-2 安平町のごみ排出量実績

(単位：t/年)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
家庭系	収集+自己搬入	燃やせるごみ	998	934	702	722	707	
		燃やせないごみ	137	145	95	101	94	
		生ごみ	497	484	456	450	417	
		資源物	缶	29	30	28	24	24
			びん	62	65	60	61	58
			ペットボトル	22	24	21	21	25
			紙パック	2	2	2	2	2
			鉄屑	46	63	23	25	27
			プラスチック	122	130	124	121	123
			紙類	—	55	72	72	70
	剪定枝	—	3	4	13	16		
計	283	372	334	339	345			
計	1,915	1,935	1,587	1,612	1,563			
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	736	708	679	653	640	
		燃やせないごみ	56	27	35	36	27	
		生ごみ	137	134	127	118	117	
		資源物	缶	31	26	18	16	19
			びん	20	15	15	15	14
			ペットボトル	4	3	3	4	3
			鉄屑	14	16	6	6	7
			プラスチック	10	9	10	9	9
			紙類	—	13	18	15	16
			剪定枝	—	6	18	29	26
計	79	88	88	94	94			
計	1,008	957	929	901	878			
ごみ排出量合計		2,923	2,892	2,516	2,513	2,441		

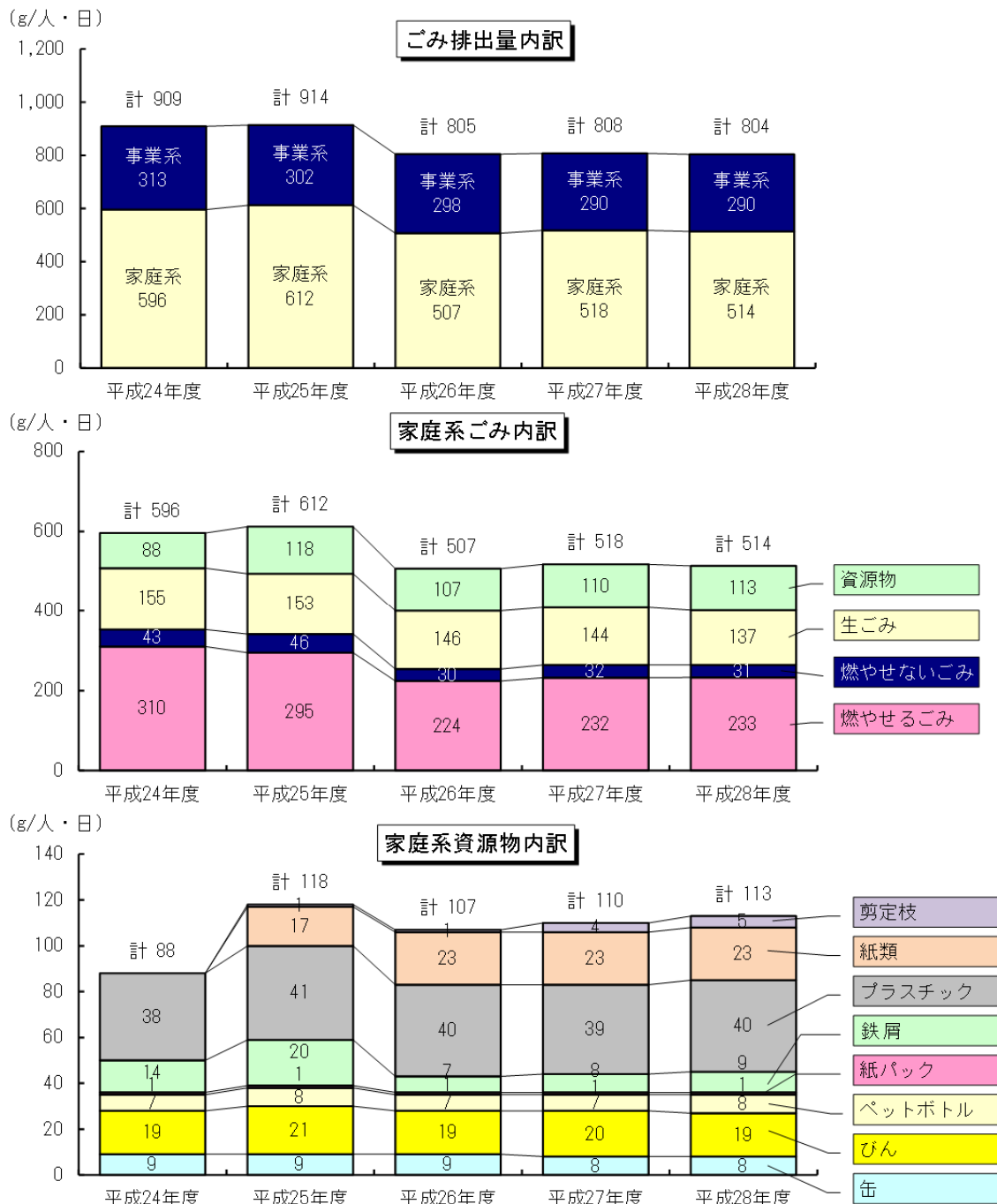
※大型ごみは分解され、燃やせないごみ及び鉄屑に含まれています。

※自己搬入ごみの家庭系・事業系の数値は、組合の配分設定で推計している。

※塵芥処理場で回収される鉄屑は、自己搬入ごみの資源物として記載しています。

安平町における家庭系ごみの一人一日当たりの排出量(以下、「原単位」と言います。)の内訳を図 3-3に示します。家庭系原単位の内訳をみると、平成25年7月の家庭系ごみの有料化開始に伴い、平成26年度以降は燃やせるごみと燃やせないごみが大きく減少し、総量は約510g/人・日で推移しています。

家庭系資源物では、平成25年7月の紙類及び剪定枝の分別収集開始により総量が増加し、平成25年度以降は約110g/人・日で推移しています。

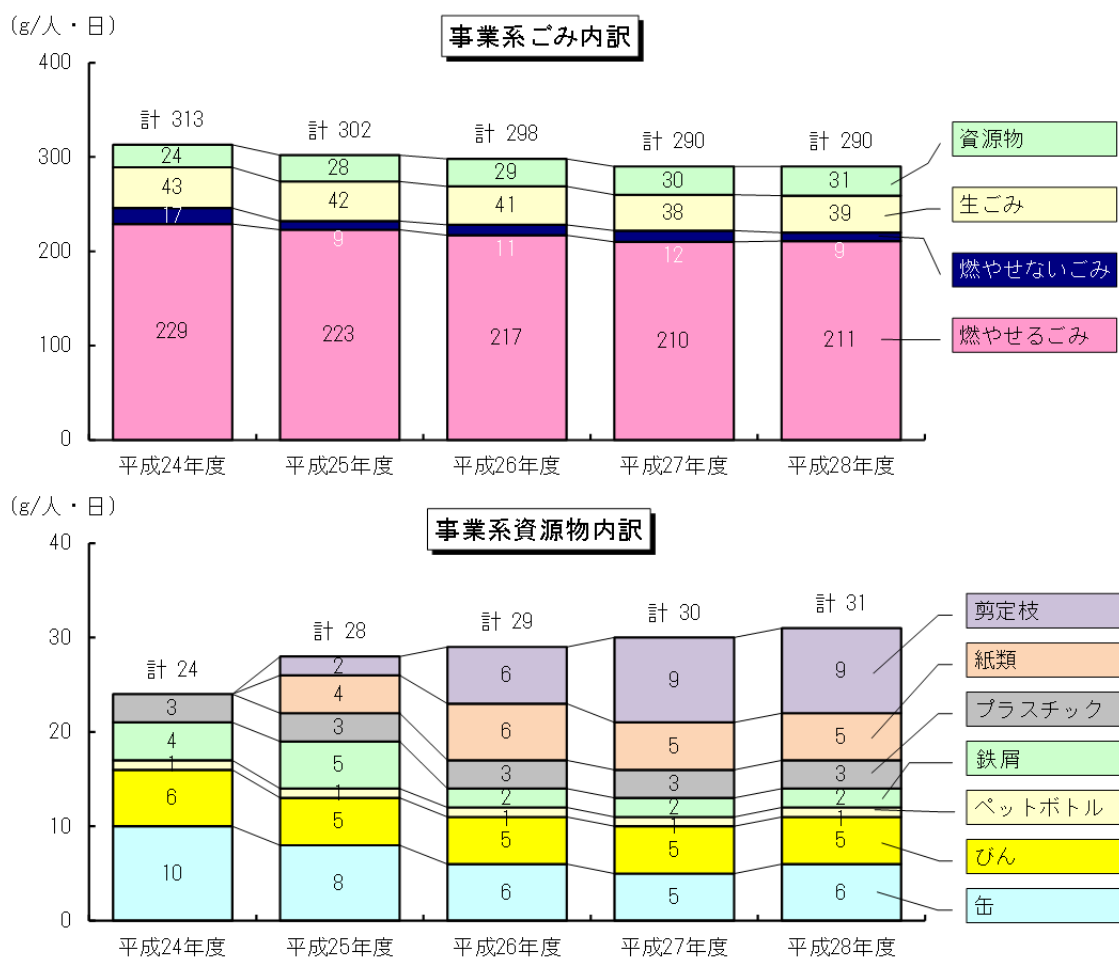


※原単位(g/人・日) = 排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

図 3-3 安平町の家庭系原単位の推移

安平町における事業系原単位の内訳を図 3-4に示します。燃やせるごみは減少傾向にあり、平成28年度の総量は約290g/人・日となっています。

資源物では、5年間で缶及び鉄屑が減少していますが、平成25年7月の紙類及び剪定枝の分別収集開始により総量は増加しています。



※原単位(g/人・日) = 排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

図 3-4 安平町の事業系原単位の推移

(2) 厚真町の排出状況

家庭系ごみは、平成24年度から平成25年度までの間、総量は約1,100tで推移していましたが、平成25年7月の家庭系ごみの有料化開始に伴い、平成26年度以降は燃やせるごみと燃やせないごみが大きく減少し、総量は約900tで推移しています。

一方、事業系ごみでは、燃やせるごみが平成26年度までは減少し、平成27年度以降は燃や増加しています。総量は5年間で約20t増加しています。

ごみ排出量合計では、5年間で約160t減量されており、平成28年度時点で家庭系ごみは全体の約76%を占めている状況です。

表 3-3 厚真町のごみ排出量実績

(単位：t/年)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
家庭系	収集+自己搬入	燃やせるごみ	550	523	405	423	425
		燃やせないごみ	103	78	45	49	51
		生ごみ	273	263	264	266	245
	資源物	缶	13	13	13	14	13
		びん	38	39	42	41	38
		ペットボトル	13	14	12	12	12
		紙パック	1	1	1	1	0
		鉄屑	32	39	17	18	19
		プラスチック	59	65	63	63	63
		紙類	—	27	37	38	38
剪定枝		—	3	0	2	2	
計	156	201	185	189	185		
		1,082	1,065	899	927	906	
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	181	177	157	183	207
		燃やせないごみ	22	14	7	9	12
		生ごみ	30	28	28	24	24
	資源物	缶	13	16	13	11	13
		びん	9	10	11	11	10
		ペットボトル	1	2	2	2	1
		鉄屑	6	10	4	5	4
		プラスチック	3	5	6	6	6
		紙類	—	6	12	8	8
		剪定枝	—	0	1	1	0
計	32	49	49	44	42		
		265	268	241	260	285	
ごみ排出量合計		1,347	1,333	1,140	1,187	1,191	

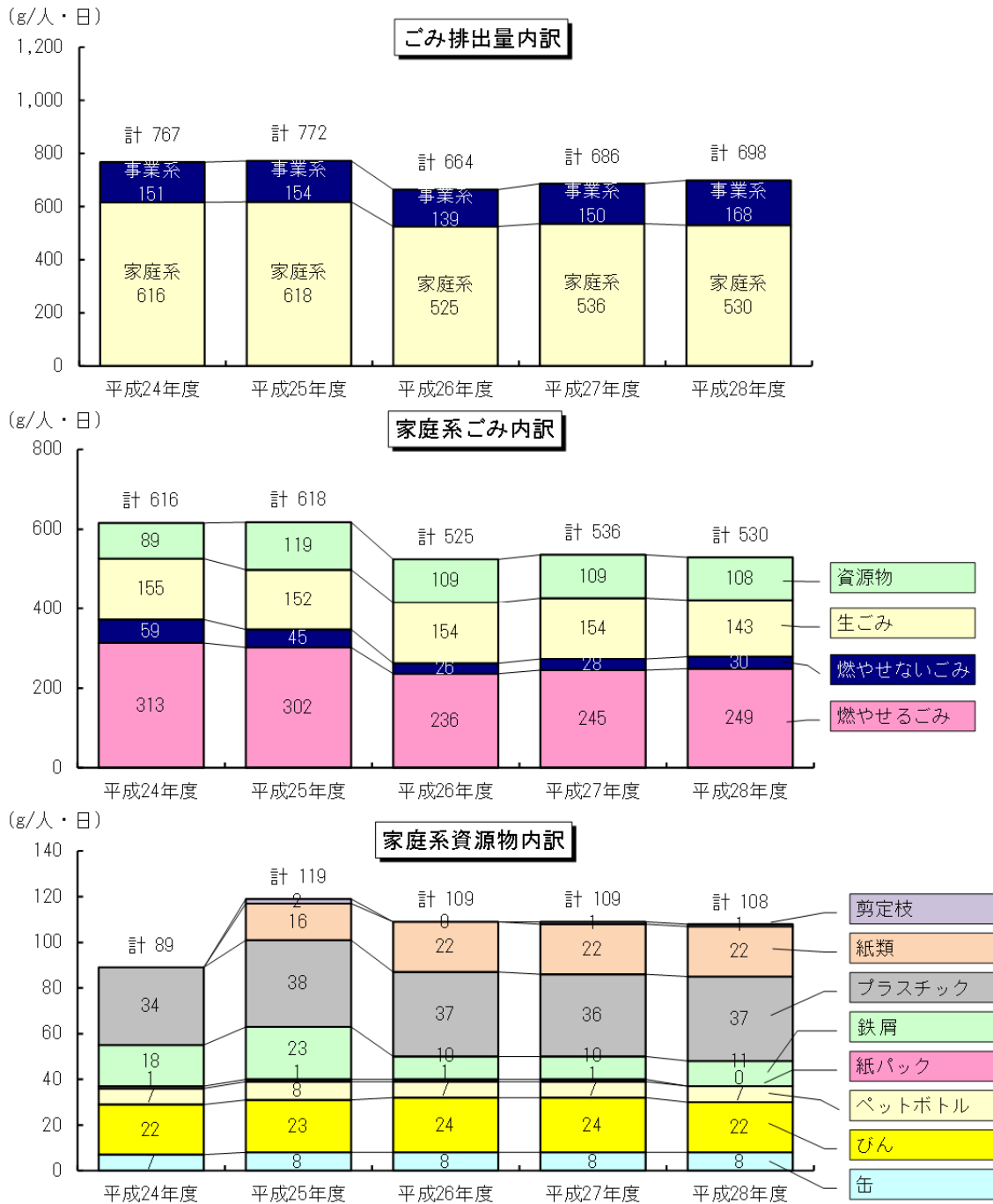
※大型ごみは分解され、燃やせないごみ及び鉄屑に含まれています。

※自己搬入ごみの家庭系・事業系の数値は、組合の配分設定で推計している。

※塵芥処理場で回収される鉄屑は、自己搬入ごみの資源物として記載しています。

厚真町における家庭系原単位の内訳を図 3-5に示します。家庭系原単位の内訳をみると、平成25年7月の家庭系ごみの有料化開始に伴い、平成26年度以降は燃やせるごみと燃やせないごみが大きく減少し、総量は約530g/人・日で推移しています。

家庭系資源物では、平成25年7月の紙類及び剪定枝の分別収集開始により総量が増加し、平成25年度以降は約110g/人・日で推移しています。

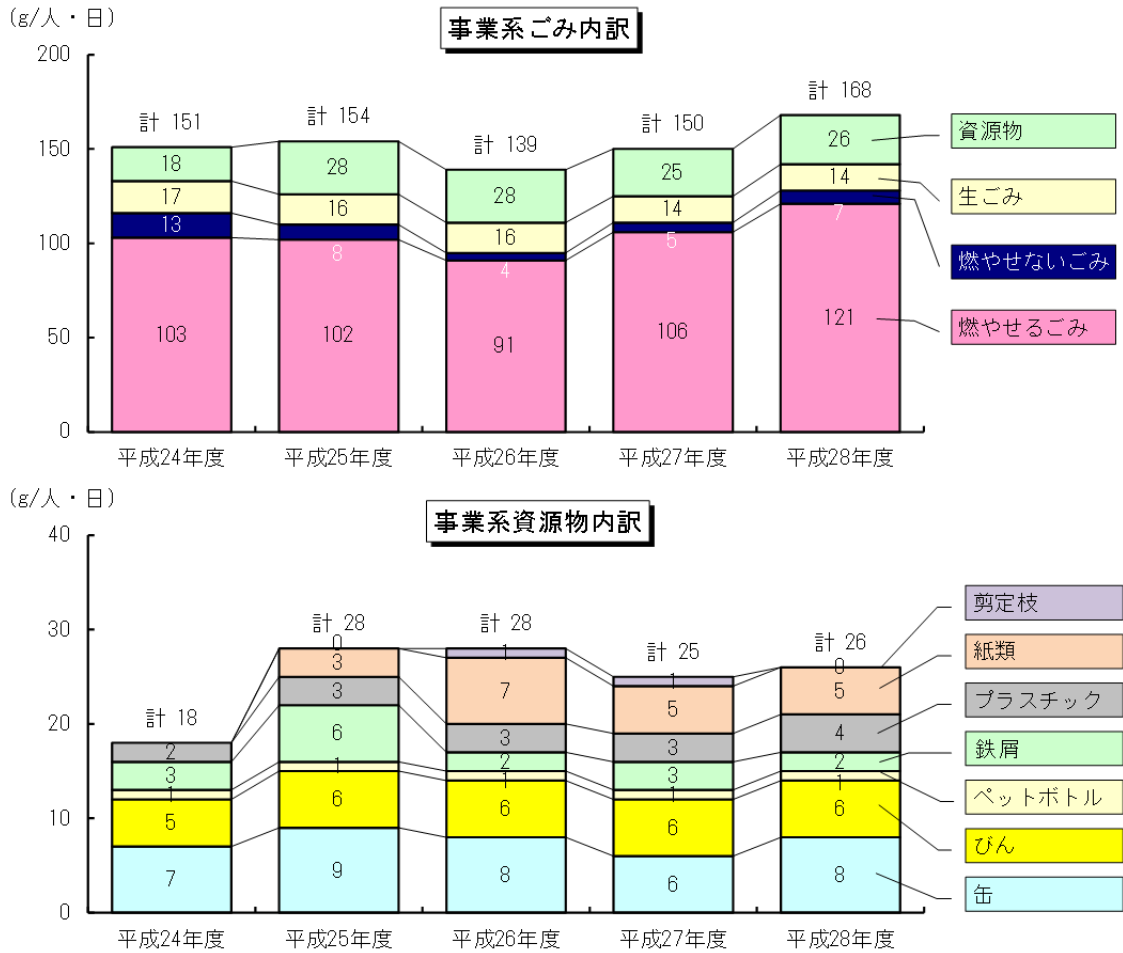


※原単位 (g/人・日) = 排出量 (t/年) ÷ 行政区域内人口 (人) ÷ 年間日数 (日) × 10⁶

図 3-5 厚真町の家庭系原単位の推移

厚真町における事業系原単位の内訳を図 3-6に示します。燃やせるごみは減少傾向にあり、平成28年度の総量は約290g/人・日となっています。

資源物では、5年間で缶及び鉄屑が減少していますが、平成25年7月の紙類及び剪定枝の分別収集開始により総量は増加しています。



※原単位(g/人・日) = 排出量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

図 3-6 厚真町の事業系原単位の推移

(3) 二町合計の排出状況

家庭系ごみは、平成24年度から平成25年度までの間、総量は約3,000tで推移していましたが、平成25年7月の家庭系ごみの有料化開始に伴い、平成26年度以降は燃やせるごみと燃やせないごみが大きく減少し、総量は約2,500tで推移しています。

一方、事業系ごみは、平成27年度までの間、燃やせるごみが減少傾向にあり、総量も減少していますが、平成28年度は燃やせるごみが増加し、総量も微増しています。

ごみ排出量合計では、5年間で約640t減量されており、平成28年度時点で家庭系ごみは全体の約68%を占めている状況です。

表 3-4 二町合計のごみ排出量実績

(単位：t/年)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
家庭系	収集+自己搬入	燃やせるごみ	1,548	1,457	1,107	1,145	1,132	
		燃やせないごみ	240	223	140	150	145	
		生ごみ	770	747	720	716	662	
		資源物	缶	42	43	41	38	37
			びん	100	104	102	102	96
			ペットボトル	35	38	33	33	37
			紙パック	3	3	3	3	2
			鉄屑	78	102	40	43	46
			プラスチック	181	195	187	184	186
			紙類	—	82	109	110	108
			剪定枝	—	6	4	15	18
計	439	573	519	528	530			
		2,997	3,000	2,486	2,539	2,469		
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	917	885	836	836	847	
		燃やせないごみ	78	41	42	45	39	
		生ごみ	167	162	155	142	141	
		資源物	缶	44	42	31	27	32
			びん	29	25	26	26	24
			ペットボトル	5	5	5	6	4
			鉄屑	20	26	10	11	11
			プラスチック	13	14	16	15	15
			紙類	—	19	30	23	24
			剪定枝	—	6	19	30	26
		計	111	137	137	138	136	
		1,273	1,225	1,170	1,161	1,163		
ごみ排出量合計		4,270	4,225	3,656	3,700	3,632		

※大型ごみは分解され、燃やせないごみ及び鉄屑に含まれています。

※自己搬入ごみの家庭系・事業系の数値は、組合の配分設定で推計している。

※塵芥処理場で回収される鉄屑は、自己搬入ごみの資源物として記載しています。

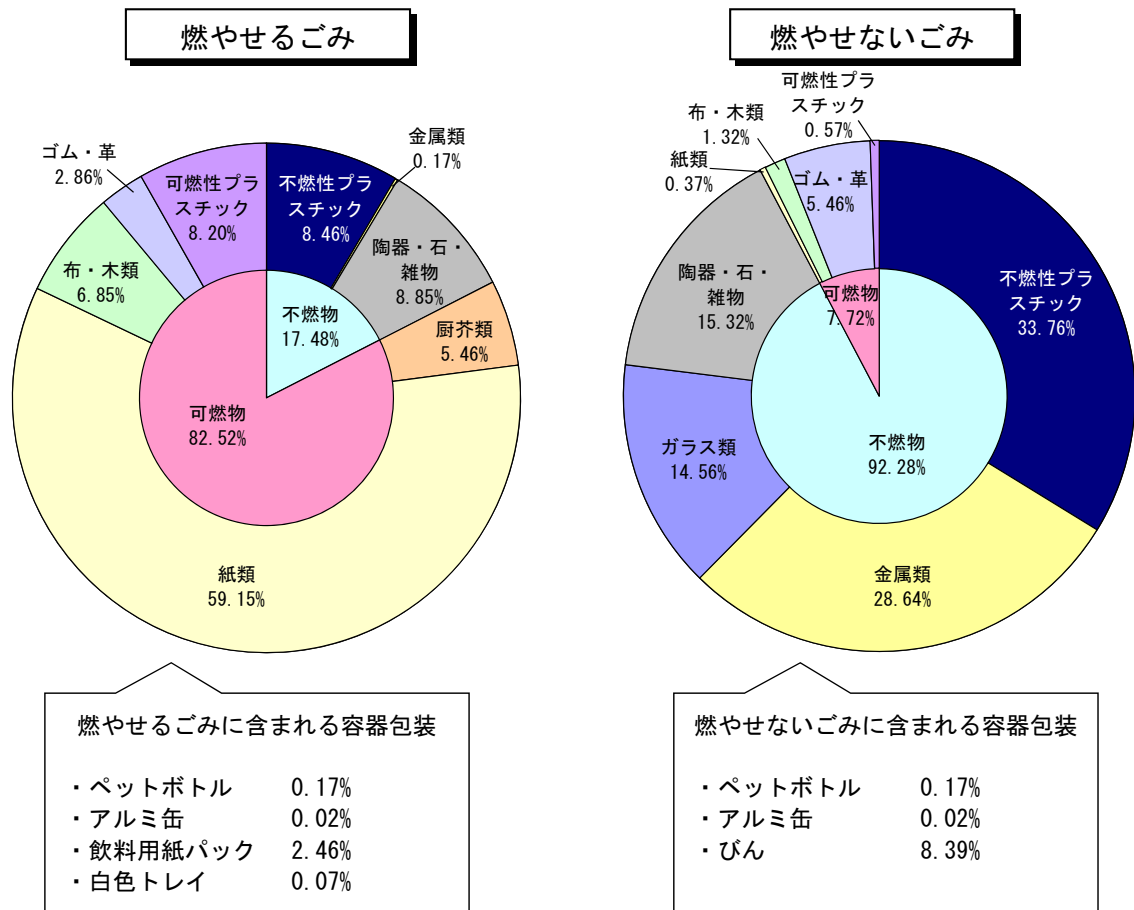
3. ごみ質の状況

平成28年度の収集ごみのごみ質調査結果(重量ベース)を以下に示します。

(1) 安平町のごみ質

燃やせるごみについては、紙類が全体の約59%と最も多く、次いで、陶器・石・雑物が約9%、不燃性プラスチックが約8%で続いています。紙類には、平成25年7月に分別収集が開始された資源物が多く含まれていると考えられます。

燃やせないごみについては、不燃性プラスチックが全体の約34%と最も多く、金属類が約29%、陶器・石・雑物が約15%で続いています。また、資源物として、ガラス類にびんが全体の約8%含まれています。



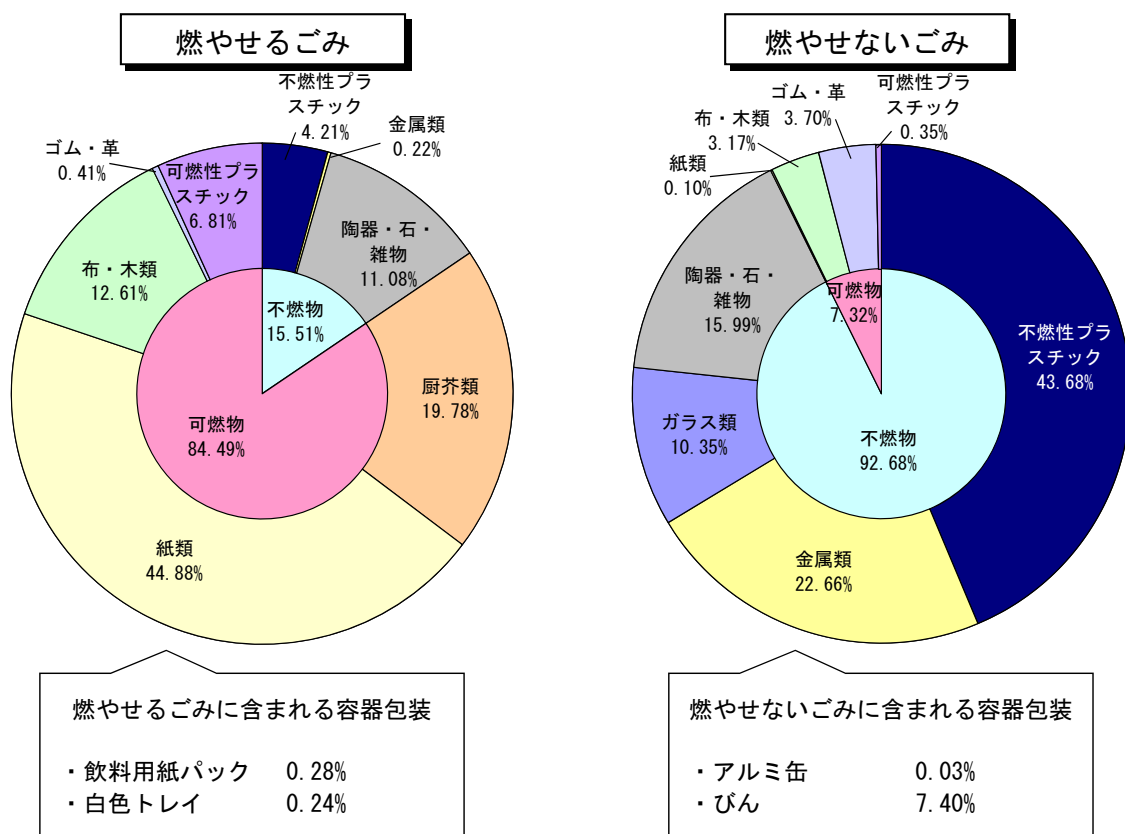
※数値は早来地区、追分地区での各2回の調査結果を平均化して算出しています。

図 3-7 安平町の収集ごみ質調査結果(平成28年度実績、重量ベース)

(2) 厚真町のごみ質

燃やせるごみについては、紙類が全体の約45%と最も多く、次いで、厨芥類が約20%、布・木類が約13%が続いています。紙類には、平成25年7月に分別収集が開始された資源物が多く含まれていると考えられます。

燃やせないごみについては、不燃性プラスチックが全体の約44%と最も多く、次いで、金属類が約23%、陶器・石・雑物が約16%が続いています。また、資源物として、ガラス類にびんが全体の約7%含まれています。



※数値は2回の調査結果を平均化して算出しています。

図 3-8 厚真町の収集ごみ質調査結果(平成28年度実績、重量ベース)

3-3 収集・運搬

1. ごみの区分と排出方法

ごみの収集区分をまとめたものを表 3-5に示します。ごみは組合が指定する袋に入れて排出することとしており、指定袋は町内の商店等で販売しています。なお、塵芥処理場へ自己搬入する場合も収集ごみと同様の区分で分別します。

表 3-5 ごみの区分と排出方法(平成29年度現在)

収集区分	代表品目	排出方法・留意点
燃やせるごみ	草・木類、衣類、靴・靴類、資源に出せない紙類(ティッシュ、金銀加工紙等)、廃食用油、紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ・赤色の組合指定袋で排出 ・衣類は拠点回収の利用を推奨 ・紙おむつは汚物をトイレに流してよく乾かして排出 ・廃食用油は油処理用品等で吸わせるか、固めて排出
燃やせないごみ	刃物・ガラス類、台所用品(やかん、鍋、フライパン等)、資源物として収集しない容器(油容器、18L缶、塗料・薬品容器等)、小型電子・電気機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・青色の組合指定袋で排出 ・刃物・ガラス類は、新聞紙等で包み、「キケン」等と表示して排出 ・鉄製工具類・チェーン等は他のごみとは別に入れて排出 ・ブロック・レンガ類・漬物石等は他のごみとは別に入れて排出 ・小型電子・電気機器は拠点回収の利用を推奨
生ごみ	残飯、野菜くず等	<ul style="list-style-type: none"> ・黄色の組合指定袋で排出 ・貝殻、肉の骨、トウモロコシの皮は「燃やせるごみ」
資源物	缶	スチール缶、アルミ缶(ビール、清涼飲料、缶詰等) <ul style="list-style-type: none"> ・透明の組合指定袋で排出 ・キャップ付きアルミ缶はキャップを外して排出 ・食用油の缶、容量が2Lを超えるもの、汚れているものは「燃やせないごみ」
	びん	飲食用・医薬品・化粧品等のびん <ul style="list-style-type: none"> ・透明の組合指定袋で排出 ・金属製キャップ、油のびん、乳白色のびん、マニキュアのびんは「燃やせないごみ」は「燃やせないごみ」 ・プラスチック製キャップは「プラスチック」 ・牛乳びん・ビールびん・一升びん、農薬・劇薬のびんは購入店・販売店へ
	ペットボトル	飲料・酒類・調味料用等のペットボトル <ul style="list-style-type: none"> ・透明の組合指定袋で排出 ・キャップとラベルは「プラスチック」 ・油、シャンプー、洗剤等の容器は「プラスチック」
	紙パック	牛乳・ジュース・酒類等の紙パック <ul style="list-style-type: none"> ・中をあら、切り開いてからひもで縛って排出 ・プラスチック製キャップ、ストローの袋は「プラスチック」
	プラスチック	カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ・キャップ類、袋・フィルム・ラベル類、網、ネット類、発泡スチロール・緩衝剤、プラスチック単体でできた製品 <ul style="list-style-type: none"> ・透明の組合指定袋で排出 ・50cm以上のプラスチック単体製品は「大型ごみ」 ・金属、ネジ等がついている製品は対象外 ・ホース等複合素材でできている製品は「燃やせるごみ」 ・汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」
	紙類	紙箱・紙しん類、紙袋・包装紙類、封筒・はがき・写真類、カレンダー・プリント用紙類、紙製食品容器類等 <ul style="list-style-type: none"> ・透明の組合指定袋で排出 ・金属、プラスチック、ビニールなど紙以外のものは取り除いて排出
	剪定枝	剪定枝 <ul style="list-style-type: none"> ・4～11月はビニールひもなどで縛って排出 ・12～3月は「燃やせるごみ」袋を巻きつけて排出
有害ごみ	電池類・水銀体温計、携帯ボンベ・スプレー缶・ライター、蛍光管・蛍光灯 <ul style="list-style-type: none"> ・透明な袋で排出 ・充電式電池、ボタン式電池は拠点回収の利用を推奨 ・カセットボンベ・スプレー缶は中身を使い切ってから穴をあけて排出 	

なお、大型ごみの収集運搬は、組合委託業者への事前申し込みが必要であり、この場合は有料となります。排出方法等についてまとめた表を以下に示します。

表 3-6 大型ごみの排出方法

大型ごみの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ又は直径が50cm以上2m以下で、重さが100kg未満のもの ・家電リサイクル法で指定する品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)は対象外
収集方式	<ul style="list-style-type: none"> ・組合委託業者(東胆振清掃企業組合)への申し込みによる戸別収集
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ①組合委託業者(東胆振清掃企業組合)に電話で申し込み ②大型ごみ処理券を購入(1枚500円) ③シールを貼り付け、組合が指定する日・場所に排出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で塵芥処理場へ直接持ち込む場合は10kgまで50円の処理手数料(10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額)

また、組合が収集・処理しない品目を表 3-7に示します。

表 3-7 組合が収集・処理しない品目

内容	処理方法
家電リサイクル対象品目 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)	<ul style="list-style-type: none"> ・家電販売店等へ引取を依頼 ・指定引取場所へ持ち込み
家庭用使用済みパソコン (デスクトップパソコン、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコン)	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーへ回収依頼(PCリサイクルマークのない製品は排出時に費用負担)
危険・特殊なごみ(農薬・劇薬、ペンキ・シンナー、廃油、注射器・針)、処理困難物(廃タイヤ、バッテリー、プロパンガスボンベ、耐火金庫、農機具、ピアノ、多量の庭石・土砂、建築廃材、ペットの死体、バイク、消火器)	<ul style="list-style-type: none"> ・購入先の販売店、専門業者等に相談、もしくは依頼
一時的多量ごみ(引っ越しや大掃除で出たごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥処理場へ自己搬入(有料) ・収集運搬許可業者へ処理を依頼(有料)
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥処理場へ自己搬入(有料) ・収集運搬許可業者へ処理を依頼(有料)
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任において適正に処理するか、産業廃棄物処理専門業者に処分を依頼

2. 収集体系

ごみステーション設置数、収集頻度、車両台数等の組合の収集体系をまとめたものを表3-8に示します。

収集はステーション方式であり、週6日の収集で、ごみの分別区分毎に決められた曜日にごみステーションへ排出します。各地区のごみステーションからの収集運搬作業は、業者に委託しています。

なお、事業系ごみを塵芥処理場へ搬入する場合は、収集運搬許可業者(平成29年3月現在で13社)へ収集を依頼するか、事業者自身で搬入します。

表 3-8 組合の収集体系

ごみステーション設置数 (平成29年3月末現在)		安平町 ・ 早来地区 172 ・ 追分地区 146 ・ 農家地区 52 計 370	厚真町 ・ 上地区 78 ・ 下地区 52 計 130	
収集頻度	燃やせるごみ	週1回(火曜日)		
	燃やせないごみ	月2回(第1・第3土曜日)		
	生ごみ	週2回(月・木曜日)		
	資源物	缶	月1回(安平町は第4水曜日、厚真町は第2水曜日)	
		びん	月1回(安平町は第2水曜日、厚真町は第4水曜日)	
		ペットボトル	月2回(第1・第3水曜日)	
		紙パック	月2回(第1・第3水曜日)	
		プラスチック	週1回(金曜日)	
		紙類	月3回(第2・第4・第5土曜日)	
		剪定枝	[4~11月]週2回(月・木曜日) [12~3月]週1回(火曜日)	
	有害ごみ	月2回(第1・第3土曜日)		
	大型ごみ (収集申し込みの場合)	月2回 [安平町(早来地区)]月2回(第1・第3水曜日) [安平町(追分地区)]月2回(第2・第4火曜日) [厚真町]月2回(第1・第3火曜日)		
収集車両台数		<ul style="list-style-type: none"> ・ パッカー車 7台 ・ ダンプ車 1台 ・ プレス式パッカー車(アームロール付) 1台 ・ 着脱装置付コンテナ専用車(ガラスびん運搬用) 1台 		
収集ごみの収集委託業者数		3社		

3. ごみ処理手数料

処理方法別の処理手数料をまとめたものを表 3-9に示します。

家庭系ごみについては、組合収集の場合はごみ種別に有料指定袋により徴収し、塵芥処理場への自己搬入の場合は排出するごみの重量に応じて料金を徴収し、大型ごみの収集申し込みの場合はごみ1個又は1組に対して、500円徴収します。

事業系ごみについては、収集運搬許可業者への依頼及び塵芥処理場への自己搬入で、排出するごみの重量に応じて料金を徴収します。

表 3-9 ごみ処理手数料(平成29年度現在)

区分	処理方法	処理手数料			
家庭系ごみ	組合による収集	有料指定袋	燃やせるごみ・ 燃やせないごみ	20L	40円/枚
				30L	60円/枚
				40L	80円/枚
			生ごみ	7.5L	15円/枚
				15L	30円/枚
				資源物(缶・びん・ペットボ トル・紙パック・プラスチ ック・紙類)	20L
			30L	9円/枚	
		40L	11円/枚		
	塵芥処理場へ自己搬入	10kgまで50円(10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額)(燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ・資源物(缶・びん・ペットボトル・紙パック・プラスチック・紙類)・大型ごみ)			
	大型ごみの収集申し込み	1個又は1組につき、500円(大型ごみ処理券)			
事業系ごみ	収集運搬許可業者へ依頼 塵芥処理場へ自己搬入	10kgまで50円(10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額)			

3-4 中間処理

中間処理は堆肥化処理、焼却処理、破碎選別処理、資源化処理を行っています。なお、堆肥化処理は民間業者、焼却・破碎選別・資源化処理は苫小牧市へ委託しています。

1. 塵芥処理場

自己搬入ごみ及び収集ごみの生ごみ・缶・剪定枝の一時保管・積み替え等を行います。施設概要を表 3-10に示します。

収集及び自己搬入した生ごみは、安平町内の民間業者に引き渡します。

大型ごみは作業員の手で可燃物及び不燃物に分け、不燃物は破碎処理施設で破碎及び金属回収を行います。可燃物は、苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターへ搬送されます。不燃物は苫小牧市の柏原理立処分場に搬送されます。なお、不燃物のうち、小型電子・電気機器は処理場に一時保管後、民間業者へ引渡ししています。

缶(収集及び自己搬入)及び大型ごみから回収した金属(鉄屑)は、ストックヤード等に一時保管後、民間業者に売却しています。

紙類はストックヤード等に一時保管後、民間業者へ引渡ししています。

剪定枝はストックヤード等に一時保管後、民間業者へ引渡ししています。

塵芥処理場での搬出実績を推定した結果を表 3-11に示します。

表 3-10 塵芥処理場の概要

名称	塵芥処理場	
事業主体	安平・厚真行政事務組合(運転・維持管理は民間委託)	
所在地	勇払郡安平町早来北進218番地7	
竣工年次	昭和61年10月	
施設概要	1) 破碎処理施設 ・ 処理能力 10t/8h ・ 処理方式 衝撃・剪断併用回転式 ・ 設備等 分別設備-磁気選別機 集じん設備-サイクロン式 2) スtockヤード ・ 屋内面積 190m ²	
搬出先	可燃物	: 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター(焼却施設)
	不燃物	: 苫小牧市柏原理立処分場
	生ごみ	: 民間堆肥化施設
	缶・鉄屑	: 民間業者へ売却
	びん・ペットボトル	: 民間業者へ引渡し
	プラスチック	: 民間業者へ引渡し
	紙類	: 民間業者へ引渡し
	剪定枝	: 民間業者へ引渡し

表 3-11 塵芥処理場の処理実績

(単位：t/年)

区分		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	
搬入量	自己搬入ごみ	燃やせるごみ	1,257	1,228	985	1,029	1,046
		燃やせないごみ	136	97	78	88	80
		生ごみ	168	163	155	142	141
		缶	44	42	31	27	32
		びん	29	25	26	26	24
		ペットボトル	5	5	5	6	4
		鉄屑	98	128	50	54	57
		プラスチック	18	19	18	19	19
		紙類	—	19	30	23	24
		剪定枝	—	6	19	30	26
		計	1,755	1,732	1,397	1,444	1,453
	収集ごみ	生ごみ	769	746	720	716	662
		缶	42	43	41	38	37
		剪定枝	—	6	4	15	18
計		811	795	765	769	717	
搬入量計		2,566	2,527	2,162	2,213	2,170	
搬出量	可燃物(沼ノ端クリーンセンターへ)		1,257	1,221	980	1,016	1,032
	破碎後不燃物(柏原理立処分場へ)		127	90	76	82	74
	金属類 (業者売却)	缶	86	85	72	66	70
		鉄屑	98	128	51	54	57
		計	184	213	123	120	127
	資源化センターへ (苫小牧市)	びん	29	25	26	26	24
		ペットボトル	5	6	5	6	4
		計	34	31	31	32	28
	民間業者へ (苫小牧市)	プラスチック	18	19	18	19	19
	民間業者へ (苫小牧市)	紙類	—	26	35	36	38
	剪定枝	(民間業者へ)	—	12	12	27	11
	生ごみ(民間堆肥化処理施設へ)		937	909	875	858	803
	小型電子・電気機器回収		9	7	2	6	6
	搬出量計		2,566	2,528	2,152	2,196	2,138

※可燃物の搬出量については、自己搬入ごみの家庭系燃やせるごみに紙類が含まれているため、搬出可燃物＝搬入燃やせるごみ－(搬入紙類－搬出紙類)として算出しています。

※破碎後不燃物の搬出量については、自己搬入ごみの家庭系燃やせないごみに小型電子・電気機器が含まれているため、搬出破碎後不燃物＝搬入燃やせるごみ－小型電子・電気機器回収量として算出しています。

2. 堆肥化処理

収集生ごみ及び自己搬入生ごみは、塵芥処理場に一時保管した後、民間委託によって堆肥化処理しています。施設の概要を表 3-12に、処理実績を表 3-13に示します。

表 3-12 堆肥化施設の概要

名称	早来工営株式会社 コンポスト工場
事業主体	早来工営株式会社
所在地	勇払郡安平町安平308番地6
処理能力	6.6 t/日 (6.6 t/日×1基)
処理対象物	生ごみ
竣工年次	平成8年11月20日
処理方式	好気性高温発酵

表 3-13 堆肥化施設の処理実績

(単位：t/年)

区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
搬入量	生ごみ	塵芥処理場より	937	909	875	858	803
搬出量	生ごみ堆肥		183	179	171	169	157

3. 破碎選別処理

収集ごみの燃やせないごみは、苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターに搬送し、苫小牧市のごみと共に鉄・アルミ・可燃物・不燃物の4種に破碎選別します。鉄・アルミは保管後売却、可燃物は同センターの焼却施設で焼却、不燃物は柏原理立処分場で埋立処分されます。施設の概要を表 3-14に、処理実績を表 3-15に示します。

表 3-14 破碎選別処理施設の概要

名称	沼ノ端クリーンセンター破碎処理施設
事業主体	苫小牧市
所在地	苫小牧市字沼ノ端2番地の25
処理能力	75t/5h
竣工年次	平成11年3月
破碎方式	二軸低速回転式(一次破碎)＋横型高速回転式(二次破碎)
選別方式	鉄 : 磁気選別＋風力選別 アルミ : 永久磁石選別方式 可燃物 : トロンメル 不燃物 : トロンメル＋風力選別
搬出	鉄・アルミ : 金属圧縮機で圧縮成形→売却 可燃物 : 焼却施設ごみピットへ搬送→焼却処理 不燃物 : 焼却施設灰ピットへ搬送→埋立処分

表 3-15 破碎処理施設の処理実績(組合分)

(単位：t/年)

区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
搬入量	燃やせないごみ (収集ごみ)	安平町	111	103	60	62	62
		厚真町	71	64	44	45	42
		計	182	167	104	107	104
搬出量	破碎不燃物(柏原理立処分場へ)		66	60	38	39	38
	破碎可燃物(焼却処理施設へ)		104	96	60	61	60
	計		170	156	98	100	98

※搬出量は、平成29年度苫小牧市清掃事業概要における平成28年度の破碎処理実績より、搬入量に対する各排出量の割合(有価物：13.16%、破碎不燃物：36.13%、破碎可燃物：57.29%)を用いて算出しています。

4. 焼却処理

収集ごみの燃やせるごみ、塵芥処理場から搬送された燃やせるごみは苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターで苫小牧市のごみと合わせて焼却処理します。沼ノ端クリーンセンターは、施設の経年劣化などが進行しているため、平成27年9月から長寿命化期間的設備改良工事が実施されており、平成30年2月に工事終了の計画となっています。

焼却によって生じる焼却残渣は苫小牧市の沼ノ端埋立処分場で埋立処分されます。施設の概要を表 3-16に、処理実績を表 3-17に示します。

表 3-16 焼却処理施設の概要

名称	沼ノ端クリーンセンター焼却処理施設
事業主体	苫小牧市
所在地	苫小牧市字沼ノ端2番地の25
処理能力	210t/日(105t/日×2炉)
竣工年次	平成11年3月
焼却方式	全連続燃焼式ストーカ炉
冷却方式	廃熱ボイラ式+減温塔
ダイオキシン類除去方式	活性炭吹き込み+バグフィルタ
集じん方式	バグフィルタ
塩化水素除去方式	乾式消石灰吹き込み
飛灰処理方式	薬剤処理(重金属安定剤)
余熱利用	発電、施設内給湯暖房、ロードヒーティング

表 3-17 焼却処理の処理実績(組合分)

(単位：t/年)

区分		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
搬入量	可燃ごみ (収集ごみ)	安平町	776	706	588	577
		厚真町	432	408	370	375
		計	1,208	1,114	958	952
	可燃物	(塵芥処理場より)	1,257	1,221	980	1,016
	破砕可燃物	(破砕処理施設より)	104	96	60	61
搬入量計		2,569	2,431	1,998	2,029	2,025
搬出量	焼却残渣	(沼ノ端埋立処分場へ)	346	327	269	273

※焼却残渣は、平成29年度苫小牧市清掃事業概要における平成28年度の焼却処理実績より、燃滓率(13.45%)を用いて算出しています。

5. 資源化処理

収集ごみのびん類・ペットボトル・紙パック、塵芥処理場から搬送された資源物(びん・ペットボトル)の処理については、平成28年度まで苫小牧市の資源化センターで処理を行っていましたが、施設の老朽化や狭隘化により、平成29年4月から民間業者に委託しています。びん類・ペットボトル・紙パック中間処理施設の概要を表 3-18、処理実績を表 3-19に示します。処理後、びん類・ペットボトルは指定法人ルート、紙パックは再生事業者へ売却しています。

表 3-18 びん類・ペットボトル・紙パック中間処理施設の概要

名称	缶・びん・ペットボトル・紙パック中間処理施設	
事業主体	明円工業株式会社	
所在地	苫小牧市字柏原6番277	
処理能力	アルミ缶	3.08t/日
	スチール缶	8.4t/日
	ガラスびん	10.8t/日
	ペットボトル	7.56t/日
	紙パック	-t/日
竣工年次	平成29年3月7日	
処理方式	アルミ缶	渦電流選別方式
	スチール缶	磁力線別方式
	ガラスびん	手選別方式
	ペットボトル	手選別方式
	紙パック	手選別方式

表 3-19 びん類・ペットボトル・紙パックの資源化処理実績(組合分)

(単位：t/年)

区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
搬入量	びん類 (収集ごみ)	安平町	62	65	60	61	58
		厚真町	38	39	42	41	38
		計	100	104	102	102	96
	ペットボトル (収集ごみ)	安平町	22	24	21	21	25
		厚真町	13	14	12	12	12
		計	35	38	33	33	37
	紙パック (収集ごみ)	安平町	2	2	2	2	2
		厚真町	1	1	1	1	0
		計	3	3	3	3	2
	資源物	(塵芥処理場より)	34	31	31	32	28
搬入量計			172	176	169	170	163
搬出量	びん		104	88	101	95	102
	ペットボトル		37	33	39	32	40
	紙パック		2	3	3	3	2
	計		143	124	143	130	144

収集ごみのプラスチック、塵芥処理場から搬送された資源物(プラスチック)は苫小牧市にある民間業者の中間処理施設に引渡し、容器包装とその他プラスチックに選別後、圧縮梱包します。容器包装は指定法人ルートへ搬出、その他プラスチックは固形燃料化し、苫小牧市内の工場で利用しています。

プラスチック中間処理施設の概要を表 3-20、処理実績を表 3-21に示します。

表 3-20 プラスチック中間処理施設の概要

名称	明円工業株式会社 苫小牧工場 廃プラスチック類中間処理施設
事業主体	明円工業株式会社
所在地	苫小牧市字柏原6番277、6番412、6番416、6番417
処理能力	51.8 t/日
竣工年次	平成22年10月1日
選別方式	手選別、近赤外線選別、圧縮梱包

表 3-21 資源化実績(組合分)

(単位：t/年)

区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
搬入量	プラスチック (収集ごみ)	安平町	119	126	122	118	120
		厚真町	57	64	63	62	62
		計	176	190	185	180	182
	資源物	(塵芥処理場より)	18	19	18	19	19
	搬入量計		194	209	203	199	201
搬出量	容器包装プラスチック		155	174	184	165	170
	その他プラスチック		12	16	11	16	12
	計		167	190	195	181	182

収集ごみの紙類、塵芥処理場から搬送された資源物(紙類)は苫小牧市にある民間業者の中間処理施設に引渡し、資源化しています。

紙類中間処理施設の概要を表 3-20、処理実績を表 3-21に示します。

表 3-22 紙類中間処理施設の概要

名称	苫小牧清掃社 リサイクルセンター
事業主体	株式会社苫小牧清掃社
所在地	苫小牧市字勇払265番地30、31
処理能力	192t/日(24時間)、8t/時間 120t/日(24時間)、5t/時間
竣工年次	平成11年
処理方式	破碎・圧縮

表 3-23 資源化実績(組合分)

(単位：t/年)

区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
搬入量	紙類 (収集ごみ)	安平町	—	55	72	72	70
		厚真町	—	27	37	38	38
		計	—	82	109	110	108
	資源物	(塵芥処理場より)	—	26	35	36	38
	搬入量計		—	108	144	146	146
搬出量	紙類	—	94	139	133	132	

3-5 最終処分

組合では現在、苫小牧市の最終処分場で焼却残渣、不燃物等を埋立処分しています。

1. 沼ノ端埋立処分場

苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの焼却処理で生じた焼却残渣を埋立処分します。

沼ノ端埋立処分場の概要を表 3-24、処理実績を表 3-25に示します。

なお、平成28年度末における残余容量は39,759m³となっています。

表 3-24 沼ノ端埋立処分場の概要

施設名	苫小牧市沼ノ端埋立処分場
事業主体	苫小牧市
所在地	苫小牧市字沼ノ端2番地の25
埋立構造	準好気性埋立
埋立地面積	67,000m ² (1期 40,000m ² 、2期27,000m ²)
埋立容量	365,700m ³ (1期 205,100m ³ 、2期160,600m ³)
埋立方式	サンドイッチ方式(セル方式併用)
埋立物	焼却灰、集じん灰薬剤処理物、浸出水処理施設の脱水汚泥
しゃ水工	二重しゃ水シート
浸出水処理水量	130m ³ /日
浸出水処理方式	凝集沈殿+砂ろ過

表 3-25 沼ノ端埋立処分場の埋立実績(組合分)

(単位：t/年)

区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
処分量	焼却残渣	(焼却処理施設より)	346	327	269	273	272

2. 柏原理立処分場

組合の塵芥処理場から搬入した破碎後不燃物や、沼ノ端クリーンセンターの破碎選別処理施設から搬出した破碎後不燃物を埋立処分します。

柏原理立処分場の概要を表 3-26、処理実績を表 3-27に示します。

なお、平成28年度末における残余容量は76,945m³となっています。

表 3-26 柏原理立処分場の概要

施設名	苫小牧市廃棄物埋立処分場(うち、一般廃棄物最終処分場)			
事業主体	苫小牧市(運営は民間委託)			
所在地	苫小牧市字柏原13番地・221番地			
施設概要	全体事業	第一期工事 第1ブロック	第二期工事 第2・第3・第4ブ ック	第三期工事 第5ブロック
	供用開始	—	昭和60年10月	昭和62年8月
	埋立地面積	60,065m ²	10,400m ²	33,920m ²
	埋立容量	474,638m ³	78,556m ³	281,367m ³
浸出水処理方式	下水道幹線へ圧送			

表 3-27 柏原理立処分場埋立実績(組合分)

(単位：t/年)

区分		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
処分量	破碎不燃物	(塵芥処理場より)	127	90	76	82
		(破碎処理施設より)	66	60	38	39
	計	193	150	114	121	

3-6 ごみの減量施策

現在、取り組んでいるごみの減量施策を以下に示します。

1. ごみステーションによる古紙回収

燃やせるごみ減量の一環として、古紙回収を実施しています。回収品目及び回収日程を表3-28に示します。組合ではごみステーションを回収場所として提供し、古紙回収を住民にPRしています。

民間業者は、各ごみステーションへ種類別に排出された古紙類を回収し、製紙業等の再生事業者に売却しています。

表 3-28 古紙回収品目及び回収日程

回収品目	ダンボール類	ダンボール、厚紙(ティッシュ箱、菓子箱・洗剤、食品の箱などの紙製容器)
	新聞紙類	新聞紙、折込広告、チラシ、コピー用紙、ピンで留められた雑誌
	雑誌類	糊付けされた雑誌、封筒、葉書、紙袋、タバコの箱、カレンダー、ポスター、パンフレット、和紙、西洋紙
回収日程	安平町早来地区	第1・第3水曜日
	安平町追分地区	第2・第4水曜日
	安平町農家地区	第4水曜日
	厚真町	第2・第4土曜日
排出方法		ひもで縛るか、紙袋にまとめて、ごみステーションに指定袋と分けて排出する。
古紙類として排出してはいけないもの		圧着はがき、写真・アルバム・シール、防水加工紙、油紙、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、複合素材の紙、油やジュースで汚れた紙

表 3-29 古紙回収実績

(単位：t/年)

区分	品目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
安平町	ダンボール	61.87	66.20	42.19	43.24	37.44
	新聞紙類	56.94	59.19	64.05	61.02	55.94
	雑誌類	19.73	19.62	16.65	17.09	15.50
	合計	138.54	145.01	122.89	121.35	108.88
厚真町	ダンボール	128.98	126.20	116.75	116.42	115.80
	新聞紙類	119.47	124.48	105.47	104.89	106.46
	雑誌類	45.75	51.00	46.54	46.97	46.52
	合計	294.20	301.68	268.76	268.28	268.78
合計	ダンボール	190.85	192.40	158.94	159.66	153.24
	新聞紙類	176.41	183.67	169.52	165.91	162.40
	雑誌類	65.48	70.62	63.19	64.06	62.02
	合計	432.74	446.69	391.65	389.63	377.66

2. 学校等による集団回収

小学校・中学校・高校を中心に、古紙等の廃品を集めて古物商等に引き渡す活動が定期的に行われています。平成24年度からの回収実績を表 3-30に示します。

表 3-30 学校等による集団回収実績

(単位：kg/年)

区分	品目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
安平町	新聞	46,445	60,160	46,496	59,640	80,980
	雑誌	12,203	19,510	14,080	16,400	18,140
	ダンボール	26,985	36,100	28,340	35,100	38,490
	アルミ缶	976	943	1,083	1,161	2,472
	スチール缶	458	300	459	382	180
	牛乳パック	12	0	0	24	122
	一升びん	447	407	403	384	948
	バラびん	92	425	325	290	745
	合計	87,618	117,845	91,186	113,381	142,077
厚真町	新聞	30,087	128,200	23,149	18,814	80,550
	雑誌	5,837	14,420	3,760	3,410	7,620
	ダンボール	4,710	13,280	360	550	920
	アルミ缶	334	13,040	26	0	0
	スチール缶	0	0	0	0	0
	牛乳パック	0	0	0	0	0
	一升びん	8	306	0	0	0
	バラびん	6	3,670	0	0	0
	合計	40,982	172,916	27,295	22,774	89,090
合計	新聞	76,532	188,360	69,645	78,454	161,530
	雑誌	18,040	33,930	17,840	19,810	25,760
	ダンボール	31,695	49,380	28,700	35,650	39,410
	アルミ缶	1,310	13,983	1,109	1,161	2,472
	スチール缶	458	300	459	382	180
	牛乳パック	12	0	0	24	122
	一升びん	455	713	403	384	948
	バラびん	98	4,095	325	290	745
	合計	128,600	290,761	118,481	136,155	231,167

※安平町について、平成24～27年度は早来小、安平小、遠浅小、早来中の回収実績の合計、平成28年度は早来小、安平小、遠浅小、早来中、追分青空子供会、追分こだま子供会、追分かしわ子供会、追分ひまわり子供会、追分若草子供会の回収実績の合計

※厚真町は、宮の森保育所、上厚真小、厚南中、厚真高の回収実績合計

※一升瓶及びバラびんは、回収本数を重量換算して推計

3. 古着・古布のリサイクル

組合では、古着・古布の拠点回収を行っています。回収した古着・古布は、工場等で工業用雑巾(ウエス)として再利用されます。

表 3-31 古着・古布のリサイクル回収実績

(単位：kg/年)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
安平町	433	439	721	2,724	1,160
厚真町	436	727	792	1,100	1,782
合計	869	1,166	1,513	3,824	2,942

4. 小型電子・電気機器リサイクル

組合では、使用済みの小型電子・電気機器の拠点回収を行っています。
回収した機器を再生業者に引き渡し、レアメタル等を回収します。

表 3-32 小型電子・電気機器のリサイクル拠点回収実績

(単位：kg/年)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
安平町	1,493	1,760	2,518	1,861	2,494
厚真町	99	1,028	827	1,349	1,775
合計	1,592	2,788	3,345	3,210	4,269

5. 廃食油のリサイクル

厚真町では、廃食油の拠点回収を行っています。回収した廃食油は、バイオディーゼル燃料に再生利用しています。

回収対象となる油は、植物性の食用油(なたね油、オリーブ油、紅花油、ひまわり油、ごま油、落花生油、大豆油、コーン油)となっています。

表 3-33 廃食油のリサイクル拠点回収実績

(単位：kg/年)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
厚真町	193	396	352	455	550

6. 使用済み割りばしのリサイクル

厚真町では、使用済み割りばしの拠点回収を行っています。回収した使用済み割りばしは、苫小牧市内の製紙会社で原料として再生利用しています。

7. 眼鏡のリサイクル

厚真町では、眼鏡の拠点回収を行っています。回収期間は12月中旬から2月下旬であり、回収対象は、あらゆる種類のレンズ、眼鏡、サングラス、フレーム、眼鏡ケースなどとなっており、レンズが割れたもの、フレームが壊れたものは回収できません。

3-7 ごみ処理システムの評価

1. ごみの排出状況

組合で処理されるごみに、集団回収などで資源回収されたごみを加えた量をごみ総排出量と定義し、ごみの減量状況を確認します。

表 3-34 安平町のごみ総排出量

(単位：t/年)

内訳		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①ごみ排出量		2,923	2,892	2,516	2,513	2,441
②集団回収等	古紙回収	139	145	123	121	109
	学校回収	88	118	91	113	142
	拠点回収	2	2	3	5	4
	計	229	265	217	239	255
ごみ総排出量(①+②)		3,152	3,157	2,733	2,752	2,696

※拠点回収は、古着・古布及び小型電子・電気機器の回収量を計上しています。

※集団回収等は、各合計値で端数処理しています。

表 3-35 厚真町のごみ総排出量

(単位：t/年)

内訳		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①ごみ排出量		1,347	1,333	1,140	1,187	1,191
②集団回収等	古紙回収	294	302	269	268	269
	学校回収	41	173	27	23	89
	拠点回収	1	2	2	3	4
	計	336	477	298	294	362
ごみ総排出量(①+②)		1,683	1,810	1,438	1,481	1,553

※拠点回収は、古着・古布、廃食油及び小型電子・電気機器の回収量を計上しています。

※集団回収等は、各合計値で端数処理しています。

表 3-36 二町のごみ総排出量

(単位：t/年)

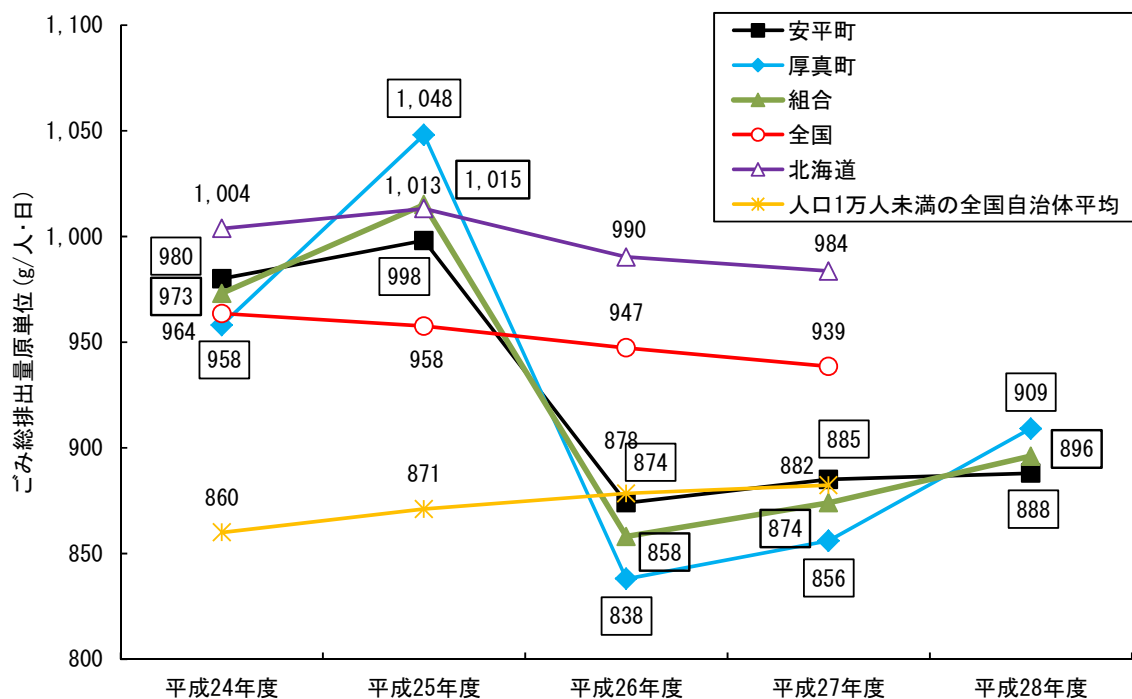
内訳		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①ごみ排出量		4,270	4,225	3,656	3,700	3,632
②集団回収等	古紙回収	433	447	392	389	378
	学校回収	129	291	118	136	231
	拠点回収	3	4	5	8	8
	計	565	742	515	533	617
ごみ総排出量(①+②)		4,835	4,967	4,171	4,233	4,249

※拠点回収は、古着・古布、廃食油及び小型電子・電気機器の回収量を計上しています。

※集団回収等は、表 3-34及び表 3-35の合計としているため、実績と異なる場合があります。

二町のごみ総排出量原単位を、国・北海道、人口1万人未満の全国自治体平均と比較した結果を図 3-9に示します。

平成27年度時点の国・北海道と比べると、二町とも国・北海道よりも少ない結果です。また、人口1万人未満の全国自治体平均と比べると、安平町はほぼ同量、厚真町は少ない結果となっており、ごみの減量が十分行われているものと考えられます。



※原単位算出に用いた人口は、住民基本台帳値年度9月末値としています。
 ※国・北海道・人口1万人未満の全国自治体平均の数値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)から引用しており、平成28年度値は現時点で公表されていません。

図 3-9 ごみ総排出量原単位の推移

2. リサイクルの状況

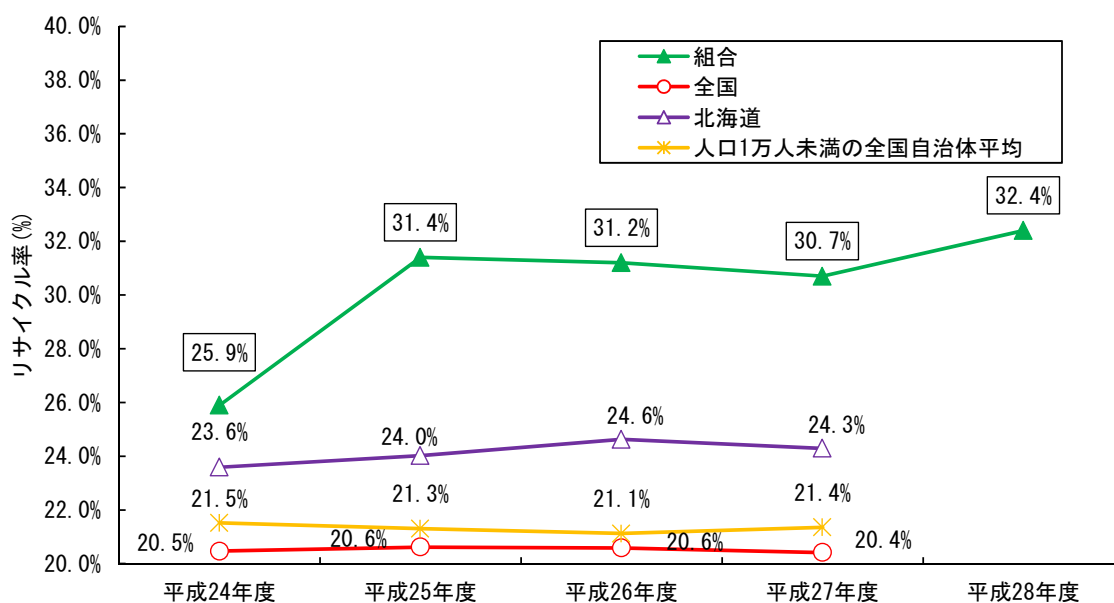
排出されるごみのうち、資源化される割合をリサイクル率と定義し、リサイクルの状況を評価します。過去5年間の組合のリサイクル率は、「家庭ごみの有料化」と「紙類・剪定枝の分別収集」により、平成25年度に増加しており、その後平成27年度まで減少していましたが、平成28年度は増加に転じ、約32%となっています。また、組合のリサイクル率は、過去5年間、全国・北海道・人口1万人未満の全国自治体平均を上回っています。

表 3-37 組合のリサイクル率の推定(平成24～28年度)

(単位：t/年)

内訳		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	ごみ処理量	4,270	4,225	3,656	3,700	3,632
②	集団資源回収量	565	742	515	533	617
③ 処理による 資源化量	缶	86	85	72	66	70
	鉄屑	98	128	51	54	57
	剪定枝	—	12	12	27	11
	小型電子・電気機器	9	7	2	6	6
	堆肥化生ごみ	183	179	171	169	157
	びん類	104	88	101	95	102
	ペットボトル	37	33	39	32	40
	紙パック	2	3	3	3	2
	容器包装プラスチック	155	174	184	165	170
	その他プラスチック	12	16	11	16	12
	紙類	—	94	139	133	132
	計	686	819	785	766	759
リサイクル率(②+③)÷(①+②)		25.9%	31.4%	31.2%	30.7%	32.4%

※集団資源回収量は、古紙回収、学校等での集団回収、古着・古布、小型電子・電気機器の各拠点回収の合計としています。



※国・北海道の数値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)から引用しており、平成28年度値は現時点で公表されていません。

図 3-10 リサイクル率の推移

3. 最終処分の状況

一人1日当たりの最終処分量を、最終処分量原単位と定義し、最終処分状況の評価します。

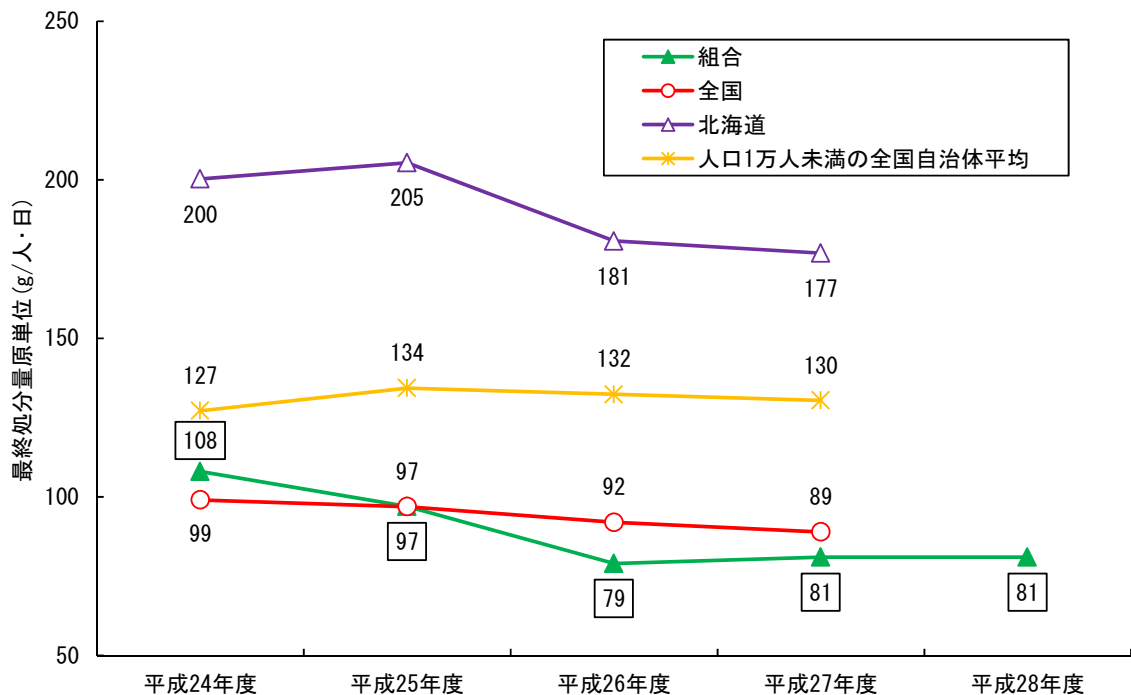
図 3-11に示すように、過去5年間の組合の最終処分量原単位は平成26年度まで減少傾向にあり、その後は概ね一定に推移しています。また、平成25年度以降は全国・北海道・人口1万人未満の全国自治体平均よりも低い値となっています。

表 3-38 組合の最終処分量原単位の推定(平成24～28年度)

(単位：t/年)

内訳		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
沼ノ端 埋立処分場	焼却残渣	346	327	269	273	272
柏原 埋立処分場	破碎不燃物 (塵芥処理場より)	127	90	76	82	74
	破碎不燃物 (破碎処理施設より)	66	60	38	39	38
計		539	477	383	394	384
最終処分量原単位(g/人・日)		108	97	79	81	81

※最終処分量原単位(g/人・日) = 最終処分量(t/年) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶
 ※直接埋立量は、ゼロとします。



※国・北海道・人口1万人未満の全国自治体平均の数値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)から引用しており、平成28年度値は現時点で公表されていません。

図 3-11 最終処分量原単位の推移

4. ごみ処理コスト

(1) 処理年間費用

ごみの収集運搬、ごみの処理委託、塵芥処理場維持に必要な費用を表 3-39に示します。過去5年間の処理年間費用は、約2億4,000万円前後で推移しています。

表 3-39 ごみ処理費用の内訳

(単位：千円/年)

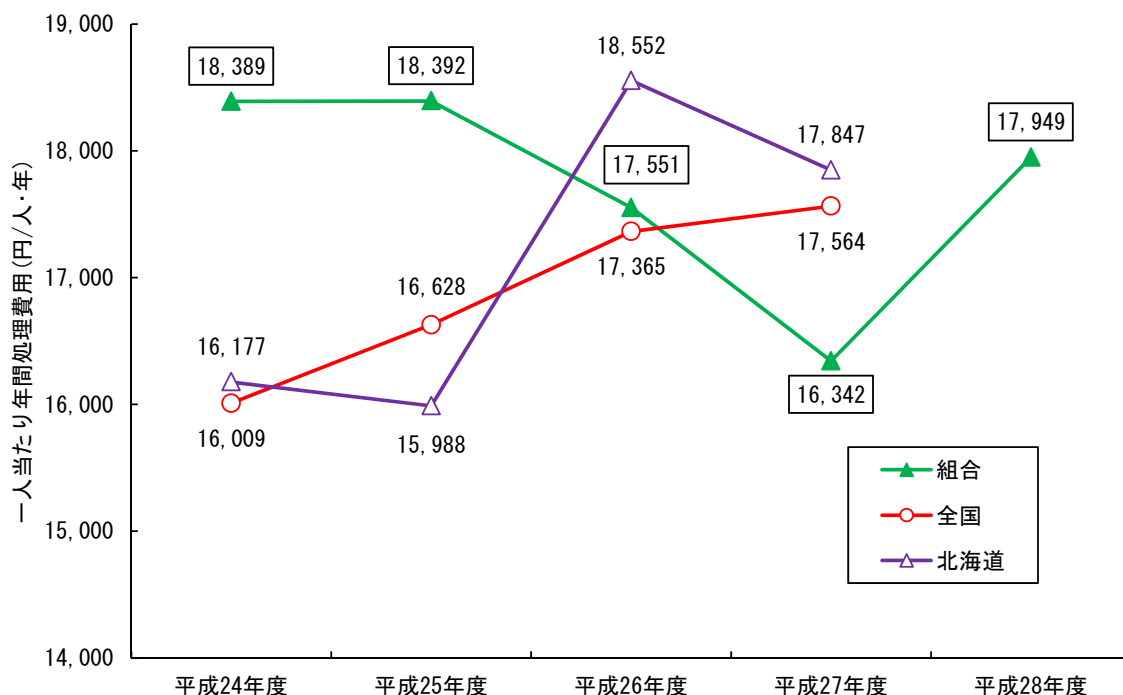
区分			平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	
作業部門	収集運搬	委託費	ごみ収集	58,667	63,283	62,949	60,152	61,808
			ごみ運搬	22,294	22,294	24,972	26,430	26,430
				80,961	85,577	87,921	86,582	88,238
	ごみ処理	委託費	ごみ広域処理(苫小牧市)	66,665	59,011	42,027	31,103	51,119
			生ごみ処理業務	20,853	20,853	21,092	21,157	21,157
			分別基準適合物再商品化(びん)	69	54	64	59	59
			分別基準適合物再商品化(プラ)	77	83	105	84	84
		物件費	ごみ袋購入	9,491	11,031	13,053	8,437	8,167
			97,155	91,032	76,341	60,840	80,586	
	処理場維持	委託費	維持管理費(光熱費、燃料費、修繕費等)	11,155	10,671	9,694	7,260	6,339
			物件費	2,007	1,239	1,178	1,791	1,706
				46,935	45,508	45,362	45,970	42,079
	管理部門	共通	人件費	15,564	16,211	16,749	16,621	16,754
			物件費	0	30	0	0	0
その他経費			10,013	8,466	6,865	6,195	5,733	
			25,577	24,707	23,614	22,816	22,487	
ごみ処理費用			250,628	246,824	233,238	216,208	233,390	
住民一人当たり年間処理費用(円/人・年)			18,389	18,392	17,551	16,342	17,949	

※組合決算書より

※施設の減価償却費、工事請負費、調査等委託費、議会費、監査委員費等は、ごみ処理費用対象外としています。

住民一人当たりの年間ごみ処理費用は、図 3-12に示すように、平成27年度までは、ごみの減量により、苫小牧市との分担金の割合が減少し、住民一人当たりの年間ごみ処理費用も減少しています。平成28年度は、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの長寿命化基幹的設備改良工事のに伴い、分担金が増加し、住民一人当たりの年間ごみ処理費用は増加に転じ、約17,900円/人・年となっています。

また、平成27年度においては、全国・北海道よりも低く、1,000円以上の差となっています。

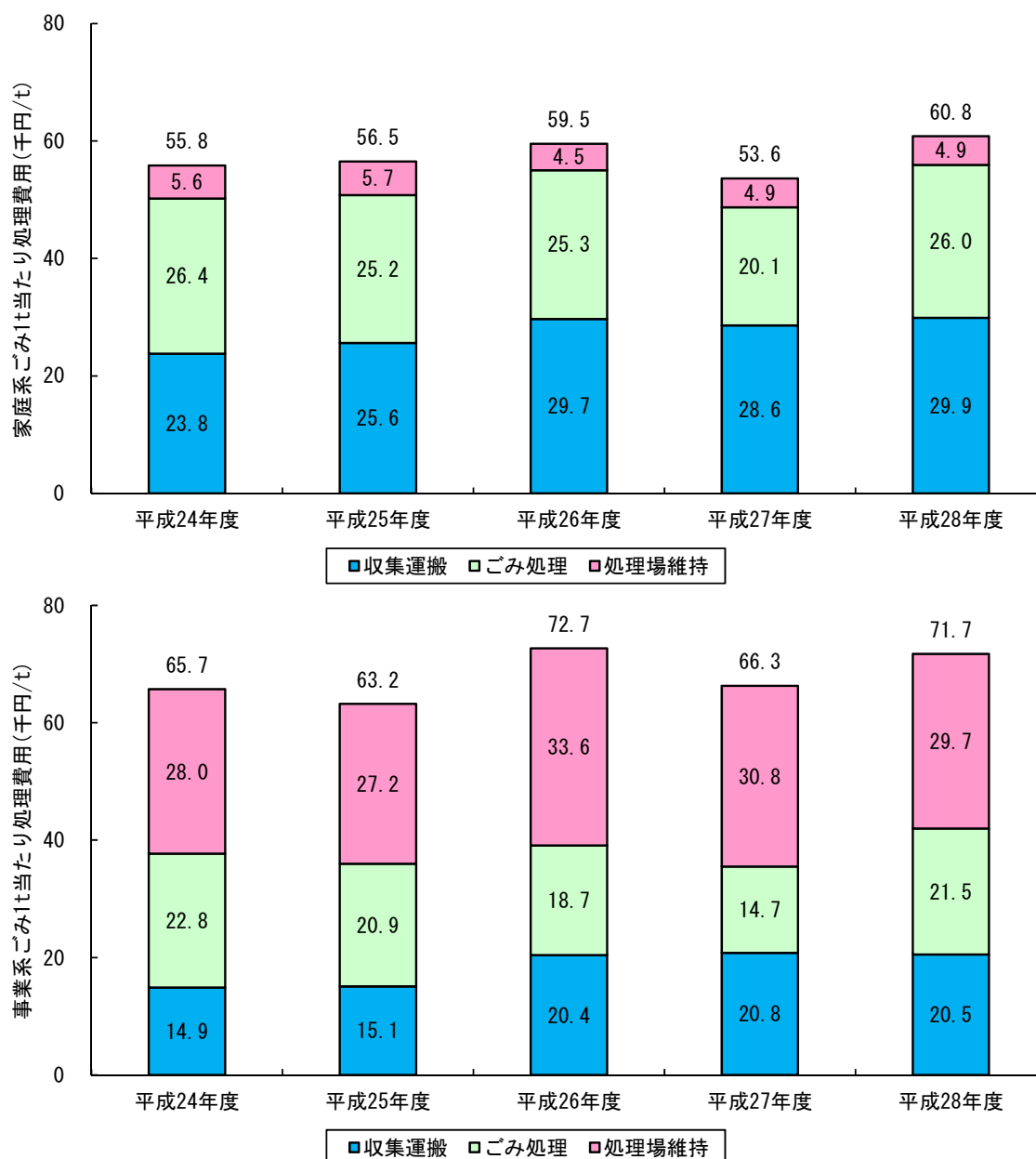


※国・北海道の数値は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)に示されている歳出総額を総人口で除して算出しており、平成28年度値は現時点で公表されていません。

図 3-12 一人当たりの年間ごみ処理費用

(2) ごみ1t当たり処理費用

ごみ処理年間費用より、家庭系ごみと事業系ごみ1t当たりの処理費用を図 3-13に示します。1t当たり処理費用は、家庭系ごみ・事業系ごみともに平成24年度以降増減しており、平成28年度の時点で家庭系ごみは約60,800円/t、事業系ごみは約71,700円/tとなっています。



※家庭系と事業系への費用振り分けは、各項目で対象となるごみの処理量見合いで按分しています。
 ※管理部門の費用は、作業部門の金額見合いで按分し、作業部門に振り分けています。

図 3-13 ごみ1t当たり処理費用の内訳

5. ごみ処理による温室効果ガス排出状況

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省)に基づいて、平成28年度の温室効果ガス排出量を試算しました。

ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で年間約1,161t-CO₂、一人1日当たり約0.24kg-CO₂と試算されました。プラスチックの焼却や、中間処理施設や最終処分場での燃料や電気の使用に伴う排出が多くを占めています。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは、2015(平成27)年度で2,123万t-CO₂*と報告されており、これを国民一人1日当たりに換算すると約0.45kg-CO₂です。

組合の温室効果ガスの排出量は、全国平均を下回っており、比較的少ないと言えます。

※日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2017年4月)独立行政法人国立環境研究所より

表 3-40 組合のごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の推計結果(平成28年度)

区分		対象ガス	排出量	温暖化係数	排出量(CO ₂ 換算)
収集運搬	燃料使用	CO ₂	120,653.8 kg-CO ₂ /年	1	120,653.8 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行	CH ₄	2.8 kg-CH ₄ /年	25	70.0 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行	N ₂ O	5.3 kg-N ₂ O/年	298	1,579.4 kg-CO ₂ /年
中間処理	燃料・電気使用	CO ₂	369,577.1 kg-CO ₂ /年	1	369,577.1 kg-CO ₂ /年
	焼却処理	CH ₄	1.9 kg-CH ₄ /年	25	47.5 kg-CO ₂ /年
	焼却処理	N ₂ O	111.4 kg-N ₂ O/年	298	33,197.2 kg-CO ₂ /年
	プラスチック焼却	CO ₂	629,028.0 kg-CO ₂ /年	1	629,028.0 kg-CO ₂ /年
	作業車両燃料使用	CO ₂	6,292.8 kg-CO ₂ /年	1	6,292.8 kg-CO ₂ /年
最終処分	電気使用	CO ₂	641.5 kg-CO ₂ /年	1	641.5 kg-CO ₂ /年
合計					1,161,087.3 kg-CO ₂ /年
計画収集人口					13,003 人
人口1人1日当たり温室効果ガス排出量					0.24 kg-CO ₂ /人・日
人口1人1年当たり温室効果ガス排出量					89.29 kg-CO ₂ /人・年

※各排出量の算出詳細は、資料編を参照

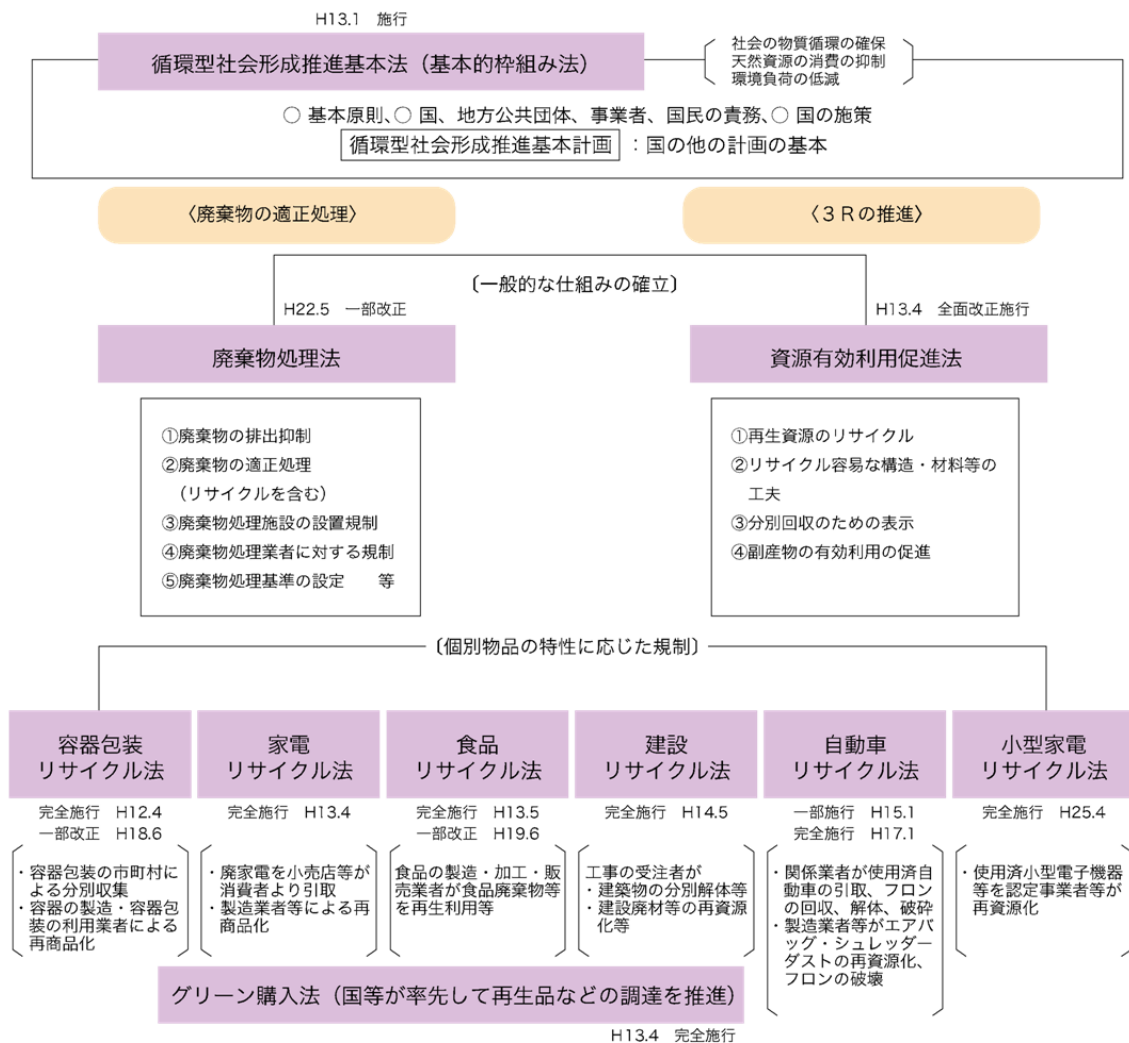
※中間処理施設は、塵芥処理場、苫小牧市沼ノ端クリーンセンター(焼却処理施設、破碎処理施設、埋立処分場)と苫小牧市資源化センター、最終処分場は苫小牧市柏原最終処分場の温室効果ガス排出量を推計しています。

3-8 ごみ処理における動向

1. 廃棄物・リサイクルに関する法律

(1) 循環型社会形成のための法体系

平成12年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要があります。



資料：資源循環ハンドブック2017

図 3-14 循環型社会の形成のための法体系

(2) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物について、リサイクル促進のため、平成7年に制定されました。平成9年4月より、びん、缶、ペットボトル及び紙パックが、平成12年より紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが対象品目とされてきました。

平成18年6月に、「容器包装廃棄物の排出抑制の促進」、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」、「再商品化義務を果たさない事業者への罰則強化」、「円滑な再商品化に向けた国の方針」等を規定した改正容器包装リサイクル法が公布されています。

法律施行以降、容器包装のリサイクルは、全国で普及し、分別回収率が増加しています。一方、国は、2R(リデュース、リユース)に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称：3R推進マイスター)による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を実施・推進しています。また、平成22年度から「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、びんリユースシステムの維持・拡大を図るための方策について検討を進めています。

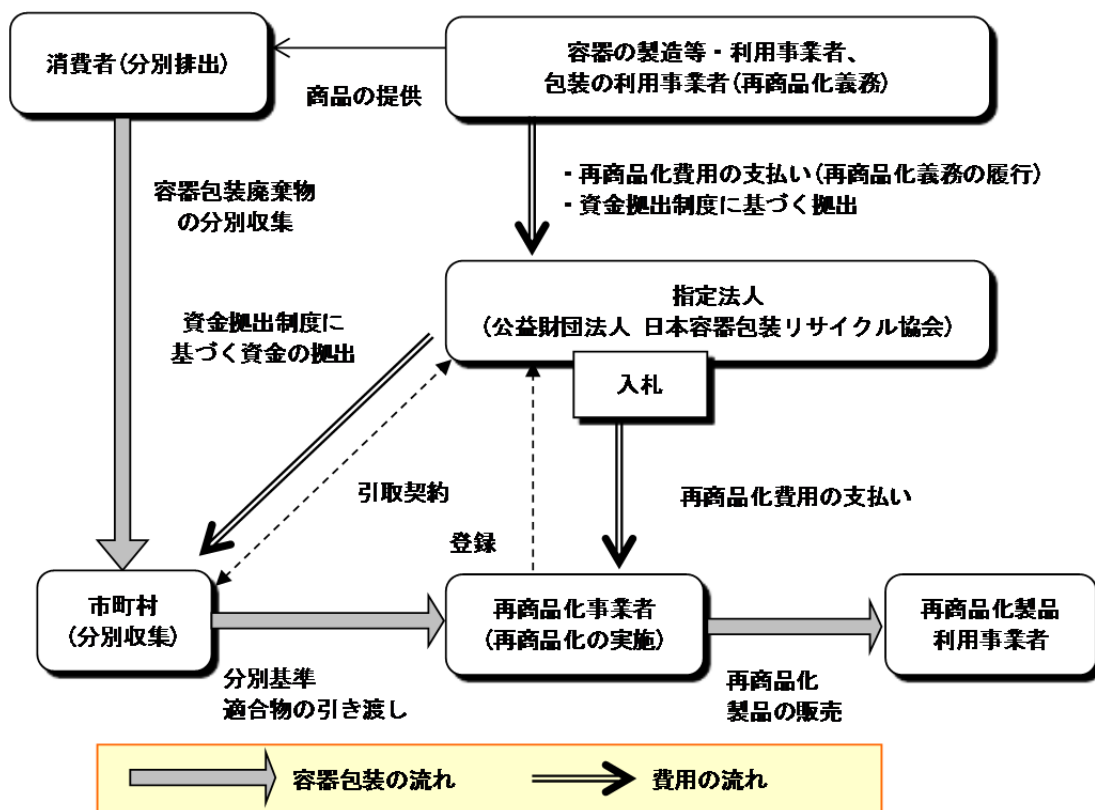


図 3-15 容器包装リサイクル法の概要(環境省資料より作成)

(3)家電リサイクル法

廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り循環型社会を実現していくため、家電製品等の製造業者及び小売業者等に義務を課し、再商品化の仕組みづくりとして、家電リサイクル法が平成10年6月に公布、平成13年4月から施行されています。

現在、エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶(携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く)等・プラズマ各テレビ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の6品目が対象となっています。

近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等をする違法行為が増加しています。これを踏まえ、平成24年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。

また、製造業者等や小売業者、市町村、国、消費者が、積極的に廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成27年3月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定し、平成25年度の49%の回収率を平成30年度までに56%以上とすることを目標としています。

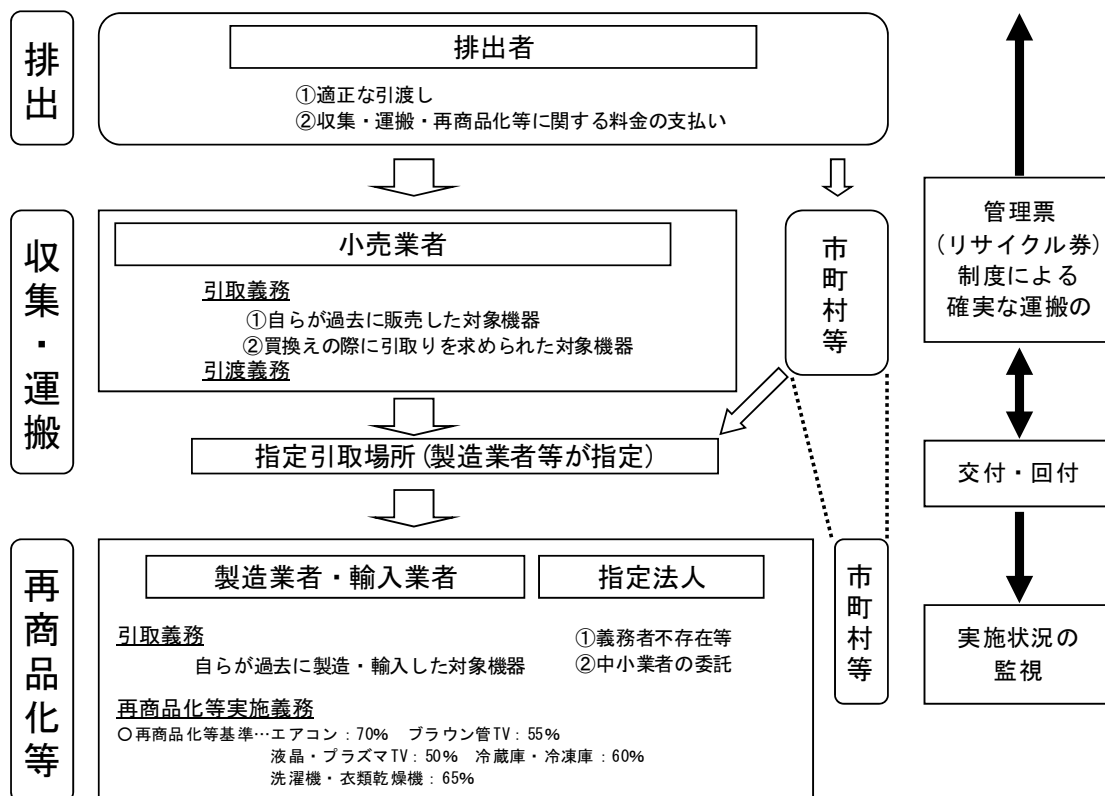


図 3-16 家電リサイクル法の概要(環境省資料より作成)

(4) 食品リサイクル法

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成13年5月に施行されました。平成27年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は食品産業全体では85%となっていますが、業態別では、食品製造業が95%、食品卸売業が60%、食品小売業が47%、外食産業が23%と格差があります。平成27年7月に公表された食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、平成31年度までに、食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を目標として設定されています。

また、「食品ロス削減」のため、平成24年4月に暫定的に設定された食品リサイクル法に基づく「発生抑制の目標値」に関して、業種の追加等を行い、平成26年4月から26業種について発生抑制の目標値を設定し、さらに平成27年8月より5業種の目標値を追加しました。

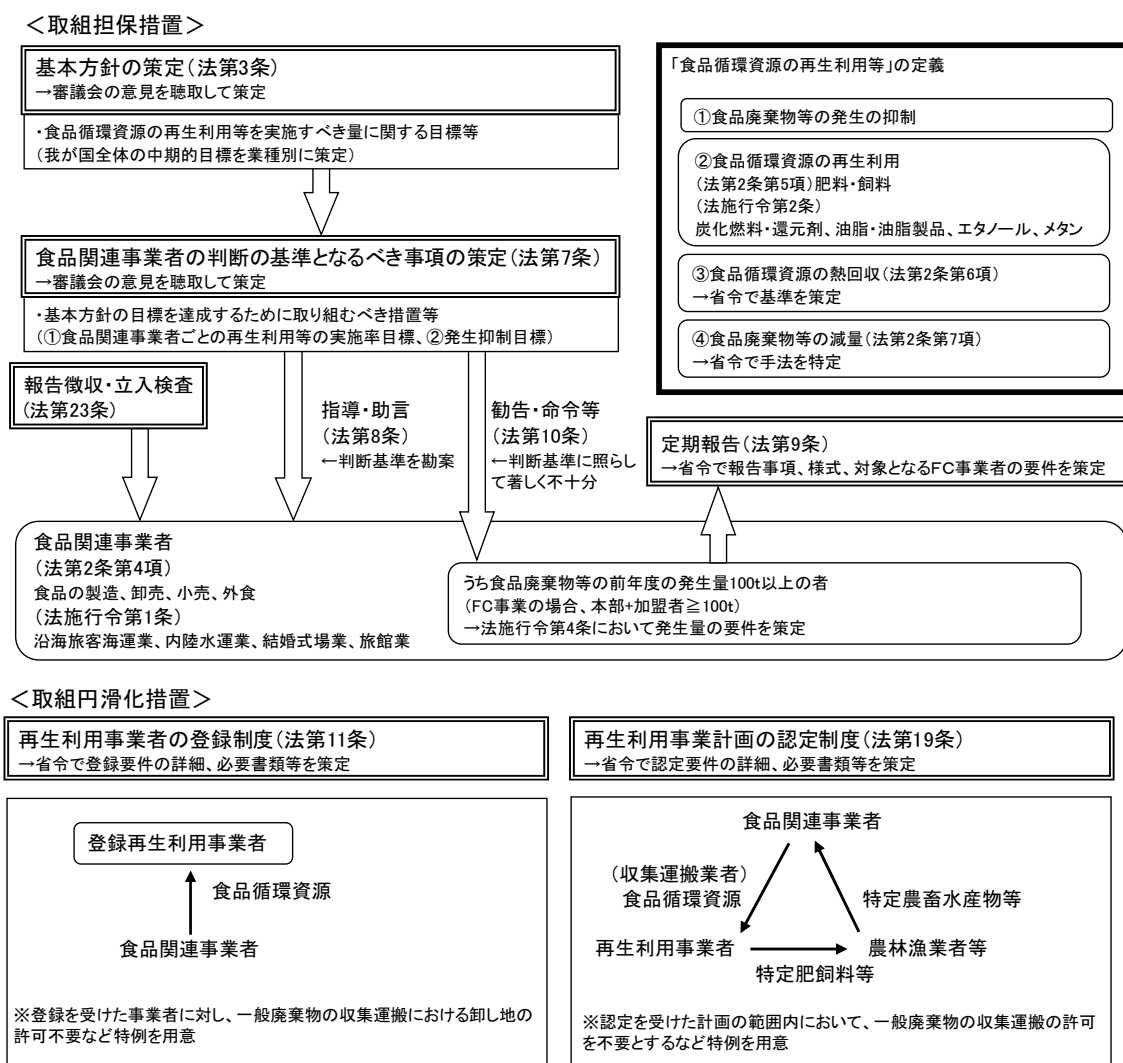


図 3-17 食品リサイクル法の概要(農林水産省資料より作成)

(5)建設リサイクル法

平成12年5月に公布された建設リサイクル法では、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを平成14年5月から義務付けています。

さらに解体工事者の登録制度を設け、解体工事等を行う者は都道府県知事の登録を受けることを義務付けています。

また、平成26年9月に、国及び地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」が策定されました。

不法投棄量に占める建設系廃棄物の割合は約55%(平成28年度)、不適正処理量に占める建設系廃棄物の割合は約78%(平成28年度)と平成27年度と比較すると建設系廃棄物の割合は増加しています(平成27年度不法投棄量：約67%、不適正処理量：約20%)。

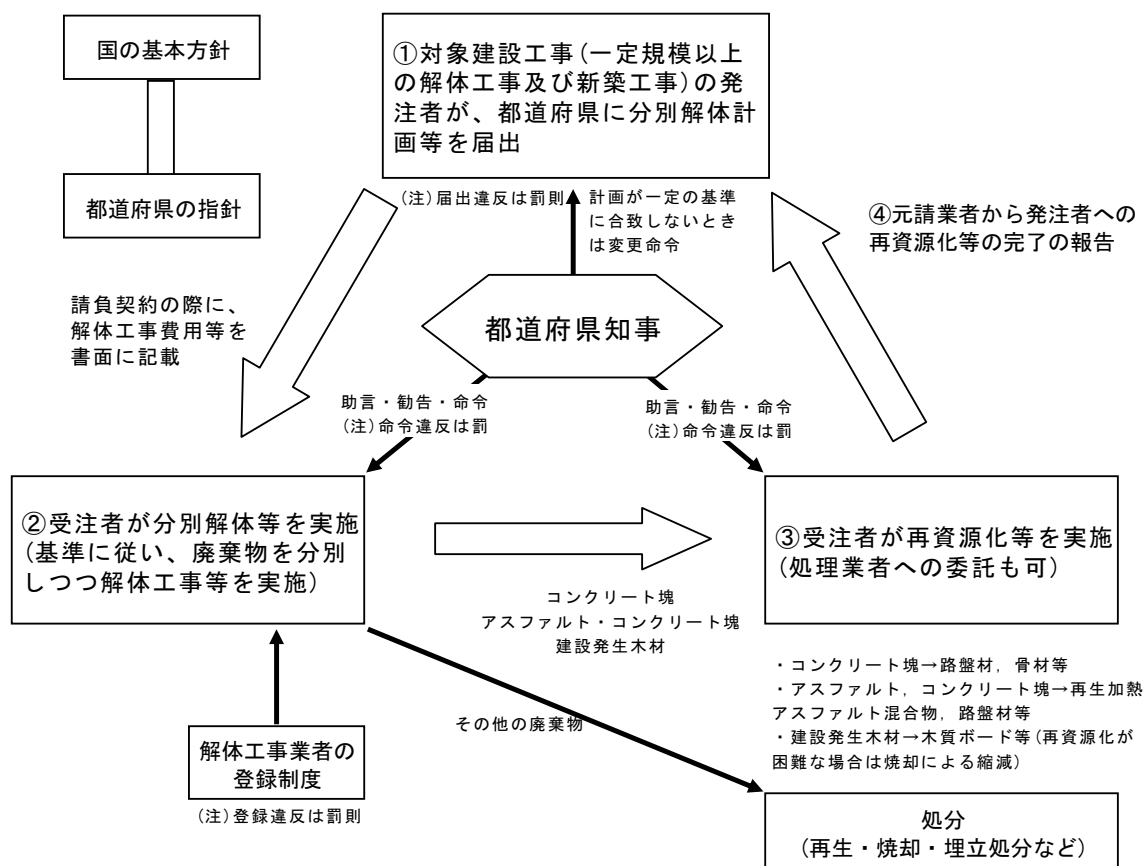


図 3-18 建設リサイクル法の概要(環境省資料より作成)

(7) 小型家電リサイクル法

平成25年4月1日に施行された小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的とします。

制度では、市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を、国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっています。

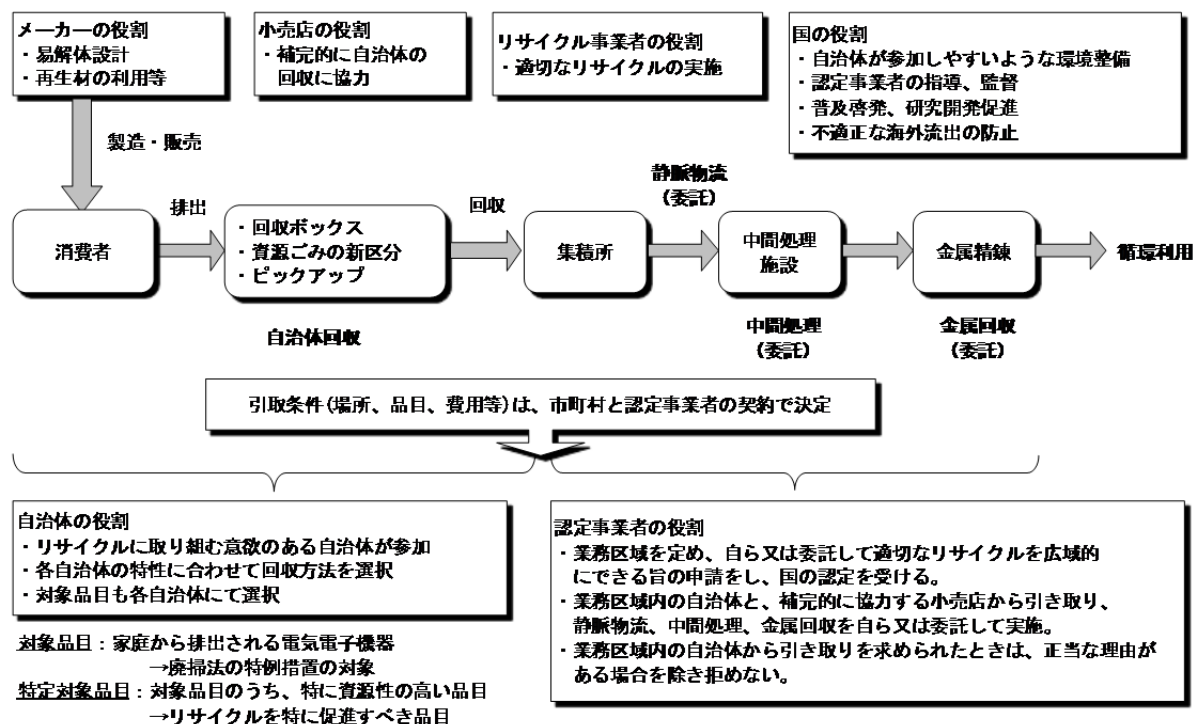


図 3-20 小型家電リサイクル法の概要(環境省資料より作成)

2. 国の方針・目標

(1) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号)」(以下、「廃棄物処理基本方針」と言います。)において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的方向、減量・リサイクル等の目標、施策推進に関する基本的事項、廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項等を定めており、平成28年1月に一部変更・追加しています。

表 3-41 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成28年1月)(1)

区分		主な変更・追加箇所
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標(平成32年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】約27%に増加 【産業廃棄物】約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】500g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く)
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		<ul style="list-style-type: none"> 技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 3-42 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成28年1月)(2)

区分	主な変更・追加箇所
施策の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
事業者及び技術専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
大学・研究機関等専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年毎に国が策定するものです。平成25年5月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成25年度から平成29年度までを計画期間とし、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることを定めています。

表 3-43 廃棄物処理施設整備計画の概要

区分	概要
計画期間	●平成25年度から平成29年度までの5年間
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rの推進 ●強靱な一般廃棄物処理システムの確保 ●地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ●排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：22% → 26% ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準(20年分)を維持 ●焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21% ●し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%
廃棄物処理システムの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ●地域市民等の理解と協力の確保 ●広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。 ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。 ●地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。 ・例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。 ●廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせる等、効率的なエネルギー回収を進める。 ●災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏毎に一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。 ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。 ●廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

(3) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第8条に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、廃棄物処理における取組として3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があります。

3. 北海道の方針・目標

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきました。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月の改定を経て、平成27年3月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されています。

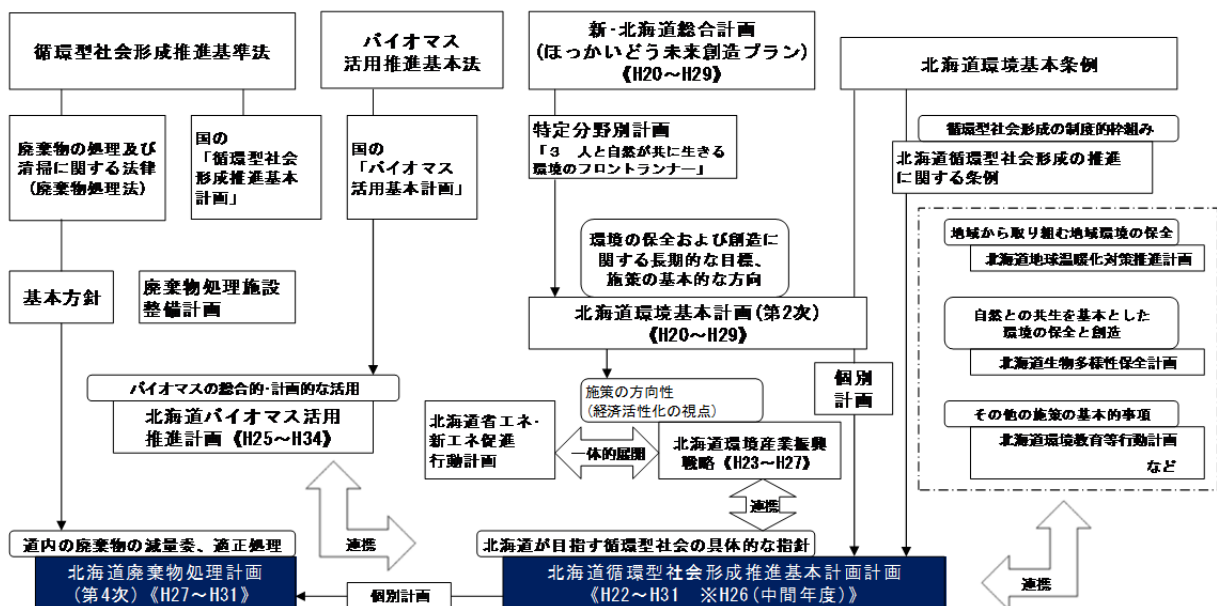


図 3-21 北海道廃棄物処理計画の位置付け(体系)(北海道廃棄物処理計画(第4次)より作成)

新たな北海道廃棄物処理計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向けて基本的な方針に示される「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

さらに、低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としています。

また、排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、平成31年度における目標値を以下のように定めています。

表 3-44 北海道廃棄物処理計画の目標値

目標区分	指標	基準年度 (平成24年度)	目標年度 (平成31年度)
排出抑制 に関する目標	一般廃棄物の排出量	2,013千t	1,800千t以下 (約11%減)
	1人1日当たりごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
	1人1日当たり家庭ごみ排出量 (集団回収量を除く)	622g/人・日	590g/人・日以下
	※参考値 資源ごみ・集団回収量を除いた 国の目標値に合わせた家庭ごみ 排出量	478/人・日	450g/人・日以下
適正な循環的利用 に関する目標	リサイクル率	23.6%	30%以上
適正処分の確保に 関する目標	最終処分量	402千t	290千t以下 (約28%減)
バイオマスの利活用 に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上

3-9 ごみ処理における課題

平成24年度に策定された計画の進捗状況を確認し、ごみ処理の現状の課題を整理します。

1. 平成24年度基本計画の進捗状況

「平成24年度一般廃棄物処理基本計画(以下、「24年度基本計画」と言います。)」で定めた基本計画の進捗状況をまとめた結果を表 3-45に示します。安平町は平成28年度時点で24年度基本計画目標年次のごみ排出量の目標値を達成しています。厚真町は平成28年度時点で24年度基本計画中間年次のごみ排出量の目標値まで約210t(総排出量)となっています。また、施策については、ほぼ計画通りに実施しています。

表 3-45 平成24年度基本計画の進捗状況

区分	平成24年度 一般廃棄物処理基本計画 (平成25年度～平成34年度)		平成28年度現在の進捗状況		
排出抑制 再資源化	人口推計		人口実績		
	区分	平成29年度 中間年次	平成34年度 目標年次	区分	平成28年度 現況
	安平町	8,422人	8,003人	安平町	8,322人
	厚真町	4,525人	4,208人	厚真町	4,681人
	二町合計	12,947人	12,211人	二町合計	13,003人
	※年度9月末値で推計		※年度9月末値		
排出抑制 再資源化	ごみ排出量の目標量		ごみ排出量実績		
	区分	平成29年度 中間年次	平成34年度 目標年次	区分	平成28年度 現況
	安平町	2,612t 2,889t	2,454t 2,723t	安平町	2,441t 2,696t
	厚真町	1,092t 1,457t	1,000t 1,341t	厚真町	1,191t 1,553t
	二町合計	3,704t 4,346t	3,454t 4,064t	二町合計	3,632t 4,249t
	※上段はごみ排出量のみ、下段は古紙回収等の資源回収を含めた総排出量		※上段はごみ排出量のみ、下段は古紙回収等の資源回収を含めた総排出量		
収集運搬	分別収集未実施の資源物		現在の対応		
	資源物	現況	資源物	現況	
	ダンボール	ごみステーションでの古紙回収、集団回収で対応中	ダンボール	ごみステーションでの古紙回収、集団回収で対応中	
	紙製容器包装		紙製容器包装		
	新聞		新聞		
雑誌	雑誌				
中間処理	苫小牧市とのごみ広域処理継続		継続中		
最終処分	適正閉鎖最終処分場の監視及び適正処理の徹底		継続中		
その他	①不法投棄対策の推進		実施中		
	②家庭ごみ有料化の実施		実施中		
	③事業系ごみ搬入手数料改定(平成25年7月)		改定手数料を継続中		

2. 現状の課題整理

(1) ごみ減量目標の見直し

平成24年度基本計画におけるごみの減量目標は、ごみ総排出量を平成23年度値に対して、安平町が約16%減、厚真町で約18%減としました。安平町は平成28年度時点で目標値を達成しています。厚真町は目標値まで約210tとなっています。

平成28年1月に改定された国の廃棄物処理基本方針及び平成27年3月に改定された北海道廃棄物処理計画で示す目標と比較すると、安平町は平成28年度現在で、国・北海道の目標を達成できています。厚真町は平成28年度現在で、北海道の目標のうち、ごみ原単位及び家庭系ごみ原単位を達成しています。二町合計では平成28年度現在で、国・北海道の目標を達成できています。

しかし、安平町・厚真町における過去3年間のごみ総排出量原単位は増加傾向にあるため、今後は、国による2Rの取組重点化を踏まえたごみ総排出量原単位の減量が必要です。

表 3-46 国・北海道の減量目標達成状況

区分		安平町		厚真町		二町合計	
		目標値	現在 (平成28 年度)	目標値	現在 (平成28 年度)	目標値	現在 (平成28 年度)
廃棄物 処理 基本方針	平成32年度 総排出量目標 (平成24年度比 約12%削減)	2,774t以下	2,696t	1,481t以下	1,553t	4,255t以下	4,249t
	平成32年度 家庭系ごみ原単位 (集団回収・ 資源ごみ除く)	500g以下	401g	500g以下	422g	500g以下	409g
北海道 廃棄物 処理計画	平成31年度 総排出量目標 (平成24年度比 約11%減)	2,805t以下	2,696t	1,498t以下	1,553t	4,303t以下	4,249t
	平成31年度 ごみ総排出量 原単位目標	940g以下	887g	940g以下	910g	940g以下	895g
	平成31年度 家庭系原単位目標 (集団回収除く)	590g以下	514g	590g以下	530g	590g以下	521g

(2) 資源物の分別徹底

苫小牧市との広域処理では、缶類・びん類・ペットボトル・紙パック・プラスチックの分別収集を行っています。ダンボール、新聞・雑誌類の古紙類については、古紙回収や集団回収で対応しています。

また、ごみ質調査結果をみると、大部分の資源物は回収されていますが、燃やせるごみには紙パックや紙類、燃やせないごみには金属類やびん等の資源物が含まれている状況です。

平成28年1月に改定された国の廃棄物処理基本方針及び平成27年3月に改定された北海道廃棄物処理計画で示す目標と比較すると、安平町は平成28年度現在で、国の目標まで約2.5%、北海道の目標まで約5.5%となっています。厚真町は平成28年度現在で、国・北海道の目標を達成できています。二町合計では平成28年度現在で、国・北海道の目標を達成できています。

焼却処理量・最終処分量の削減及びリサイクル率の向上をそれぞれ図るためにも、これらの資源物の分別を徹底する必要があります。

表 3-47 国・北海道のリサイクル目標達成状況

区分		二町合計	
		目標値	現在 (平成28年度)
廃棄物処理基本方針	平成32年度 再生利用率	27%以上	32.4%
北海道廃棄物処理計画	平成31年度 リサイクル率	30%以上	32.4%

(3) 中間処理における課題

生ごみの中間処理については、安平町内にある民間業者の処理施設で堆肥化処理を行っていますが、施設は稼働開始から20年以上経過しており、老朽化が進んでいるため、今後の処理について民間業者と協議する必要があります。

(4) 最終処分における課題

苫小牧市では、沼ノ端埋立処分場について、焼却灰のセメント化によって平成33年3月末まで延命化を図り、その間、現処分場の隣接地に沼ノ端第2埋立処分場を整備する計画です。

また、燃やせないごみを埋め立て処分している柏原理立処分場については、平成40年以降の満了予定となるため、次期最終処分場の整備について苫小牧市とする必要があります。

第4章 ごみ処理の基本方針

4-1 ごみ処理の基本方針

組合は、平成24年度基本計画において循環型社会構築のための基本方針を決定し、減量・リサイクルを推進してきました。今後もこの基本方針を継続し、処理を行っていきます。

優先順位として、図 4-1に示すように、まず、廃棄物等の発生を抑制する排出抑制 (Reduce : リデュース)、使い終わったものでも繰り返して使用する再利用 (Reuse : リユース)によりごみの減量化を重点的に取り組み、次に排出されるごみに対して、生ごみの堆肥化、破碎選別処理による資源回収、資源化処理による再資源化、焼却処理での熱回収により再使用できないものを資源として再利用する再生利用 (Recycle : リサイクル)を推進し、最後に、ごみの減量後、リサイクルが困難なごみに対して最終処分によりごみの適正処理を推進します。

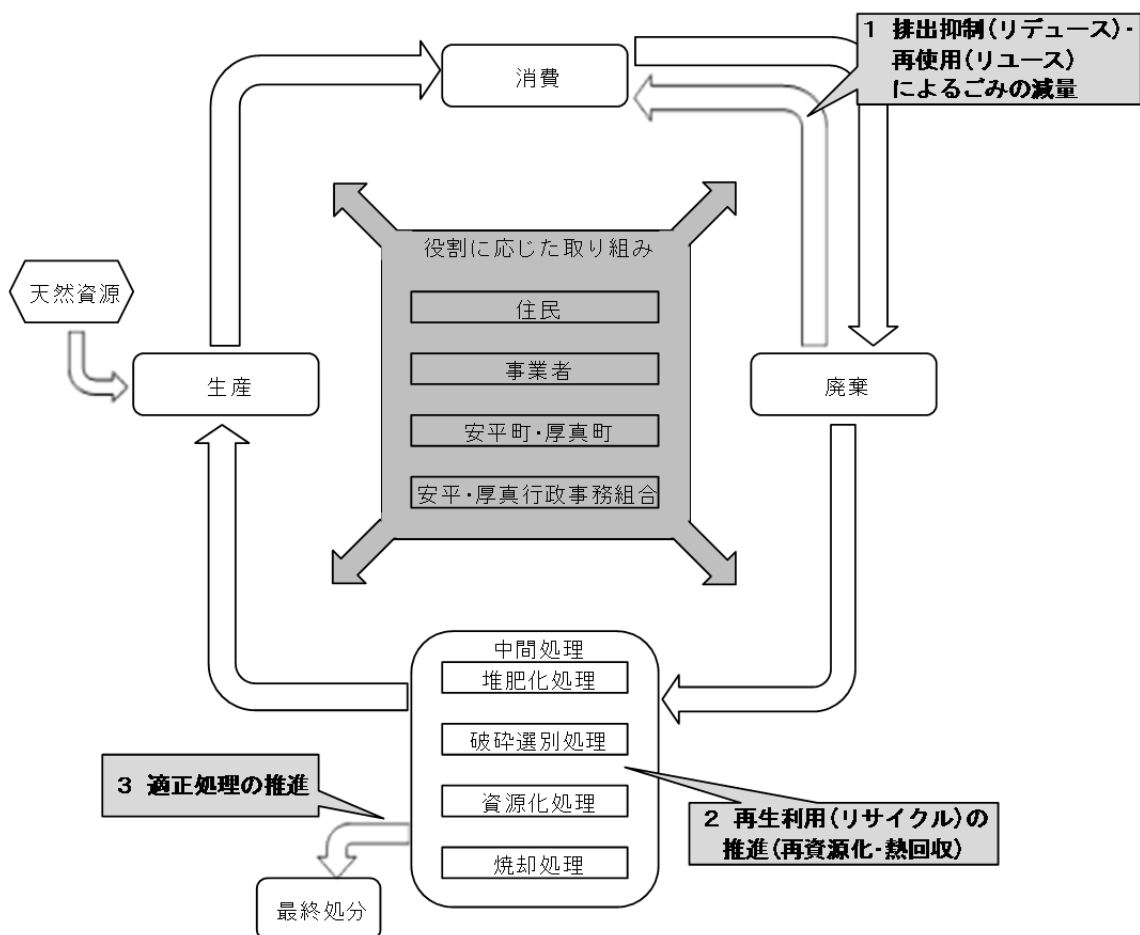


図 4-1 循環型社会に基づくごみ処理の考え方

組合では、このような循環型社会形成をさらに推進するため、住民、事業者、構成町、組合で協働し、以下の3つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

基本方針1 排出抑制・再使用によってごみの減量化に取り組む

基本方針2 排出されるごみの再生利用に取り組む

基本方針3 環境にやさしいごみ処理に取り組む

4-2 計画の目標

基本方針に基づいて、ごみ処理の各段階における主な目標を以下に定めます。

1. ごみの減量化

住民・事業者・構成町・組合が協力し、積極的にごみの排出抑制を推進するとともに、環境負荷の低減やごみ処理費用の削減を図るための施策を計画的に推進します。

2. 収集・運搬

ごみの発生量や性状に合わせた効率的な収集・運搬体制により、排出されるごみの再生利用を優先的に推進します。現在、生ごみと資源物を資源化のため分別していますが、ごみとして排出されている資源もあるため、住民・事業者にこれらの分別をさらに徹底することが必要です。

3. 中間処理・最終処分

組合の塵芥処理場での自己搬入ごみ等の中間処理や、苫小牧市との広域処理(破碎選別処理・焼却処理・資源化処理・最終処分)を今後も継続し、適正処理・処分を実施します。

4-3 数値目標の設定

1. ごみの減量目標

現在、二町のごみ総排出量原単位は、国や北海道の目標を達成していますが、近年増加傾向にあり、今後増加する見込みです(「第5章ごみ排出量の推計」の「ごみ排出量の現状推計」を参照)。

よって、本計画におけるごみ減量目標は、将来のごみ総排出量原単位が現状(平成28年度)よりも増加しないように、以下の数値で設定します。

組合のごみ減量目標

平成39年度におけるごみ総排出量を平成28年度のごみ総排出量から約10%減量する。

	<平成28年度> (実績)	→ <平成39年度> (計画目標年次)
ごみ総排出量目標 (平成28年度比)	4,249t/年	3,824t/年 (約10%減)
ごみ総排出量原単位目標 (平成28年度比)	895g/人・日	866g/人・日 (約3%減)
家庭系ごみ排出量目標 (平成28年度比)	2,469t/年	2,194t/年 (約11%減)
家庭系ごみ排出量原単位目標 (平成28年度比)	521g/人・日	497g/人・日 (約5%減)
事業系ごみ排出量目標 (平成28年度比)	1,163t/年	1,047t/年 (約10%減)

上記に示す、組合のごみ減量目標より、安平町・厚真町のごみ減量目標を設定します。

■安平町のごみ減量目標

	<平成28年度> (実績)	→ <平成39年度> (計画目標年次)
ごみ総排出量目標 (平成28年度比)	2,696t/年	2,335t/年 (約13%減)
ごみ総排出量原単位目標 (平成28年度比)	888g/人・日	855g/人・日 (約4%減)
家庭系ごみ排出量目標 (平成28年度比)	1,563t/年	1,326t/年 (約15%減)
家庭系ごみ排出量原単位目標 (平成28年度比)	514g/人・日	486g/人・日 (約5%減)
事業系ごみ排出量目標 (平成28年度比)	878t/年	780t/年 (約11%減)

■厚真町のごみ減量目標

	<平成28年度> (実績)	→ <平成39年度> (計画目標年次)
ごみ総排出量目標 (平成28年度比)	1,553t/年	1,489t/年 (約4%減)
ごみ総排出量原単位目標 (平成28年度比)	909g/人・日	886g/人・日 (約3%減)
家庭系ごみ排出量目標 (平成28年度比)	906t/年	868t/年 (約4%減)
家庭系ごみ排出量原単位目標 (平成28年度比)	530g/人・日	517g/人・日 (約2%減)
事業系ごみ排出量目標 (平成28年度比)	285t/年	267t/年 (約6%減)

2. リサイクル目標

平成25年7月から開始した「家庭ごみの有料化」と「紙類・剪定枝の分別収集」の取組により、平成25年度の二町合計のリサイクル率は前年度から5%以上上昇しており、平成28年度現在で32%を超え、国の示す目標27%及び北海道の示す目標30%を達成しています。今後は、ごみの分別排出の徹底などにより、平成39年度のリサイクル率の目標を以下のように設定します。

組合におけるリサイクル目標

平成39年度のリサイクル率を34%以上にする。

※リサイクル率=(処理による資源化量+集団資源回収量)/(ごみ処理量+集団資源回収量)

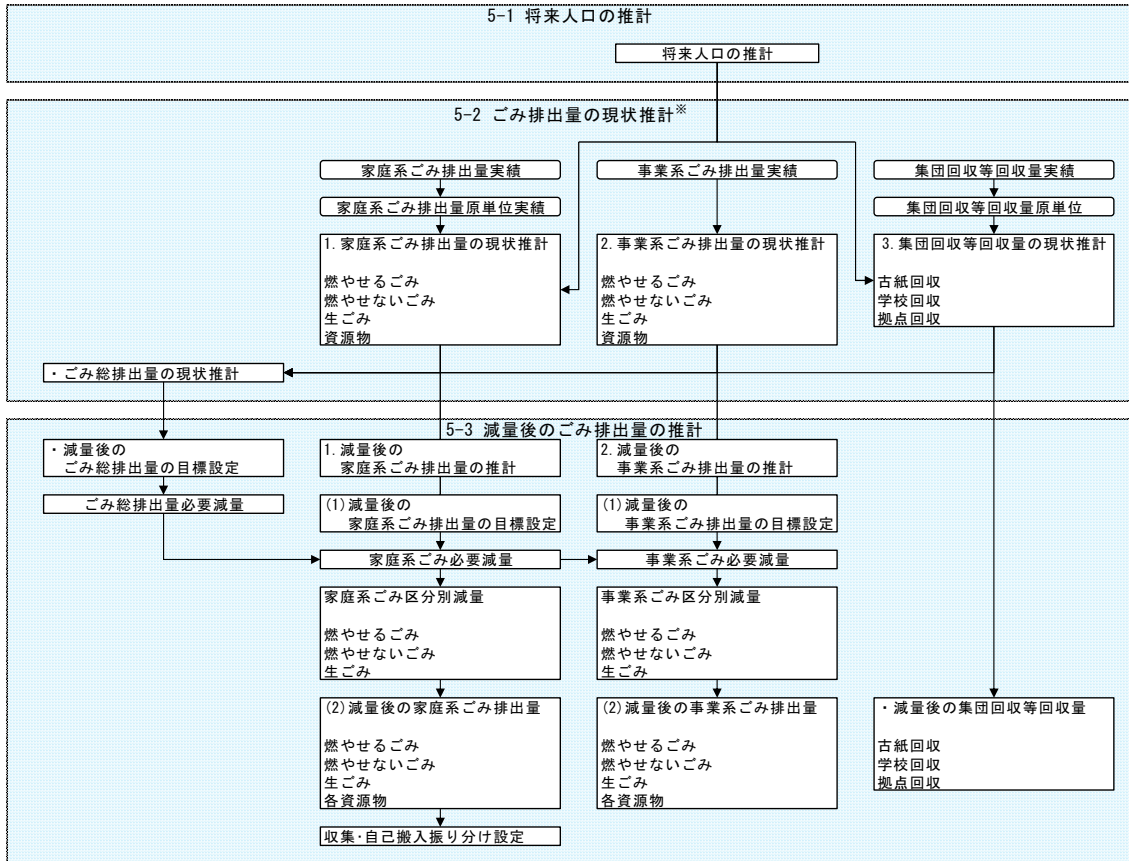
※集団資源回収量はごみステーションでの古紙回収、学校等の集団回収、拠点回収の合計とする。

—ごみの再生利用推進のための取り組み—

- 1 生ごみの分別回収
- 2 資源物(びん、缶、ペットボトル、紙パック、廃プラスチック、紙類、剪定枝)の分別回収
- 3 ステーションや集団回収による古紙回収(ダンボール、雑誌、新聞紙等)
- 4 古着・古布、小型電子・電気機器、廃食油、使用済み割りばし、眼鏡の拠点回収
- 5 塵芥処理場での金属や小型電子・電気機器回収

第5章 ごみ排出量の推計

図 5-1にごみ排出量の推計の流れを整理したフローを示します。



※現状推計は、過去のごみ排出量の排出実績を基に、現状の処理体制で推移した場合のごみ排出量を推計したものです。

図 5-1 ごみ排出量の推計フロー

5-1 将来人口の推計

将来人口は、「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年1月)」及び「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略(平成27年10月)」と整合を図り、設定します。

表 5-1 総合戦略による将来人口

(単位：人)

構成町	平成32年	平成37年	平成42年
安平町	7,934	7,585	7,254
厚真町	4,645	4,614	4,591

表 5-2 推計により設定した将来人口

(単位：人)

構成町	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
安平町	8,225	8,128	8,031	7,934	7,864	7,794
厚真町	4,672	4,663	4,654	4,645	4,639	4,633
二町合計	12,897	12,791	12,685	12,579	12,503	12,427
構成町	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
安平町	7,724	7,654	7,585	7,519	7,453	
厚真町	4,627	4,621	4,614	4,609	4,604	
二町合計	12,351	12,275	12,199	12,128	12,057	

※年度間の人口は直線補完しており、平成29年度～平成31年度の人口は平成28年度実績人口と総合戦略による平成32年将来人口で直線補完しています。各年度の人口は9月末値として推計しています。

5-2 ごみ排出量の現状推計

1. 家庭系ごみ排出量の現状推計

家庭系ごみ排出量の現状推計は、以下の式で推計します。

家庭系ごみ排出量現状推計

$$= \text{家庭系ごみ原単位現状推計 (g/人・日)} \times \text{行政区域内人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)} \div 10^6$$

家庭系ごみ原単位現状推計は、平成26年度から平成28年度までの過去3年間の実績推移を勘案し、設定しました。

表 5-3 家庭系ごみ原単位の現状推計

(単位：g/人・日)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	設定方法
安平町	燃やせるごみ	233	233	233	平成27年度～平成28年度の過去2年間の実績平均で一定推移
	燃やせないごみ	31	31	31	平成26年度～平成28年度の過去3年間の実績平均で一定推移
	生ごみ	137	137	137	平成28年度実績で一定推移
	資源物	113	119	121	平成26年度～平成28年度の過去3年間のトレンドより、再現性の高い累乗式を用いて推計
厚真町	燃やせるごみ	249	262	268	平成26年度～平成28年度の過去3年間のトレンドより、再現性の高い対数式を用いて推計
	燃やせないごみ	30	34	35	平成26年度～平成28年度の過去3年間のトレンドより、再現性の高い対数式を用いて推計
	生ごみ	143	143	143	平成28年度実績で一定推移
	資源物	108	109	109	平成26年度～平成28年度の過去3年間の実績平均で一定推移

表 5-4 家庭系ごみ排出量の現状推計

(単位：t/年)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)
安平町	燃やせるごみ	707	663	636
	燃やせないごみ	94	88	85
	生ごみ	417	390	374
	資源物	345	339	330
	合計	1,563	1,480	1,425
厚真町	燃やせるごみ	425	443	452
	燃やせないごみ	51	57	59
	生ごみ	245	242	241
	資源物	185	184	184
	合計	906	926	936

2. 事業系ごみ排出量の現状推計

事業系ごみ排出量現状推計は平成26年度から平成28年度までの過去3年間の実績推移を勘案し、設定しました。

表 5-5 事業系ごみ排出量の現状推計

(単位：t/年)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	設定方法
安平町	燃やせるごみ	640	603	588	平成26年度～平成28年度の過去3年間のトレンドより、再現性の高い累乗式を用いて推計
	燃やせないごみ	27	27	27	平成28年度実績で一定推移
	生ごみ	117	118	118	平成27年度～平成28年度の過去2年間の実績平均で一定推移
	資源物	94	94	94	平成27年度～平成28年度の過去2年間の実績平均で一定推移
	合計	878	842	827	
厚真町	燃やせるごみ	207	207	207	平成28年度実績で一定推移
	燃やせないごみ	12	16	18	平成26年度～平成28年度の過去3年間のトレンドより、再現性の高い対数式を用いて推計
	生ごみ	24	24	24	平成27年度～平成28年度の過去2年間の実績平均で一定推移
	資源物	42	36	34	平成26年度～平成28年度の過去3年間のトレンドより、再現性の高い累乗式を用いて推計
	合計	285	283	283	

3. 集団資源回収量の現状推計

古紙回収、集団回収、拠点回収については、以下の式で算出します。

集団資源回収量の現状推計

$$= \text{集団資源回収量原単位現状推計 (g/人・日)} \times \text{行政区域内人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)} \div 10^6$$

集団資源回収量原単位現状推計は、平成26年度から平成28年度までの過去3年間の実績推移を勘案し、設定しました。

表 5-6 集団資源回収量の原単位の現状推計

(単位：g/人・日)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	設定方法
安平町	古紙回収	36	36	36	平成28年度実績で一定推移
	学校回収	47	47	47	平成28年度実績で一定推移
	拠点回収	1	1	1	過去3年間の実績平均で一定推移
厚真町	古紙回収	158	156	156	過去3年間の実績平均で一定推移
	学校回収	52	52	52	平成28年度実績で一定推移
	拠点回収	2	2	2	過去3年間の実績平均で一定推移

表 5-7 集団資源回収量の現状推計

(単位：t/年)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)
安平町	古紙回収	109	102	98
	学校回収	142	134	128
	拠点回収	4	3	3
	合計	255	239	229
厚真町	古紙回収	269	264	263
	学校回収	89	88	88
	拠点回収	4	3	3
	合計	362	355	354

4. ごみ排出量の現状推計結果

構成町ごとに家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収量を推計した結果を以下に示します。目標年次(平成39年度)のごみ総排出量は、平成28年度現在に対して安平町で約8%減少、厚真町で約1%増加となっています。また二町とも、ごみ総排出量原単位は増加する見込みです。

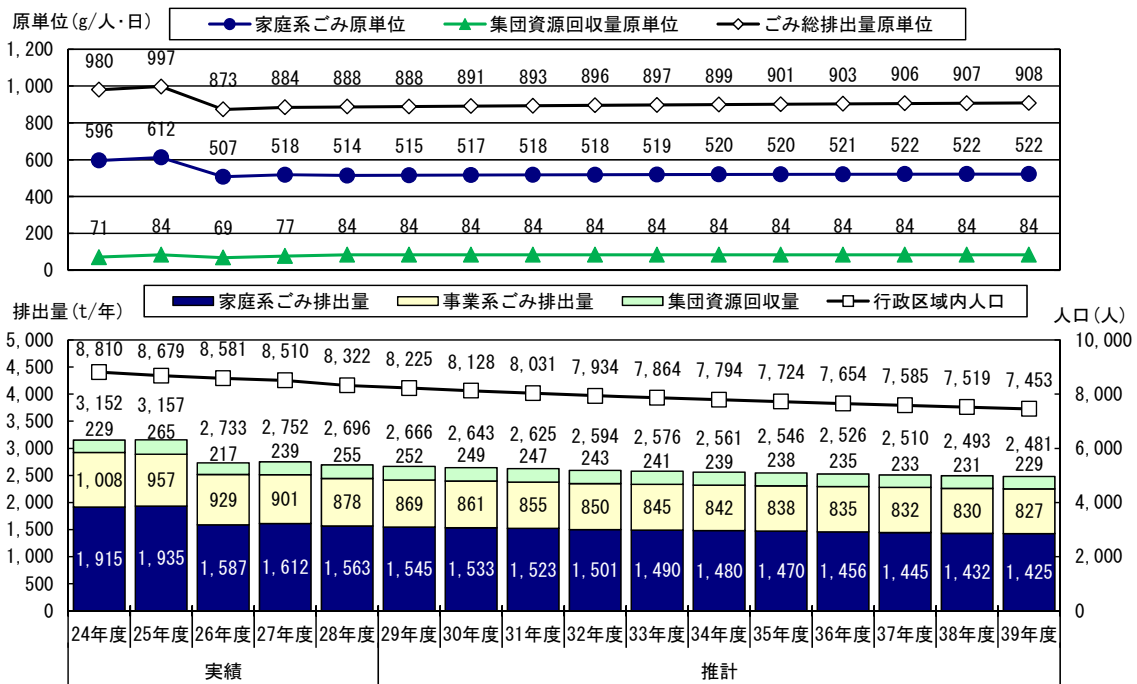


図 5-2 ごみ排出量の現状推計結果(安平町)

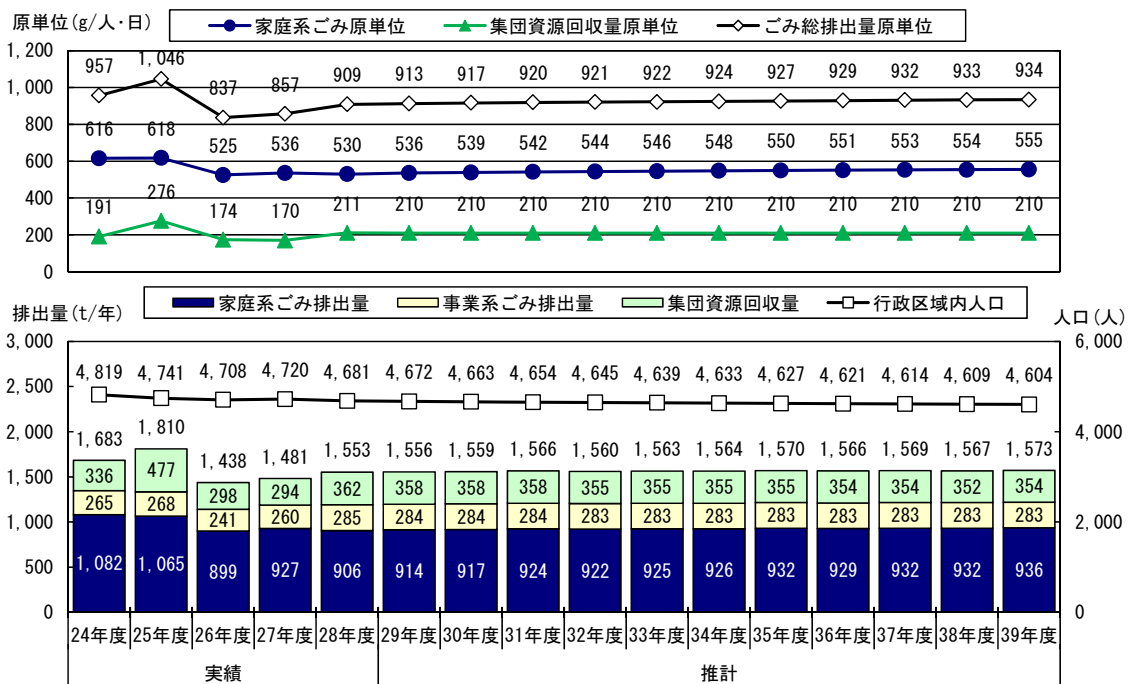


図 5-3 ごみ排出量の現状推計結果(厚真町)

5-3 減量後のごみ排出量の推計

安平町・厚真町の近年のごみ総排出量原単位は増加傾向にあるため、二町のごみ総排出量原単位が現状(平成28年度)以下となるように、ごみ総排出量目標を設定します。

本計画において、家庭系・事業系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみを減量対象ごみとします。

1. 減量後の家庭系ごみ排出量の推計

現状のごみ排出量推計に対して、今後の施策推進によって、本計画の減量目標、リサイクル目標を達成するために必要なごみ減量を設定し、減量後のごみ排出量を推計します。

(1) 家庭系ごみ減量の設定

家庭系ごみ排出目標を達成するために必要なごみ減量を算出します。ごみ総排出量のごみ減量を現状推計におけるごみ排出量見合いで按分します。

また、ごみ区分別のごみ減量は、必要ごみ減量を減量対象ごみの現状推計におけるごみ排出量見合いで按分します。

家庭系ごみ減量の考え方

- ・ 必要ごみ減量
ごみ総排出量のごみ減量を現状推計における家庭系・事業系ごみ排出量で按分した量
- ・ ごみ区分別のごみ減量
必要ごみ減量を減量対象ごみの現状推計におけるごみ排出量見合いで按分した量

表 5-8 家庭系必要ごみ減量(二町合計)

区分		(単位：t/年)		
		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)
ごみ排出目標		2,469	2,322	2,194
ごみ現状推計		2,469	2,406	2,361
ごみ必要減量		0	84	167
区分別ごみ減量	燃やせるごみ	0	50	98
	燃やせないごみ	0	6	13
	生ごみ	0	28	56
	資源物	0	0	0
	合計	0	84	167

(2) 減量後の家庭系ごみ排出量

以下の方法で、減量後の家庭系ごみ排出量を算出します。

減量・資源物推進後の家庭系ごみ排出量

現状推計－必要ごみ減量

表 5-9 減量後の家庭系ごみ排出量(二町合計)

(単位：t/年)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)
燃やせるごみ		1,132	1,056	990
燃やせないごみ		145	139	131
生ごみ		662	604	559
資源物	缶	37	37	37
	びん	96	100	98
	ペットボトル	37	34	33
	紙パック	2	3	3
	鉄屑	46	43	42
	プラスチック	186	185	182
	紙類	108	109	107
	剪定枝	18	12	12
	計	530	523	514
合計		2,469	2,322	2,194

2. 減量後の事業系ごみ排出量の推計

(1) 事業系ごみ排出目標の設定

事業系ごみ排出目標を達成するために必要なごみ減量を算出します。ごみ総排出量のごみ減量から家庭系ごみ排出量ごみ減量を差し引いた量を、事業系ごみの必要ごみ減量とします。

また、ごみ区分別のごみ減量は、必要ごみ減量を減量対象ごみの現状推計におけるごみ排出量見合いで按分します。

事業系ごみ減量の考え方

- ・ 必要ごみ減量
ごみ総排出量のごみ減量－家庭系ごみ排出量のごみ減量
- ・ ごみ区分別のごみ減量
必要ごみ減量を減量対象ごみの現状推計におけるごみ排出量見合いで按分した量

表 5-10 事業系必要ごみ減量(二町合計)

(単位：t/年)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)
ごみ排出目標		1,163	1,094	1,047
ごみ現状推計		1,163	1,125	1,110
ごみ必要減量		0	31	63
区分別ごみ減量	燃やせるごみ	0	26	51
	燃やせないごみ	0	1	3
	生ごみ	0	4	9
	資源物	0	0	0
	合計	0	31	63

(2)減量後の事業系ごみ排出量

以下の方法で、減量後の事業系ごみ排出量を算出します。

減量・資源物推進後の事業系ごみ排出量
現状推計－必要ごみ減量

表 5-11 減量後の事業系ごみ排出量(二町合計)

(単位：t/年)

区分		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)
燃やせるごみ		847	784	744
燃やせないごみ		39	42	42
生ごみ		141	138	133
資源物	缶	32	29	28
	びん	24	24	23
	ペットボトル	4	5	5
	鉄屑	11	9	9
	プラスチック	15	14	14
	紙類	24	23	23
	剪定枝	26	26	26
	計	136	130	128
合計		1,163	1,094	1,047

3. 減量後のごみ総排出量の整理

(1) 減量後の集団資源回収量の設定

減量後の集団資源回収量は現状推計と同じとします。

(2) 構成町の減量後のごみ排出量設定

構成町の減量後のごみ排出量は、ごみ区分別に構成町のごみ排出量現状推計見合いで按分します。

(3) 収集・自己搬入別ごみ排出量の設定

家庭系ごみの収集・自己搬入ごみの区分別排出量は、構成町の平成26年度から平成28年度実績の平均値における収集・自己搬入ごみ比率を用いて按分します。

(4) 安平町

安平町のごみ排出量について、現状(平成28年度)と減量後の目標(平成39年度)を比較すると、原単位については、目標年次(平成39年度)は、現状(平成28年度)に対して、総排出原単位で約3.7%減となっています。

年間排出量については、目標年次(平成39年度)は、現状(平成28年度)に対して、総排出量で約13.4%減、家庭系ごみで約15.2%減、事業系ごみで約11.2%減、集団資源回収量で約10.2%減となっています。

(5) 厚真町

厚真町のごみ排出量について、現状(平成28年度)と減量後の目標(平成39年度)を比較すると、原単位については、目標年次(平成39年度)は現状(平成28年度)に対して、総排出原単位で約2.5%減となっています。

年間排出量については、目標年次(平成34年度)は現状(平成28年度)に対して、総排出量で約4.1%減、家庭系ごみで約4.2%減、事業系ごみで約6.3%減、集団資源回収量で約2.2%減となっています。

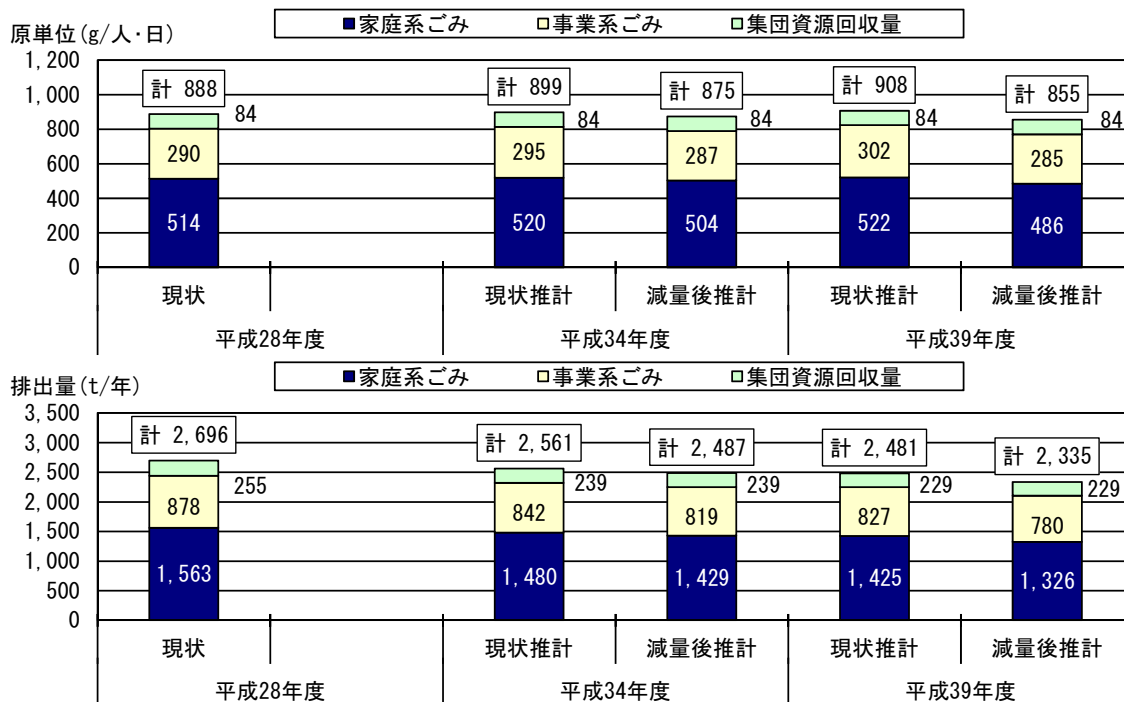


図 5-4 減量後のごみ排出量の推移(安平町)

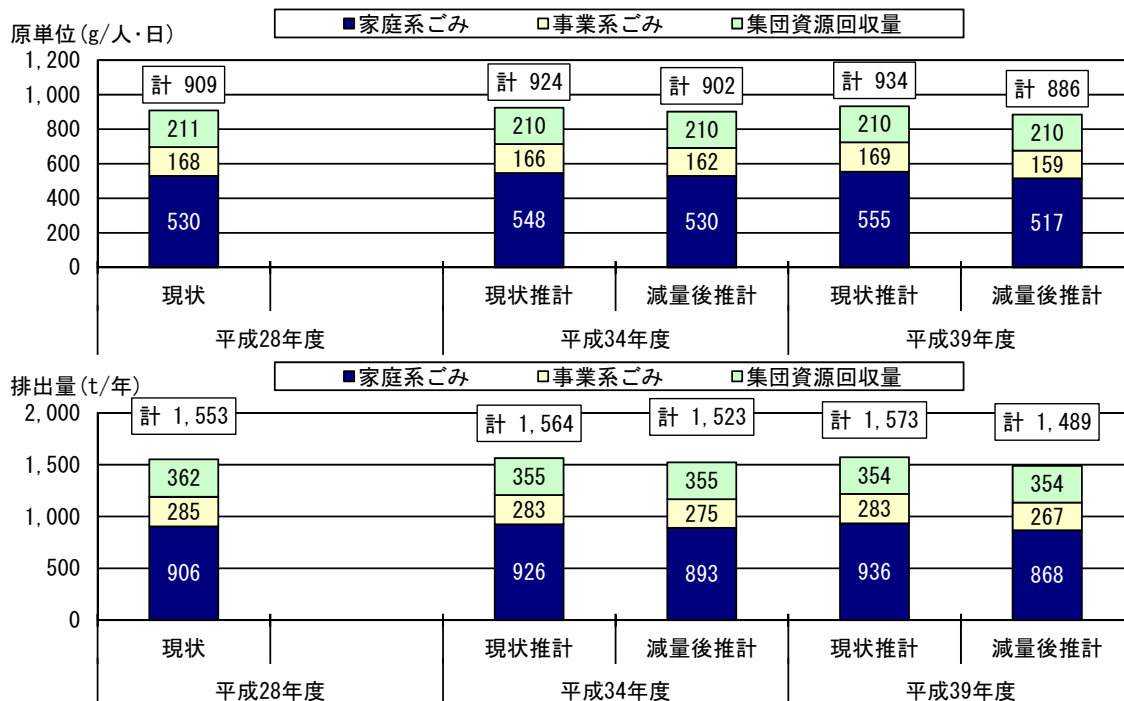


図 5-5 減量後のごみ排出量の推移(厚真町)

4. ごみ排出量のまとめ

家庭系・事業系別のごみ排出量の推計結果を表 5-12に、収集・自己搬入別のごみ排出量の推計結果を表 5-13にそれぞれ示します。

表 5-12 ごみ排出量の推計結果(家庭系・事業系別)

(単位：t/年)

区分		安平町			厚真町			
		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	707	633	579	425	423	411	
	燃やせないごみ	94	84	77	51	55	54	
	生ごみ	417	373	340	245	231	219	
	資源物	缶	24	25	25	13	12	12
		びん	58	60	58	38	40	40
		ペットボトル	25	22	21	12	12	12
		紙パック	2	2	2	0	1	1
		鉄屑	27	25	24	19	18	18
		プラスチック	123	123	120	63	62	62
		紙類	70	71	69	38	38	38
		剪定枝	16	11	11	2	1	1
計	345	339	330	185	184	184		
合計	1,563	1,429	1,326	906	893	868		
事業系 ごみ	燃やせるごみ	640	584	550	207	200	194	
	燃やせないごみ	27	26	25	12	16	17	
	生ごみ	117	115	111	24	23	22	
	資源物	缶	19	20	20	13	9	8
		びん	14	15	15	10	9	8
		ペットボトル	3	3	3	1	2	2
		鉄屑	7	6	6	4	3	3
		プラスチック	9	9	9	6	5	5
		紙類	16	16	16	8	7	7
		剪定枝	26	25	25	0	1	1
	計	94	94	94	42	36	34	
合計	878	819	780	285	275	267		
ごみ排出量	2,441	2,248	2,106	1,191	1,168	1,135		
集団資源回収量	255	239	229	362	355	354		
ごみ総排出量	2,696	2,487	2,335	1,553	1,523	1,489		

表 5-13 ごみ排出量の推計結果(収集・自己搬入ごみ別)

(単位：t/年)

区分		安平町			厚真町			
		平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	
収集ごみ	燃やせるごみ	564	514	470	369	375	365	
	燃やせないごみ	62	53	48	42	50	50	
	生ごみ	417	373	340	245	231	219	
	資源物	缶	24	25	25	13	12	12
		びん	58	60	58	38	40	40
		ペットボトル	25	22	21	12	12	12
		紙パック	2	2	2	0	1	1
		プラスチック	120	120	117	62	61	61
		紙類	70	71	69	38	38	38
		剪定枝	16	11	11	2	1	1
計	315	311	303	165	165	165		
合計	1,358	1,251	1,161	821	821	799		
自己搬入ごみ	燃やせるごみ	783	703	659	263	248	240	
	燃やせないごみ	59	57	54	21	21	21	
	生ごみ	117	115	111	24	23	22	
	資源物	缶	19	20	20	13	9	8
		びん	14	15	15	10	9	8
		ペットボトル	3	3	3	1	2	2
		鉄屑	34	31	30	23	21	21
		プラスチック	12	12	12	7	6	6
		紙類	16	16	16	8	7	7
		剪定枝	26	25	25	0	1	1
計	124	122	121	62	55	53		
合計	1,083	997	945	370	347	336		
ごみ排出量	2,441	2,248	2,106	1,191	1,168	1,135		
集団資源回収量	255	239	229	362	355	354		
ごみ総排出量	2,696	2,487	2,335	1,553	1,523	1,489		

※構成町ごとに過去3年間の家庭系ごみの収集・自己搬入ごみの平均比率を用いて、家庭系ごみの品目ごとに収集ごみ、自己搬入ごみに按分し、家庭系自己搬入ごみと事業系ごみの合計を自己搬入ごみとしました。

第6章 ごみ処理基本計画

6-1 基本方針に基づく住民・事業者・構成町・組合の行動指針

住民、事業者及び構成町並びに組合が、ごみ処理基本方針で取り組むべき行動をそれぞれ以下に示します。

基本方針1 排出抑制・再使用によるごみの減量

【住民の取り組み】

- ・地球環境に配慮した製品を購入します。
- ・不要なものは買わない、物は大切に長く使う、リユース品の積極利用等により使い捨て容器の使用を抑制します。
- ・レンタル、フリーマーケット、リサイクルショップ、不用品交換などを活用します。
- ・マイバック運動など過剰包装抑制に向けた取り組みを推進します。
- ・修理・修繕により、ものの長期的使用に努めます。
- ・生ごみ排出時の水切りや買い過ぎ・作り過ぎ等を削減し、生ごみの排出抑制に努めます。

【事業者の取り組み】

- ・使い捨て商品、容器等の製造・利用を自粛し、繰り返し使用できる製品の開発・利用に努めます。
- ・ごみになるべく出ない生産工程、製品等への改善を行います。
- ・レジ袋の削減や過剰包装の自粛に努めます。
- ・ごみを多量排出する事業者は、ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力し、ごみの排出抑制に努めます。

【構成町・組合の取り組み】

- ・住民、事業者に対し広報誌やホームページ掲載による、ごみの排出状況等、ごみの減量化に関する情報の広報活動をすすめていきます。
- ・住民や事業者が実施するごみの排出抑制や減量化に向けた取り組みへの支援を行います。
- ・小売業者への過剰包装や緩衝剤の使用の抑制や、住民への簡易包装の協力を啓発します。
- ・マイカップ、マイボトル、マイ箸等の持参運動を推進します。
- ・ごみの減量に関する環境教育・学習の支援を検討します。
- ・不用品等の再使用を促進するため、フリーマーケットの開催や情報提供体制の構築を検討します。

基本方針 2 再生利用の推進

【住民の取り組み】

- ・環境リサイクルに関する各種講座・イベントへの積極的な参加に努めます。
- ・ごみを出すときは資源物を種類別に分別し、ごみの出し方のルールを守って排出します。
- ・地域の集団回収等(古紙、古着・古布、小型電子・電気機器、廃食油、使用済み割りばし、眼鏡の回収)に参加し、資源物をリサイクルにまわします。
- ・スーパーなどの小売店で行っている牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収を積極的に利用します。
- ・団体等が行っている集団回収に積極的に参加・協力します。

【事業者の取り組み】

- ・食品リサイクル法や建設リサイクル法などの各種個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・再資源化を心がけます。
- ・食品廃棄物や廃材等の事業に伴う廃棄物について、資源となるものは再生利用を図り、資源とならないものは適正に処理します。
- ・事業系ごみの適正な分別・排出を徹底します。
- ・オフィス等から排出されるリサイクル可能な古紙類の資源回収について、事業者・各種団体が連携した資源回収活動を検討します。
- ・事務作業等で使用する物品について、再生利用品を利用するよう努めます。

【構成町・組合の取り組み】

- ・ホームページ・広報誌等を活用し、分別・解体等がしやすいものなどのリサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。
- ・ホームページ等を用いた再生事業者の情報公開など、集団回収や事業者による資源回収等の支援を検討します。
- ・子供たちのリサイクル意識の向上のため、環境教育・学習の支援を検討します。
- ・分別排出されたごみについて、資源物の再資源化、生ごみの堆肥化、燃やせないごみに含まれる金属類や小型電子・電気機器等の回収、燃やせるごみからの熱回収などの循環資源のリサイクルを徹底します。

基本方針 3 適正処理の推進

【住民の取り組み】

- ・ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底します。
- ・ごみ出しのルールを守るとともに、住民同士で協力し、ごみステーションを適正に維持管理します。
- ・ごみの不法投棄やポイ捨てをなくし、地域の景観の保全に努めます。
- ・不法投棄者の摘発と不法投棄行為の抑止効果の向上のため、不法投棄者に関する情報の関係機関への提供など、不法投棄の監視・通報に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底します。
- ・ごみの不法投棄やポイ捨てをなくし、地域の景観の保全に努めます。
- ・不法投棄者の摘発と不法投棄行為の抑止効果の向上のため、不法投棄者に関する情報の関係機関への提供など、不法投棄の監視・通報に協力します。

【構成町・組合の取り組み】

- ・ホームページ・広報誌等を活用し、ごみの処理状況等、ごみの適正処理に関する情報の発信を行い、日常的な啓発に努めます。
- ・地域と連携して、ごみの不適正排出・不法投棄や資源物の持ち去りなどの対策の実施・啓発に努めます。
- ・住民に対し、ごみステーションの自主的な管理活動の支援を継続していきます。
- ・ごみステーションへの不法投棄及び不適正排出に対し、住民、事業者、警察等の関係機関の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。
- ・塵芥処理場の効率的な施設整備計画を検討し、施設の長寿命化を図ります。
- ・次期最終処分場の整備について、組合行政区域内において適地選定を行います。また、その結果を基に苫小牧市と建設場所について協議します。

6-2 ごみ減量化・再生利用計画

ごみの減量化・再生利用は、循環型社会形成において、優先的に行うべき行動であり、住民、事業者及び構成町並びに組合がそれぞれ適切な役割を分担し、協働して積極的な取り組みを進めることが重要です。

1. ごみの減量目標

ごみ処理の基本方針に基づき、目標年次(平成39年度)におけるごみ総排出量(ごみ排出量+集団資源回収量)は、以下の通りです。

表 6-1 ごみの減量目標(平成39年度)

(単位：t/年)			
区分	安平町	厚真町	二町合計
現状のごみ総排出量(平成28年度)	2,696	1,553	4,249
減量後のごみ総排出量(平成39年度)	2,334 (-13.4%)	1,490 (-4.1%)	3,824 (-10.0%)
収集ごみ	1,161	799	1,960
自己搬入ごみ	944	337	1,281
集団資源回収量(古紙回収・集団回収・拠点回収)	229	354	583

※()のパーセンテージは、平成28年度に対する減量率を示します。

2. 住民・事業者によるごみ減量・再生利用の推進

行動指針で示したごみ減量・再生利用の推進について、住民や事業者が自主的に取り組むように、構成町や組合が中心になって以下の事項について支援もしくは検討します。

①マイバック運動(買い物袋の持参)の推進

マイバッグ(買い物袋)の持参などでレジ袋などの包装ごみを削減します。

②ごみ減量に取り組む店舗の紹介

地球環境に配慮した再生品等の積極的な販売や包装の簡素化など、ごみ減量・再生利用の推進に取り組んでいる小売店等の紹介や周知を図ります。

③広報誌・ホームページによる啓発

広報紙やホームページ掲載による、ごみと資源物に関する情報の広報活動をすすめ、ごみ減量に対する意識の向上を図ります。

④イベント等の開催

構成町が住民・事業者の関連団体等と連携し、ごみの減量化・再生利用に向けた各種講座やイベント等の開催について検討します。

⑤各種団体への啓発活動

町内会、地区コミュニティ単位でのごみ減量・再生利用等に関する勉強会や説明会を実施し、普及啓発に努めます。

⑥生ごみ減量の推進

住民に対して、計画的な食品の購入・使用や賞味期限等表示の理解を推進し、食品ロスの削減を促進します。

また、住民・事業者に対して、生ごみの発生を減らすための日常生活又は事業活動の見直しの啓発や生ごみの水切りによる減量を推進します。

⑦ごみステーションによる古紙回収の推進

住民に対して、燃やせるごみに多く含まれる紙類の減量化のため、ごみステーションによる古紙分別を普及啓発し、回収量の増加に努めます。

今後も、従来通り、ダンボール類、新聞紙類、雑誌類を月1~2回収し、回収業者に売却します。

⑧集団回収の推進

学校・子供会による古新聞、古雑誌、金属類等を回収する集団回収は、リサイクル推進や地域の活性化効果があります。住民の集団回収への参加・協力を促進するため、活動の活性化に向けた施策について検討します。

⑨拠点回収の推進

現在、安平町・厚真町において、古着・古布、小型電子・電気機器の拠点回収、厚真町において、廃食油、使用済み割りばし、眼鏡の拠点回収を行っています。それぞれの拠点回収の拡大を図るため、地域住民に対して周知・啓発を行い、回収量の増加に努めます。

⑩事業者による資源回収活動の推進

小規模事務所ではOA用紙等のリサイクル可能な古紙類は、ごみとして排出されることが多い状況にあります。事業所・各種団体が連携したリサイクルルートの構築など、事業者による古紙類の資源回収活動の協力・支援について検討します。

6-3 収集運搬計画

1. 目標

今後も苫小牧市との広域処理、生ごみ処理の民間委託を継続していくため、現在分別実施中の「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「生ごみ」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「紙パック」、「プラスチック」、「紙類」及び「剪定枝」の10種について、今後も継続します。

現在分別実施中の資源物については、引き続き住民や事業者分別排出徹底を啓発するための施策を実施していきます。

2. 分別区分の拡大

現在、未実施のものは「ダンボール」及び「新聞紙・雑誌」となっており、これらの品目については、地域の集団回収やごみステーションによる古紙回収で回収を継続します。

3. 基本事項

(1) 収集運搬範囲

現行通り、収集対象は構成町の行政区域を対象とします。

(2) 収集運搬方法

現行体制のステーション方式を継続します。

また、将来、高齢化等により、ごみ出しが困難となる世帯の増加が懸念されるため、ごみステーションの拡充を検討します。

(3) 有料指定ごみ袋・ごみ処理手数料体系

現行体制のごみ処理手数料を継続し、ごみ処理手数料収入は、ごみ処理や減量化・資源化施策の推進に充てていきます。

表 6-2 ごみ処理手数料

区分	処理方法	処理手数料			
家庭系ごみ	組合による収集	有料指定袋	燃やせるごみ・ 燃やせないごみ	20L	40円/枚
				30L	60円/枚
				40L	80円/枚
		資源物(缶・びん・ペットボ トル・紙パック・プラスチ ック・紙類)	7.5L	15円/枚	
			15L	30円/枚	
			20L	7円/枚	
	塵芥処理場へ自己搬入	10kgまで50円(10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額)(燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ・資源物(缶・びん・ペットボトル・紙パック・プラスチック・紙類)・大型ごみ)	30L	9円/枚	
			40L	11円/枚	
	大型ごみの収集申し込み		1個又は1組につき、500円(大型ごみ処理券)		
事業系ごみ	収集運搬許可業者へ依頼 塵芥処理場へ自己搬入		10kgまで50円(10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額)		

(4) 収集頻度

現行体制の収集頻度を継続します。

表 6-3 収集頻度

区分		収集頻度
燃やせるごみ		週1回(火曜日)
燃やせないごみ		月2回(第1・第3土曜日)
生ごみ		週2回(月・木曜日)
資源物	缶	月1回(安平町は第4水曜日、厚真町は第2水曜日)
	びん	月1回(安平町は第2水曜日、厚真町は第4水曜日)
	ペットボトル	月2回(第1・第3水曜日)
	紙パック	月2回(第1・第3水曜日)
	プラスチック	週1回(金曜日)
	紙類	月3回(第2・第4・第5土曜日)
	剪定枝	[4~11月]週2回(月・木曜日) [12~3月]週1回(火曜日)
有害ごみ		月2回(第1・第3土曜日)
大型ごみ (収集申し込みの場合)		月2回 [安平町(早来地区)]月2回(第1・第3水曜日) [安平町(追分地区)]月2回(第2・第4火曜日) [厚真町]月2回(第1・第3火曜日)

(5) 収集運搬体制

現行通り、委託業者による収集を継続します。

4. 収集運搬量

目標年次における収集品目の収集運搬量を表 6-4に示します。

表 6-4 目標年次(平成39年度)における組合の収集運搬量の見込み

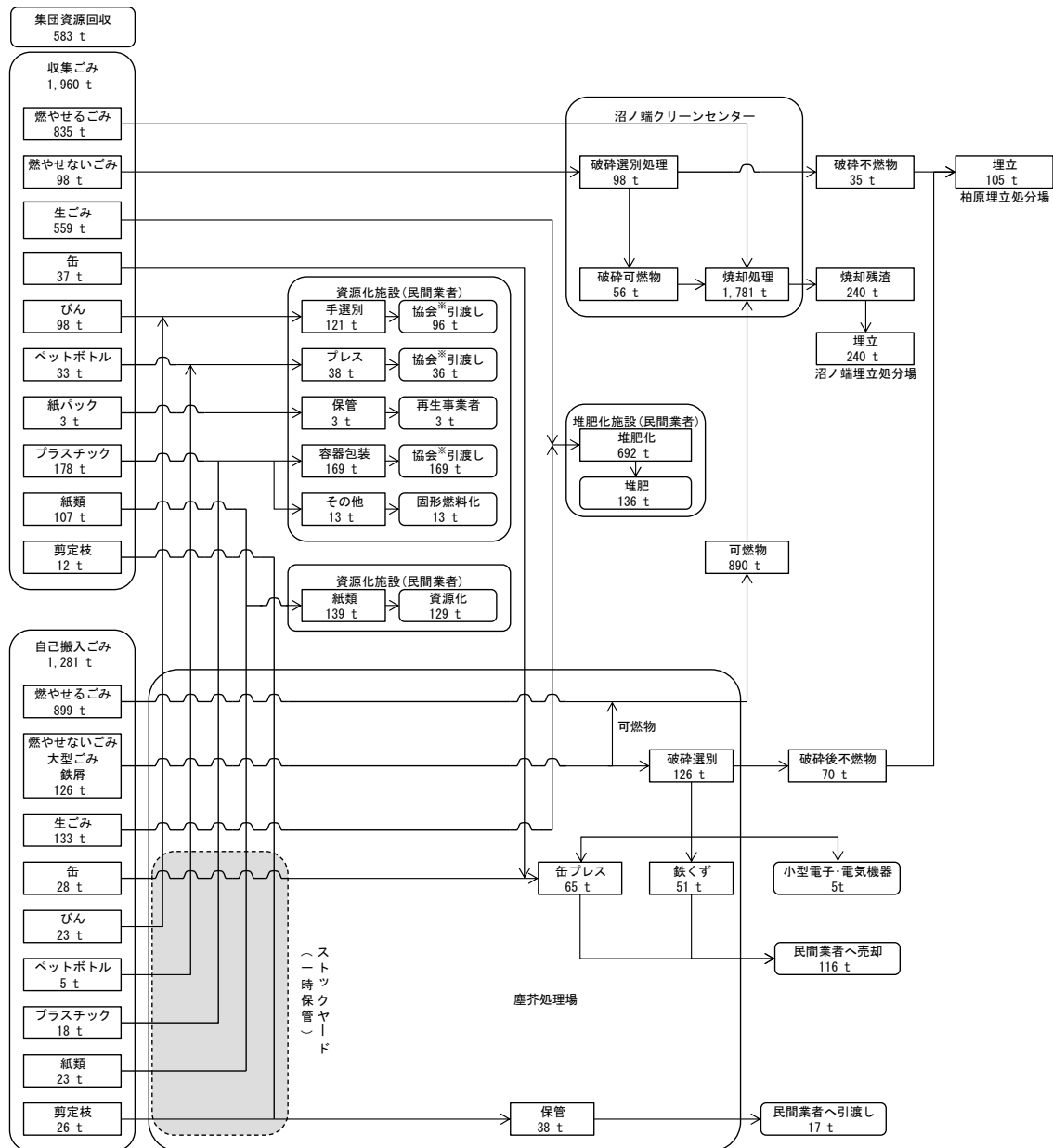
(単位：t/年)

収集品目	運搬先	運搬量			
		安平町	厚真町	二町合計	
燃やせるごみ	苫小牧市	470	365	835	
燃やせないごみ		48	50	98	
生ごみ	塵芥処理場→民間業者	340	219	559	
資源物	缶	塵芥処理場→民間業者	25	12	37
	びん	民間業者	58	40	98
	ペットボトル		21	12	33
	紙パック		2	1	3
	プラスチック	民間業者	117	61	178
	紙類	民間業者	69	38	107
	剪定枝	塵芥処理場→民間業者	11	1	12
	計		303	165	468
合計		1,161	799	1,960	

6-4 中間処理・最終処分計画

1. 目標

ごみの中間処理については、今後も苫小牧市との広域処理及び生ごみ処理の民間委託を継続します。目標年次(平成39年度)における処理フローを図 6-1に示します(処理量算出方法は、資料編を参照)。



※協会は、公共財団法人日本容器包装リサイクル協会の略です。

図 6-1 目標年次(平成39年度)におけるごみ処理フロー

また、資源物の分別推進により、リサイクル率の向上を目指し、リサイクル目標値を以下の通りとします。

リサイクル率の目標				
平成39年度のリサイクル率を34%以上に向上する。				
(単位：t/年)				
内訳	平成28年度 (実績)	平成34年度 (中間年次)	平成39年度 (目標年次)	
①ごみ処理量	3,632	3,416	3,241	
②集団資源回収量	617	594	583	
③ 処理 による 資源 化量	缶	70	66	65
	鉄屑	57	52	51
	剪定枝	11	17	17
	小型電子・電気機器	6	5	5
	堆肥化生ごみ	157	145	136
	びん類	102	98	96
	ペットボトル	40	37	36
	紙パック	2	3	3
	容器包装プラスチック	170	171	169
	その他プラスチック	12	13	13
	紙類	132	131	129
計	759	738	720	
リサイクル率(②+③)÷(①+②)	32.4%	33.2%	34.1%	

2. 中間処理

(1) 燃やせるごみ

現行処理を継続し、苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターの焼却施設で苫小牧市のごみと合わせて焼却処理します。焼却施設では、焼却排ガスの熱を回収し、発電や施設内暖房等に利用することによってサーマルリサイクルを推進します。

(2) 燃やせないごみ

現行処理を継続し、収集分は苫小牧市の沼ノ端クリーンセンターの破碎施設で苫小牧市のごみと合わせて破碎選別処理し、破碎後の可燃物は焼却処理します。塵芥処理場への自己搬入分は破碎設備で破碎・金属等回収後、苫小牧市の柏原理立処分場へ搬送し、埋立処分します。

(3) 生ごみ

地元の民間業者の処理施設で堆肥化処理を行いますが、稼働開始から20年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、今後の処理方法について民間業者と協議します。製造した堆肥は、地元農家等で利用します。

(4) 資源物

現行処理を継続します。

缶は、塵芥処理場で回収・プレスして、回収事業者に売却します。

びん・ペットボトル・紙パックは、民間業者の資源化施設に搬送し、資源化処理を行い、びん類・ペットボトルは指定法人ルートへ搬出、紙パックは再生事業者へ売却紙パックは再生事業者に売却します。

プラスチックは民間業者の資源化施設に搬送し、容器包装とその他プラスチックに選別後、圧縮梱包します。容器包装は指定法人ルートへ搬出、その他プラスチックは固形燃料化し、苫小牧市内の工場で利用します。

紙類は民間業者の資源化施設に搬送し、資源化します。

剪定枝は民間業者に引渡しします。

3. 最終処分

焼却灰用の沼ノ端埋立処分場については、焼却灰のセメント化によって平成33年3月末まで延命化を図り、その間、現処分場の隣接地に沼ノ端第2埋立処分場を整備する計画です。

燃やせないごみ用の柏原埋立処分場については、平成40年以降の満了予定となるため、次期最終処分場の整備について、まず、組合行政区域内における適地選定を行い、その結果を基に苫小牧市と建設場所について協議を進めていきます。

4. 塵芥処理場について

現行体制を継続し、組合塵芥処理場では、自己搬入ごみや一部資源物を一時保管し、大型ごみ、燃やせないごみの選別・破碎・金属回収を行った後、苫小牧市へ搬送します。

また、効率的な施設整備を進め、施設の長寿命化を図ります。

6-5 その他の計画

1. 不法投棄対策

地域住民、事業者、警察等の関連部署と連携し、構成町が不法投棄摘発のためのパトロール等を実施し、不法投棄を未然に防止します。

2. 災害廃棄物への対策

組合では、災害時の対応や災害廃棄物の適正な処理などについて、ごみの広域処理を行っている苫小牧市との連携や調整を含め、協議を進めていきます。

3. 在宅医療廃棄物の処理

近年、高齢化が進み、自宅療養者の増加に伴い、在宅医療廃棄物(注射針、カテーテル、ガーゼ等)の増加が見込まれます。これらは廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任があります。本組合では、在宅医療で使用した注射器・針は危険・特殊なごみとして収集対象外とし、その処理をかかりつけの病院へ相談することとしています。

今後も、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利な物は収集対象外とし、その処理をかかりつけの病院へ相談してもらうよう指導していきます。